

令和6年度

年金積立金管理運用独立行政法人
業務実績報告及び自己評価書

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I	年金積立金の管理及び運用業務

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度				令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
										予算額（千円）	－	－	－	－	－
										決算額（千円）	－	－	－	－	－
										経常費用（千円）	－	－	－	－	－
										経常利益（千円）	－	－	－	－	－
										行政コスト（千円）	－	－	－	－	－
										従事人員数	－	－	－	－	－

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図るため、（１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針、（２）基本的な運用手法及	（１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針【A】 （２）基本的な運用手法及び運用目標【A】 （３）運用の多様化・高度化【A】 （４）運用受託機関等の選定、評価及び管理【A】 （５）リスク管理【S】 （６）スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資【A】 （７）情報発信・広報及び透明性の確保【A】	＜評定と根拠＞ 評定：A 令和6年度においても、第4期中期目標で設定された収益目標を達成した。具体的には、①令和6年度における資産全体の収益率は+0.71%、収益額は+約1.7兆円となった。また、令和6年度における資産全体の超過収益率は+0.09%となった。②年金積立金全体（年金特会含む）の実質的な運用利回りについて、市場運用開始以降24年間の平均では+3.99%となり、長期的な運用目標（名目賃金上昇率+1.7%）を上回っている。 リスク指標については、8月上旬の金融資本市場における調整局面を含めても、昨年度並みの低水準に抑制した。①推定トラッキングエラーは、令和6年度13～27bp（令和5年度13～29bp、令和4年度16～44bp、令和3年度18～35bp、令和2年度43～108bp）となり、②VaR レシオは令和6年度0.98～1.01（令和5年度1.00～1.02、令和4年度1.00～1.04、令和3年度1.00～1.03、令和2年度1.01～1.05）で推移している。（VaR レシオとは、リスク量について基本ポートフォリオからの乖離度合いを示した指標で、1に近いほど基本ポートフォリオと整合的なリスク分散状況となる。以下同じ。） 基本ポートフォリオに基づく着実な運用を行い、リスク水準を抑制

				び運用目標、（３）運用の多様化・高度化、（４）運用受託機関等の選定、評価及び管理、（５）リスク管理、（６）スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資、（７）情報発信・広報及び透明性の確保の各項目を実施したか。		した上で、①伝統資産においては、金融工学に基づく定量的な分析に基づき、先進国株式（除く北米）アクティブポートフォリオ、米国投資適格社債を対象としたアクティブポートフォリオを新たに構築したこと、②オルタナティブ資産においては、SBDA（Spread Based Direct Alpha。伝統資産と比較した超過収益を測定できる手法）を活用して超過収益獲得の確信度の高い案件を着実に積み上げたこと、③リスク管理については、様々なリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的に分析を行い、精緻な管理を行うとともに、各資産におけるリスク管理の取組も強化するなど、安定的に超過収益を獲得するために、運用の多様化・高度化、リスク管理などにおいて、継続的に改善を図った。 超長期で行う年金積立金の運用成果を単年度実績のみで評価するものではないが、ボラティリティが高まる局面があった中でも、リスクを低水準に抑制しつつ、必要な収益を確保したことは、目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を上回る成果と評価する。 このほか、スチュワードシップ活動やE S Gを考慮した投資に関しては、①上場企業に対してインタビューを行い、機関投資家によるエンゲージメントに関して、企業から見た評価や課題をとりまとめたこと、②持続可能性を考慮した投資（サステナビリティ投資）について、ESG やインパクトを考慮した投資などを包含するものと定義したうえで、その考え方、目的、主な取組内容などをサステナビリティ投資方針として策定したこと、③スチュワードシップ活動・ESG 投資の効果測定を外部機関と協働して実施したこと等、新たな取組も実施した。 広報に関しては、戦略的な情報発信のため、オウンドメディアの特性に合わせた広報活動に注力した。①業務概況書の内容を分かりやすく解説する動画などを YouTube で公開、②世間の関心を意識したタイムリーな情報発信を X で実施、③人材確保にもつながる情報発信を公式 HP で行うなど、メディアの特性を活かした情報発信を行った。 以上により、「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」という所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aと評価する ＜課題と対応＞ ● 市場インパクトを回避しつつ、適時適切なリバランスを行うための、投資判断・執行体制等の更なる高度化 ● 定量的なリスク・リターン分析・検証を踏まえたアクティブファンドの新規選定・入れ替えにより、より安定的な超過収益獲得が期待できるアクティブファンドポートフォリオを構築
--	--	--	--	--	--	---

						● オルタナティブ投資の定量的な分析手法の確立に向けた検証を進めつつ、適切なリスク管理体制を整備しながら、新たな投資手法の検討を含め、取組を着実に推進 ● これまでの ESG、スチュワードシップ活動に対する効果検証やサステナビリティ投資方針を踏まえたサステナビリティ投資の推進 ● 透明性の確保や情報発信の充実による国民からの一層の理解と信頼の確保
--	--	--	--	--	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報	
I－1	年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

2．主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
株主議決権行使を適切に行った運用受託機関の数及び割合	株主議決権行使等の適切な対応	51/51 100%	55/55 100%	63/63 100%	78/78 100%	122/122 100%	160/160 100%				予算額（千円）				
											決算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
											経常費用（千円）				
同一企業発行有価証券の保有に関する制限を遵守した運用受託機関（自家運用を含む）の数及び割合	同一企業発行有価証券の保有に関する制限の遵守	22/22 100%	19/20 95%	22/23 96%	34/35 97%	43/43 100%	44/44 100%				経常利益（千円）				
											行政コスト（千円）				
											従事人員数				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は次のとおりとする。 1．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （1）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （1）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （1）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （1）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 令和2年3月に厚生労働大臣から示された第4期中期目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することとされ	<評定と根拠> 評定：A 関係法令等基本的な方針に従って、市場への影響等に十分留意して年金積立金の管理及び運用業務を実施しており、「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）」の趣旨に賛同して受け入れるとともに、新たに「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」を策定した。 精緻な流動性管理を安定的に行っており、寄託金償還の見通し等について厚生労働省と密に情報交換し、流動性管理に活用することで、寄託金償還等が運用に与える影響を最小化している。また、売却による収益への影響、市場に与えるインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。さらに、リスク管理に活用している先物取引について、先物の残高が定められた利用範囲を超過しないよう、前日時点の先物及びキャッシュの残高をモニタリングできる仕組みをビジネスインテリジェンスツール上に構築した。 幅広い分析、迅速な投資判断、機動的な執行という運用サイクルが定着し市場急変時に的確に対応した。具体的には、①投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定したこと、②市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整したこと（I－5参照）、③基本ポートフォリオとの乖離状況等の把握・分析等について、従来の要因分析だけでなく、金利や

	年金積立金の運用に当たっては、以下の制度上の枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めること。 ① 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令及び中期目標の定めるところに基づき行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号）の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、管理運用主 ② 外部運用機	年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令並びに中期目標及び中期計画の定めるところに基づき行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。）の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、リターン・リスク等の	＜評価の視点＞ （1）年金積立金の管理及び運用に当たって、関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用並びに組織運営を行っているか。また、積立金基本指針の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行っているか。 （2）年金積立金の管理及び運用	た。第4期中期計画において、財政検証及び中期目標並びに近年の経済情勢を踏まえて令和2年3月に策定した基本ポートフォリオ（令和2年4月から適用）に沿って、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点から運用を行っている。 第4期中期目標において、年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこととされた。 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、「業務方針」という。）については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行った。 令和6年度は、令和6年12月2日、令和7年3月27日付で改正を実施し、ホームページにおいて公表した。 （令和6年12月2日改正） 自家運用の執行能力の向上並びに執行プロセスの公正性、透明性及び一貫性の確保を図ることを目的として、取引先の評価・選定基準等を定めることに関する規程を置く等の所要の改正を行った。 （令和7年3月27日改正） 第5期中期計画及びサステナビリティ投資方針の策定に伴い、所要の改正を行った。 令和6年8月28日に策定された「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）」の趣旨に賛同して受け入れるとともに、「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」を策定し、公表した。	クレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な角度から分析したこと（I-5参照）、④運用受託機関の入れ替えに伴う、資金回収・再配分時も、現物移管の活用や分散執行を行う、等の工夫を行っている。 さらに、ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資行動のPDCAサイクルを回す体制が定着している。（I-5参照） 以上の取組による、基本ポートフォリオに基づく安定的かつ着実な運用と、リスク管理の精緻化という成果の上に、超過収益の獲得を目的としたアクティブ運用にも注力した。（I-3、I-4及びI-5参照） 本項目は、関係法令等に従って年金積立金の管理及び運用を行うという全ての項目の基礎となるものであり、定量目標は設定されていないが、資産規模の拡大する中、市場のボラティリティが高まる局面においても、流動性の確保、リスクの管理・抑制、（超過）収益の獲得に向けた取組をバランス良く実行できる体制を確保したことは、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aと評価する。 【評価の視点】 （1）関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用並びに組織運営を行っている。積立金基本指針の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行ったほか、令和6年度には「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）」を受け入れるとともに、「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」を新たに策定しており、所期の目標を達成していると考える。 （2）業務方針について、必要に応じて見直しを実施し、改正を行っ
--	--	--	--	--	---

	関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）第21条等） これにより、法人が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっている。 ③ 法人の中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第79条の2等の目的に適合するものでなければならない。（法第20条第2項） 年金積立金の	体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。	特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、管理運用主体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。	に関する具体的な方針について、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行っているか。		ており、所期の目標を達成していると考える。
--	--	--	---	--	--	------------------------------

運用に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえること。						
① 法人は長期運用機関であることから、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、資産や地域等の分散投資の推進とあいまって、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくこと。						
② 公的性格を有する法人の特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意すること。						
③ 法人は、世界最大級の機関投資家であり、法人の投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意すること。						
積立金の管理						

	及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号）を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。					
	（2）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ① 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。	（2）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ①受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。	（2）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ① 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。	（3）慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。	（2）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ① 受託者責任の徹底 法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。 また、法令等遵守の推進を目的として以下の取組みを行ったほか、運用の多様化・高度化に伴い、運用部門の業務内容が拡大していることから、コンプライアンス機能の一層の強化を目的に令和6年10月に法務室内にコンプライアンス体制強化準備室を設置し、令和7年3月にコンプライアンスチームを立ち上げた。 ア 被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（令和6年4月及び7月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。 イ 1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、行動規範の実施状況の確認、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッションを実施した。 ウ コンプライアンスの一層の徹底を図ることを目的に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修を実施した。また、コンプライアンスに関する集合研修については、倫理規程やコンプライアンスについて一層の理解を促すことを目的とした研修を実施し、役職員の意識向上を図った。	（3） 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しており、所期の目標を達成していると考ええる。

	② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けないことがないよう、十分留意すること。 企業経営等を与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権の行使等についての適切な対応を行うとともに、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。	②市場及び民間の活動への影響に対する考慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。 また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮し、以下の点について配慮する。 i 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。	② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを受けないことがないよう十分留意しているか。 また、企業経営等を与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行っているか。	（４）市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けないことがないよう十分留意しているか。 （５）企業経営等を与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行っているか。 （６）運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設け、保有状況の確認を	エ 毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを適宜執務室内に張り替え掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図る取組みを実施した。 ② 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 ア 令和６年度においては、精緻な流動性管理を安定的に行えるようになり、寄託金の受入れや償還が運用に与える影響を最小化した。寄託金の受入れや償還等の見通しについては厚生労働省と密に情報交換し、流動性管理に活用した。また、寄託金の受入れや償還による収益への影響、市場に与えるインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。 イ 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施した。市場の動きに対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判断し、執行する運用体制を確立している。 ・投資委員会において、市場や経済動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定した。 ・リバランスのための専門のチームにおいて市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整した。 ・インハウスファンドにおいて流動性の高い債券先物及び株価指数先物を活用するとともに、先物の残高が定められた利用範囲を超過しないよう、前日時点の先物及びキャッシュの残高を自動的に捕捉する仕組みを構築した。 ・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかどうか事後検証を実施した。 ・運用受託機関構成の変更等に伴い、資金を回収し再配分する際には、現物移管や分散して執行すること等により、市場の価格形成に影響を与えないように実施した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。	（４）資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施した。市場の動きに対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判断し、執行する運用体制を確立している。具体的には以下のとおりである。 ・投資委員会において、市場や経済動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定した。 ・リバランスのための専門のチームにおいて市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整した。 ・インハウスファンドにおいて流動性の高い債券先物及び株価指数先物を活用するとともに、先物の残高が定められた利用範囲を超過しないよう、前日時点の先物及びキャッシュの残高を自動的に捕捉する仕組みを構築した。 ・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかどうか事後検証を実施した。 ・運用受託機関構成の変更等に伴い、資金を回収し再配分する際には、現物移管や分散して執行すること等により、市場の価格形成に影響を与えないように実施した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （５）企業経営等を与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしており、適切な対応を行っており、所期の目標を達成していると考え。 （６）民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の５％以下となるよう引き続き求めている。令和６年度においては、５％を超える事象について該当がなかった。 以上により、所期の目標を達成していると考え。
--	---	---	---	--	--	--

	(3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。	ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 (3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	状況を確認する。 ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 (3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	行っているか。 (7) 株式運用において個別銘柄の選択を行っていないか。 (8) 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めているか。	ii 民間の企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 (3) 他の管理運用主体との連携 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び当法人の4管理運用主体間で、各主体の基本ポートフォリオの検証結果について相互に共有する等、情報連携に努めた。 また、令和6年に「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（以下「財政検証」という）が作成されたことに伴い、4管理運用主体が共通して参酌する「積立金の資産の構成の目標」（以下「モデルポートフォリオ」という）について、4管理運用主体が共同して、厚生労働大臣から示される積立金基本指針に基づき検討を行い、変更を行った。	(7) 企業経営等に与える影響を十分に考慮し、運用受託機関に個別銘柄指図は行っておらず、所期の目標を達成していると考ええる。 (8) 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び当法人の4管理運用主体間で、各主体の基本ポートフォリオの検証結果について相互に共有する等、情報連携に努めた。 また、令和6年度は財政検証が行われたことに伴い、4管理運用主体が共通して参酌するモデルポートフォリオについて、4管理運用主体が共同して、厚生労働大臣から示される積立金基本指針に基づき検討を行い、変更を行った。以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 ● 第5期中期目標の達成の達成に向け、第4期中期目標期間の取組の分析・検証に基づき、運用環境の変化や運用資産額の拡大等に着実に対応しながら、年金積立金の管理及び運用業務を遂行
--	--	--	--	---	---	--

1．当事務及び事業に関する基本情報	
I－2	基本的な運用手法及び運用目標

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
資産全体のベンチ マーク収益率の確 保	資産全体のベン チマーク収益率 の確保	資産全体に対する超過 収益率	+0.32%	－0.06%	－0.06%	+0.04%	+0.09%		《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。	予算額（千円）	—				
各資産のベンチマ ーク収益率の確保	各資産のベンチ マーク収益率の 確保	国内債券に対する超過 収益率	+0.02%	+0.23%	－0.09%	+0.20%	+0.26%			決算額（千円）					
		国内株式に対する超過 収益率	－0.59%	+0.13%	－0.27%	+0.07%	+0.09%			経常費用（千円）					
		外国債券に対する超過 収益率	+1.63%	+0.41%	+0.44%	+0.51%	+0.09%			経常利益（千円）	—	—	—	—	—
外国株式に対する超過 収益率	－0.79%	－0.90%	－0.05%	－0.57%	－0.26%		行政コスト（千 円）	—		—	—	—	—		
ベンチマーク収益 率を用いたパフォ ーマンス評価の結 果を経営委員会へ 報告し、投資行動 のPDCAサイクルの 取組を実施した回 数	ベンチマーク収 益率の確保	4 回	14 回	13 回	13 回	13 回	13 回		従事人員数	—	—	—	—	—	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	3．基本的な運用 手法及び運用目標 （1）長期的な観 点からの資産構成 割合に基づく運用 年金積立金の運 用は、厚生年金保 険法第2条の4第 1項及び国民年金 法第4条の3第1 項に規定する財政 の現況及び見通し	3．基本的な運用 手法及び運用目標 （1）基本ポート フォリオに基づく 運用 年金積立金の運 用は、厚生年金保 険法（昭和29年 法律第115号） 第2条の4第1項 及び国民年金法 （昭和34年法律	3．基本的な運用 手法及び運用目標 （1）基本ポート フォリオに基づく 運用 基本ポートフォ リオに基づきリバ ランス等を行い、 これを適切に管理 する。		3．基本的な運用手法及び運用目標 （1）基本ポートフォリオに基づく運用 年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を 超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを 行い、適切に管理することとしているが、令和6年度においては、乖離 許容幅の上限または下限に達することはなかった。	< 評定と根拠 > 評定：A 令和6年8月上旬の金融資本市場における調整局面など、ボラテ ィリティの高い市場環境が続いたにもかかわらず、第4期中期目標 で設定された収益目標を達成した。令和6年度における資産全体の 収益率及び収益額についてはそれぞれ+0.71%、+約1.7兆円となっ た。また、令和6年度における超過収益率は+0.09%となった。 国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体につ いて、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年 度以降の24年間の平均で+3.99%となっており、平成27年度以降 の長期的な運用目標1.7%を上回っている。 代表的なリスク指標は昨年度並みの低水準に抑制している。①推 定トラッキングエラーは、令和6年度に13～27bp（令和5年度13～

	を踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。 【重要度 高】 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。 （2）ベンチマーク収益率の確保 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマー	第141号）第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 利子や配当収入を含め、世界経済の成長の果実を長期的かつ安定的に獲得するとともに、リスク管理の観点から、資産や地域等を分散させた長期国際分散投資を基本とする。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。 （2）ベンチマーク収益率の確保 各年度における資産全体及び各資産ごとのベンチマーク収益率を確保		＜評価の視点＞ （1）基本ポートフォリオに基づく年金積立金の管理及び運用を適切に行っているか。	（2）評価ベンチマーク収益率の確保 【資産全体及び各資産の対評価ベンチマーク超過収益率】 令和6年度の資産全体の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。 ●令和6年4月～令和7年3月	29bp 令和4年度 16～44bp 令和3年度 18～35bp、令和2年度 43～108bp)、②VaR レシオは、令和6年度は 0.98～1.01 (令和5年度 1.00～1.02、令和4年度 1.00～1.04、令和3年度 1.00～1.03、令和2年度 1.01～1.05) で推移した。 また、財政検証で示された4つの経済前提それぞれに対応する期待リターンを想定し、運用目標である実質的な運用利回り 1.9%を満たしつつ、最もリスクの小さいポートフォリオを、第5期中期目標期間の基本ポートフォリオとして策定した。 様々な不確定要素が生じた中でも、基本ポートフォリオに基づいた管理・運用により、リスクを低水準に抑制しつつ、必要な収益を確保したこと。さらに、第5期中期目標に定められた運用目標を最低限のリスクで確保する基本ポートフォリオを策定したことは、目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を上回る成果と判断し、Aと評価する。 【評価の視点】 （1）資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況 については、原則毎営業日ベースで把握し、基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う等、基本ポートフォリオを適切に管理するために必要な措置を講じている。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （2）資産全体について、令和6年度における超過収益率は+0.09%となった。一方で、推定トラッキングエラーは令和6年度では13～27bp、VaR レシオは 0.98～1.01 で推移しリスクは低水準に抑制した。 各資産については、国内債券はプラスの超過収益率、外国債券と国内株式はベンチマーク並み、外国株式はマイナスの超過
--	---	---	--	---	---	---

	ク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。	するよう努めるとともに、中期目標期間においても各々のベンチマーク収益率を確保する。	ンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各々の評価ベンチマーク収益率を確保する。	るとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保しているか。	<table><tr><td colspan="2">(単位：％)</td></tr><tr><td></td><td>超過収益率</td></tr><tr><td>資産全体</td><td>+0.09</td></tr></table> 令和6年度においては、FRB が利下げに転じたことや年末にかけての米国巨大ハイテク銘柄が主導する株高、および日銀の利上げなどにより、最終的には株式、債券ともに、外国資産はプラス、国内資産はマイナスのリターンとなったが、第4期中期目標で設定された収益目標を達成した。令和6年度における資産全体の収益率及び収益額についてはそれぞれ+0.71％、+約 1.7 兆円となった。令和6年度における超過収益率は+0.09％となった。一方で、推定トラッキングエラーは令和6年度では13～27bp、VaR レシオは0.98～1.01 で推移しリスクは引き続き低水準に抑制した。 国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体について、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年度以降の24年間の平均で+3.99％となっており、平成27年度以降の長期的な運用目標1.7％を上回っている。 また、令和6年度の各資産の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。令和6年度は令和5年度に引き続き、資産全体の超過収益率を確保するため、為替リスクや金利リスク等について、複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。 ●令和6年4月～令和7年3月 <table><tr><td colspan="2">(単位：％)</td></tr><tr><td></td><td>超過収益率</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>+0.26</td></tr><tr><td>パッシブ</td><td>-0.00</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>+0.50</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>+0.09</td></tr><tr><td>パッシブ</td><td>-0.04</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>+4.00</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>+0.09</td></tr><tr><td>パッシブ</td><td>+0.02</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>+1.89</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>-0.26</td></tr><tr><td>パッシブ</td><td>-0.25</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>-0.69</td></tr></table> 各資産については、国内債券はプラスの超過収益率、外国債券と国内株式はベンチマーク並み、外国株式はマイナスの超過収益率となった。 国内債券については、+0.26％の超過収益率となった。金利ポジションと物価連動国債の保有、国内債券アクティブ運用がプラスに寄与し	(単位：％)			超過収益率	資産全体	+0.09	(単位：％)			超過収益率	国内債券	+0.26	パッシブ	-0.00	アクティブ	+0.50	外国債券	+0.09	パッシブ	-0.04	アクティブ	+4.00	国内株式	+0.09	パッシブ	+0.02	アクティブ	+1.89	外国株式	-0.26	パッシブ	-0.25	アクティブ	-0.69
	(単位：％)																																						
		超過収益率																																					
	資産全体	+0.09																																					
	(単位：％)																																						
		超過収益率																																					
	国内債券	+0.26																																					
	パッシブ	-0.00																																					
	アクティブ	+0.50																																					
	外国債券	+0.09																																					
パッシブ	-0.04																																						
アクティブ	+4.00																																						
国内株式	+0.09																																						
パッシブ	+0.02																																						
アクティブ	+1.89																																						
外国株式	-0.26																																						
パッシブ	-0.25																																						
アクティブ	-0.69																																						
ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。	ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。	パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告する。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCAサイクルが回るように努める。	(3)ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いているか。	(4)パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告しているか。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCA																																			
【目標設定の考え方】																																							
ベンチマーク収益率と法人の実際の運用収益率を比較することにより、法人の運用実績の評価を行う。なお、運用実績の評価に当たっては、運用する資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できないこと等の要因があることを考慮する。	パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告する。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCAサイクルが回るように努める。	パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率との比較による評価は、厚生労働大臣への寄託金の償還及び年金特別会計への納付等のためベンチマークに含まれない短期資産を保有すること、税金及び取引執行費用等はベンチマーク収益率に反映されていないこと等を踏まえ																																					
【重要度 高】																																							
上記の事項は、																																							
効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことか																																							

	ら、重要度が高いものとする。		て行う。	サイクルが回るように努めているか。	た。	(I－5参照)
	(3)モデルポートフォリオの策定及び見直し 他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。 財政の現況及び見通しが作成されたときや、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。	(3)モデルポートフォリオの策定 他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオを策定する。 (4)モデルポートフォリオの見直し モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離し、又は大きく変化する可能性がある等、経営委員会がその必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要な修正を行う。このようなモデルポートフォリオの検証は、基本ポートフォリオの検証において必要と判断されたときに実施する。		(5)他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下、「モデルポートフォリオ」という。）を定めているか。 (6)モデルポートフォリオについて、財政の現況及び見通しが作成されたときや策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討を加え、必要に応じ、これを変更しているか。	外国債券については、+0.09%の超過収益率となった。米国投資適格社債のアクティブ運用、オルタナティブ資産がプラスに寄与した。 国内株式については、+0.09%の超過収益率となった。ESG パッシブ運用と国内株式アクティブ運用が寄与した。 外国株式については、-0.26%の超過収益率となった。オルタナティブ資産がプラスに寄与する一方、外国株式アクティブ運用がマイナスに寄与した。 ●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・ベンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。ベンチマーク要因は、令和6年度は令和5年度に引き続き、為替リスクや金利リスク等について複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。	以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (5)モデルポートフォリオは、他の管理運用主体と共同して定め ており、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定している。 以上により、所期の目標を達成していると考え

				分析に加えて、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的な分析を行うなど、できる限り投資行動に沿った要因分解も行った。 「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオに係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②ベンチマーク要因、③ファンド要因、④その他要因（誤差を含む）の4つの要因に分解すると、次のとおりである。 <table><tr><th colspan="6">(単位: %)</th></tr><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="5">資産全体のうち「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオの超過収益率の要因分解</th></tr><tr><th>資産配分要因①</th><th>ベンチマーク要因②</th><th>ファンド要因③</th><th>その他要因 (誤差含む) ④</th><th>寄与度 ①+②+③+④</th></tr><tr><td>全体: +0.05%</td><td>+0.04</td><td>+0.05</td><td>-0.05</td><td>+0.01</td><td>+0.05</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>+0.05</td><td>+0.03</td><td>+0.01</td><td>+0.01</td><td>+0.09</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>-0.02</td><td>+0.00</td><td>+0.00</td><td>+0.01</td><td>-0.01</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>-0.00</td><td>+0.02</td><td>-0.00</td><td>-0.00</td><td>+0.02</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>+0.02</td><td>-0.00</td><td>-0.06 (うちPE: +0.01)</td><td>+0.00</td><td>-0.04</td></tr></table> 「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオに係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率については、投資行動に沿って、①インフラストラクチャー、②不動産、③為替調整、④短期資産の4つに分解すると、次のとおりである。 <table><tr><th colspan="6">(単位: %)</th></tr><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="5">資産全体のうち「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオの超過収益率の要因分解</th></tr><tr><th>インフラストラクチャー ①</th><th>不動産 ②</th><th>為替調整 ③</th><th>短期資産 ④</th><th>寄与度 ①+②+③+④</th></tr><tr><td>全体: +0.04%</td><td>+0.05</td><td>+0.01</td><td>-0.02</td><td>+0.00</td><td>+0.04</td></tr></table>	(単位: %)							資産全体のうち「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオの超過収益率の要因分解					資産配分要因①	ベンチマーク要因②	ファンド要因③	その他要因 (誤差含む) ④	寄与度 ①+②+③+④	全体: +0.05%	+0.04	+0.05	-0.05	+0.01	+0.05	国内債券	+0.05	+0.03	+0.01	+0.01	+0.09	外国債券	-0.02	+0.00	+0.00	+0.01	-0.01	国内株式	-0.00	+0.02	-0.00	-0.00	+0.02	外国株式	+0.02	-0.00	-0.06 (うちPE: +0.01)	+0.00	-0.04	(単位: %)							資産全体のうち「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオの超過収益率の要因分解					インフラストラクチャー ①	不動産 ②	為替調整 ③	短期資産 ④	寄与度 ①+②+③+④	全体: +0.04%	+0.05	+0.01	-0.02	+0.00	+0.04	
(単位: %)																																																																											
	資産全体のうち「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオの超過収益率の要因分解																																																																										
	資産配分要因①	ベンチマーク要因②	ファンド要因③	その他要因 (誤差含む) ④	寄与度 ①+②+③+④																																																																						
全体: +0.05%	+0.04	+0.05	-0.05	+0.01	+0.05																																																																						
国内債券	+0.05	+0.03	+0.01	+0.01	+0.09																																																																						
外国債券	-0.02	+0.00	+0.00	+0.01	-0.01																																																																						
国内株式	-0.00	+0.02	-0.00	-0.00	+0.02																																																																						
外国株式	+0.02	-0.00	-0.06 (うちPE: +0.01)	+0.00	-0.04																																																																						
(単位: %)																																																																											
	資産全体のうち「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオの超過収益率の要因分解																																																																										
	インフラストラクチャー ①	不動産 ②	為替調整 ③	短期資産 ④	寄与度 ①+②+③+④																																																																						
全体: +0.04%	+0.05	+0.01	-0.02	+0.00	+0.04																																																																						
(4) 基本ポートフォリオの策定及び見直し 経営委員会は、基本ポートフォリオを、モデルポートフォリオを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動	(5) 基本ポートフォリオの基本的考え方 経営委員会が策定する基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオを参酌し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外	(3) 基本ポートフォリオ モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う ・資産構成割合 国内債券25% 外国債券25% 国内株式25% 外国株式25% ・乖離許容幅	(7) 基本ポートフォリオについて、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定しているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合	(3) 基本ポートフォリオ 令和6年度においては第4期中期計画において定めた基本ポートフォリオ及び乖離許容幅に基づき年金積立金の運用を行った。なお、第4期中期計画の基本ポートフォリオは、運用目標（名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた実質的な運用利回り 1.7%）に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定されている。 また、令和6年度は財政検証が行われたことに伴い、4管理運用主体が共通して参酌するモデルポートフォリオについて、4管理運用主体が共同して、厚生労働大臣から示される積立金基本指針に基づき検討を行い、変更を行った。 さらに、上記のモデルポートフォリオを参酌し、管理運用法人の第5期中期計画における基本ポートフォリオを策定した。この基本ポートフ	(7) 第5期中期計画における基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定した。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分考慮している。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っている。 以上により、所期の目標を達成していると考える。																																																																						

	向を考慮して、フ ォワード・ルッキ ングなリスク分析 を踏まえて長期的 な観点から策定す ること。 その際、名目賃 金上昇率から下振 れするリスクが全 額国内債券運用の 場合を超えないこ ととするとともに 、株式等は想定 よりも下振れ確率 が大きい場合があ ることも十分に考 慮すること。また 、予定された積立 金額を下回る可能 性の大きさを適切 に評価するととも に、より踏み込ん だ複数のシナリオ で実施する等、リ スクシナリオ等 による検証を行う こと。 市場動向を踏ま えた適切なリスク 管理等を行い、基 本ポートフォリオ の策定時に想定し た運用環境が現実 から乖離している 等、必要があると 認めるときは、中 期目標期間中であ っても、必要に応 じて基本ポートフ ォリオの見直しの 検討を行うこと。 なお、市場への影 響等に鑑み必要が	の経済動向を考慮 して、フォワード・ ルッキングなリス ク分析を踏まえて 長期的な観点から 策定する。 その際、名目賃 金上昇率からの下 振れリスクが全額 国内債券運用の場 合を超えないこと とするとともに、 株式等は想定より も下振れ確率が 大きい場合がある ことも十分に考慮 する。また、予定 された積立金額を 下回る可能性の 大きさを適切に 評価するとともに 、より踏み込んだ 複数のシナリオで 実施するなど、リ スクシナリオ等 による検証を行う。 （６）基本ポート フォリオ ①資産区分ごとの 構成割合と乖離許 容幅 基本ポートフォ リオを構成する資 産区分については 、国内債券、国内 株式、外国債券 及び外国株式とし 、基本ポートフォ リオ及び乖離許 容幅を次のとおり 定める。 なお、以下に定	国内債券± 7 % 外国債券± 6 % 国内株式± 8 % 外国株式± 7 % 債券全体± 1 1 % 株式全体± 1 1 % （注）為替ヘッジ 付き外国債券及び 円建ての短期資産 については国内債 券に区分し、外貨 建ての短期資産に ついては外国債券 に区分する。 また、令和 6 年 度においては、厚 生労働大臣から示 される、積立基金 基本指針及び厚生 労働省で行われる 財政検証に基づき 、次期モデルポー トフォリオ案を他 の管理運用主体と 共同して策定する。 さらに、次期モ デルポートフォリ オ案を参酌し、管 理運用法人の次期 基本ポートフォリ オ案を策定する。 その際、必要に応 じて、現行基本ポ ートフォリオから 次期基本ポートフ ォリオへの円滑な 移行についても検 討する。 ① 乖離許容幅の 考え方 経済環境や市場 環境の変化が激し	を超えないこと とするとともに、 株式等は想定よ りも下振れ確率 が大きい場合が あることを十分 考慮しているか。 また、予定され た積立金額を下 回る可能性の 大きさを適切に 評価するととも に、より踏み込 んだ複数のシナ リオで実施する 等、リスクシナ リオ等による 検証を行っている か。	オリオは、経営委員会において6回にわたり議論を重ね決定し、令和7 年4月1日より適用となった。経営委員会での議論を円滑に進めるため、 令和4年度より経営委員会の下に経済・金融の専門家からなる検討作業 班を設け、多面的かつ包括的、理論的・実務的な観点から20回に及ぶ検 討を重ねた。 年金積立金の運用については、将来の安定的な年金給付に向けて、足 下の運用環境の変化や将来想定される運用環境に対応しながら、長期的 に年金財政上必要な利回りを最低限のリスクで確保することが必要である。 その上で、基本ポートフォリオの策定にあたっては、 ・厚生労働省が実施する財政検証の結果や、厚生労働大臣から与えら れる中期目標を踏まえるとともに、被用者年金一元化後の積立金運 用を担う4管理運用主体が共同して定めるモデルポートフォリオを 参酌した。 ・資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並び に内外の経済動向を考慮して策定した。 ・近年の世界情勢は、様々な地政学リスクや地球規模の課題がもたら す経済・社会への影響といった不確実性が高まっていることなどを 踏まえ、フォワード・ルッキングな観点からリスク分析を行った。 このような背景を踏まえ、各資産の期待リターンを推計し、各資産の リスクと資産間の相関係数の推計方法を変更するとともに数値を更新し た。その際、財政検証で示された4つの経済前提それぞれに対応する期 待リターンを想定することとし、運用目標である実質的な運用利回り 1.9%を満たしつつ、最もリスクの小さなポートフォリオを選定した結 果、資産構成割合は第4期と同様のものとなった。	
--	--	---	---	--	--	--

	あると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。	める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。 ・資産構成割合 国内債券 25% 外国債券 25% 国内株式 25% 外国株式 25% ・乖離許容幅 国内債券 ± 7% 外国債券 ± 6% 国内株式 ± 8% 外国株式 ± 7% 債券全体 ± 11% 株式全体 ± 11% （注）為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。 ②乖離許容幅の考え方 経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。		管理することとし、資産全体の 5% を上限とすることとした。	
--	--	--	--	---------------------------------------	--

		見直しの検討を行い、必要に応じて速やかに修正を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。	かについてモニタリング等の実務を行う。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証について、経営委員会がその必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオの検討を行う。	中であっても必要に応じて見直しの検討を行っているか。		
	（５）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。	（８）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。	（５）年金給付のための流動性の確保 引き続き、厚生労働省との緊密な連携の下、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を進める。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める	（９）年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保しているか。その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を行っているか。	（５）年金給付のための流動性の確保 令和６年度における年金特別会計への寄託金償還等については、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、資産の売却資金を活用すること等により対応し、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。 市場分析について、令和６年度は定量分析の体制を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学リスクに関する分析等を含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 短期借入については、令和６年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保できているか確認を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。	（９）令和６年度における年金特別会計への寄託金償還等については、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、資産の売却資金を活用すること等によりキャッシュアウトに対応した。また、市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化については、適切に行った。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 ● 基本ポートフォリオの策定の前提となった経済状況の見通しやリスク等についての継続的なモニタリングと毎年度の適時適切な検証 ● ポートフォリオ全体のリスク管理の観点から、法人自ら国内外の市場動向を常時把握し、各資産における市場流動性を加味しながら機動的なリバランス等を検討・実行 ● 高度化・複雑化した業務に対応し得る基盤システム及び業務運営体制の構築・運用

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－3	運用の多様化・高度化

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
アクティブ運用における超過収益の確保	アクティブ運用における超過収益の確保	4資産中2資産で超過収益を確保	4資産中3資産で超過収益を確保	4資産中2資産で超過収益を確保	4資産中3資産で超過収益を確保	4資産中1資産で超過収益を確保	4資産中3資産で超過収益を確保		《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。	予算額（千円）	—				
インデックスに関する情報収集・分析に基づき、運用収益向上の観点からベンチマークの検討を実施した回数	パッシブ運用における運用収益の向上	月1回以上	46回	41回	26回	20回	27回			決算額（千円）					
新たな運用手法及び運用対象の導入等について、経営委員会・投資委員会で検討を実施した案件の数	運用収益の向上	—	5件	9件	7件	11件	9件			経常費用（千円）					
オルタナティブ投資について、法務機能の強化等を受けて適時適切に契約締結した投資案件の件数	運用収益の向上	1件	2件	3件	4件	8件	7件			経常利益（千円）	—	—	—	—	—
										行政コスト（千円）	—	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—	—	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	4. 運用の多様化・高度化 運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が	4. 運用の多様化・高度化 （1）運用手法 運用手法については、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。運用に当たっては、原則としてパ	4. 運用の多様化・高度化 （1）運用手法 ① 運用手法については、金融工学とデータマネジメントを活用したポートフォリオ運営を行うとともに、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による		4. 運用の多様化・高度化 （1）運用手法 ① オルタナティブ資産の投資手法に関して、自家運用 LPS 投資を開始して以降直面している制約等を踏まえ、投資手法の追加や制約の緩和が望まれる内容について、幅広く整理し厚生労働省との協議を行った上で、国内資産への投資手法の多様化策として活用できる匿名組合出資について経営委員会において審議を行った。令和7年度以降も、匿名組合出資について厚生労働省と連携しながら要件等の具体的な検討を進めるとともに、その他の新たな投資手法等を含め、運用の多様化に向けて検討を深めていく。	< 評価と根拠 > 評価：A アクティブ運用については、4資産中3資産（国内債券、外国債券、外国株式）で超過収益を獲得した。金融工学に基づく定量的な分析に基づき、先進国（北米を除く）株式アクティブポートフォリオを構築した。（I－4 参照）また、債券についても、定量分析に基づき、米国投資適格社債を対象としたアクティブファンドを設定し、当該ファンド群から生じる金利リスク（デュレーション）を調整するパッシブファンドを設定することにより、リスクを低位に抑えた外国債券アクティブポートフォリオを構築した。 パッシブ運用については、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行うほか、国内株式 ESG 指数投資の親指数と、国内株式の政策ベンチマークの構成銘柄の差によって生じる意図しないリスクを抑制するため、ESG 指数投資に対するリスク調整ファンドを設置するなどの取組を進めた。

獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。	ベンチマークについては、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難い非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。	新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広い検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。	オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、	ッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることに、スタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。また、平成30年度より導入している新実績連動報酬体系等を通じて、アクティブ運用受託機関とのアラインメント強化とアクティブ運用受託機関のセルフガバナンス向上を図る。	ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、幅広い観点から検討するとともに、ベンチマークにより難いオルタナティブ資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評	適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。	②各資産とも原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うとともに、スタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。	＜評価の視点＞ （1）アクティブ運用について、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに、中期目標期間において超過収益を獲得しているか。また、過去の運	②令和6年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおりである。 ●パッシブ及びアクティブの割合（令和7年3月末）	<table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>外国債券</td><td>国内株式</td><td>外国株式</td><td>合計</td></tr><tr><td>パッシブ</td><td>54.33</td><td>96.00</td><td>95.40</td><td>82.20</td><td>81.84</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>45.67</td><td>4.00</td><td>4.60</td><td>17.80</td><td>18.16</td></tr></table>		国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	合計	パッシブ	54.33	96.00	95.40	82.20	81.84	アクティブ	45.67	4.00	4.60	17.80	18.16	基本ポートフォリオに沿った運用を実現するため、各資産のパッシブファンドを活用して精緻なリバランスを実施した。また、インハウスファンドにおける先物取引を通じて各資産のエクスポージャーを早期に取得し、リバランスに係るタイミングリスクを抑制した。 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っている。 株式アクティブ運用では、北米株式、先進国株式（除く日本）、国内株式の各ポートフォリオにおいて、運用スタイルの異なるアクティブファンドを多数選定し戦略の分散を図ると同時に、アクティブファンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウエイトを補正するためのパッシブファンドを組み入れている。 令和6年度は、北米株式のマネジャー・ストラクチャーを見直しアクティブ12ファンドを追加で設定した。また、新たに先進国株式（除く北米）の選定を進め、アクティブ17ファンド及びスタイルリスク等を補正するためのパッシブ2ファンドを設定、運用を開始した。 外国債券では、米国投資適格社債を投資対象としたアクティブ7ファンドを設定、運用を開始した。 国内債券では、マネジャー・ストラクチャーの見直しを行い、アクティブ3ファンドの解約を決定するとともに、アクティブファンド間でリバランスを実施し、ポートフォリオの最適化を進めた。 ●各資産の対ベンチマーク超過収益率（令和6年4月～令和7年3月） 令和6年度は、令和5年度に引き続き、資産全体の超過収益率を確保するために、為替リスクや金利リスク等について複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしてい	オルタナティブ投資については、L P S への投資では、インフラストラクチャー分野で4件、プライベート・エクイティ分野で2件、不動産分野で1件の契約を締結した。新規案件の選定に当たっては、従来の定性的な分析に加え、オルタナティブ資産と伝統資産の運用パフォーマンスをより正確に比較することが可能な計測法として開発した SBDA（Spread Based Direct Alpha）を活用し、レバレッジ効果やアロケーションファクターの影響を除外した、ファンドの案件選定能力を定量的に分析することなどにより、超過収益を安定的に獲得することが期待できる案件を着実に積み上げている。さらに、オルタナティブ資産のデータ分析に活用するデータベース構築に向けた取組を進めている。 以上の取組により、今期より新たに目標とされた「複合ベンチマーク収益率の確保」を達成し、超過収益の獲得が実現できたことは、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aと評価する。
	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	合計																									
パッシブ	54.33	96.00	95.40	82.20	81.84																									
アクティブ	45.67	4.00	4.60	17.80	18.16																									

	個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的にを行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進めること。	価方法を明らかにする。 また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う。	用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか。さらに、アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーの管理、アクティブ運用受託機関とのアラインメント強化とそのセルフガバナンス向上を図る取組を適切に行っているか。	る。	(単位：％) <table><tr><th></th><th>超過収益率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>+0.26</td></tr><tr><td>パッシブ</td><td>-0.00</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>+0.50</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>+0.09</td></tr><tr><td>パッシブ</td><td>-0.04</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>+4.00</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>+0.09</td></tr><tr><td>パッシブ</td><td>+0.02</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>+1.89</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>-0.26</td></tr><tr><td>パッシブ</td><td>-0.25</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>-0.69</td></tr></table>		超過収益率	国内債券	+0.26	パッシブ	-0.00	アクティブ	+0.50	外国債券	+0.09	パッシブ	-0.04	アクティブ	+4.00	国内株式	+0.09	パッシブ	+0.02	アクティブ	+1.89	外国株式	-0.26	パッシブ	-0.25	アクティブ	-0.69	国内債券では、マネジャー・ストラクチャーの見直しを行い、アクティブ 3 ファンドの解約を決定するとともに、アクティブファンド間でリバランスを実施した。 外国債券では、米国投資適格社債を投資対象としたアクティブ 7 ファンドを設定した。 外国株式では、北米株式のマネジャー・ストラクチャーを見直しアクティブ 12 ファンドを追加で設定した。また、新たに先進国株式（除く北米）の選定を進め、アクティブ 17 ファンドを設定した。 アクティブマネジャーの選定においては、実績連動報酬のスキームに則り報酬交渉を行い、当法人とのアラインメントのとれた報酬体系とすることができた。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられる。
	超過収益率																															
国内債券	+0.26																															
パッシブ	-0.00																															
アクティブ	+0.50																															
外国債券	+0.09																															
パッシブ	-0.04																															
アクティブ	+4.00																															
国内株式	+0.09																															
パッシブ	+0.02																															
アクティブ	+1.89																															
外国株式	-0.26																															
パッシブ	-0.25																															
アクティブ	-0.69																															
		③伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについては、幅広い観点から、見直し等を含めた検討を行う。オルタナティブ資産については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価を行うことに加え、各資産の特性に応じて設定したベンチマークに対する収益状況のより高度な定量的な分析のための取組を進める。 また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデック	（２）ベンチマークについて、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討を行っているか。また、ベンチマークにより難い非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにしているか。さらに、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的	③伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについて、リスク管理の精緻化等の観点から見直しを行った。 外国債券では、米国投資適格社債アクティブファンド群から生じる金利リスクを調整する目的で、米国投資適格社債の年限別指数を新たに採用した。 国内株式では、当法人が採用する ESG 指数の親指数と政策ベンチマークである TOPIX の構成銘柄の違いによって生じる意図せぬリスクを抑制するための指数を採用した。 外国株式では、北米株式アクティブファンド群のスタイルリスク補正に用いる指数を見直した。 オルタナティブ資産については、既存ファンドのモニタリングや新規ファンドの選定等の評価において、一般的に市場で認められる評価手法（内部収益率（IRR）や投資倍率（TVPI）等）を用いることに加え、より適切にオルタナティブ投資の上場市場に対する超過リターンを測定する手法として令和 5 年度に開発した「Spread Based Direct Alpha（SBDA）」によるパフォーマンス計測を定着させ、既存案件について Tableau 計表によるパフォーマンスモニタリングを可能とした。また、新規案件の選定においては、内部収益率や投資倍率といった絶対評価に加え、大量の実績データの分析に基づく SBDA による上場市場に対する相対評価、リターン要因等の詳細分析を通じた複眼的な管理・評価を行うことで、将来の超過収益獲得の蓋然性が高い案件の選定に関する管理・運用業務の専門性を向上させた。また、オルタナティブ資産の役割が上場資産から成る基本ポートフォリオに対して超過収益を獲得することにあることを明確化しつつ、オルタナティブ資産のパ	（２）パッシブ運用については、株式アクティブ運用の採用拡大に伴い、各地域でのリスクを調整するためのパッシブファンドを設定した。また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行った。 外国債券では、米国投資適格社債アクティブファンド群から生じる金利リスクを調整する目的で、米国投資適格社債の年限別指数を新たに採用した。 国内株式では、当法人が採用する ESG 指数の親指数と政策ベンチマークである TOPIX の構成銘柄の違いによって生じる意図せぬリスクを抑制するための指数を採用した。 外国株式では、北米株式アクティブファンド群のスタイルリスク補正に用いる指数見直しを行った。 オルタナティブ資産のパフォーマンス計測について一般的にオルタナティブ市場で使われる TVPI や IRR の指標を用い、入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較を行う四分位分析や、各 FoF の NAV 変動要因、PME+または昨年度に開発した SBDA と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を継続し、超過収益の源泉を明確化した。 オルタナティブ資産の評価については、定性評価においては、平成 29 年度に設定した運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程に加え、令和 6 年度に明確化した L P S 特有の留意点を踏まえた選定プロセス等のルールに基づく、運用受託機関等の選定及び年間の運用状況・活動状況の総合評価・モニタリングの実施を継続しており、その際には、オルタナティブ分野に関し																											

			スに関する情報収集・分析を継続的に行う。 ④ 超過収益については、その源泉の多様化や自家運用の活用等を通じ、ポートフォリオ全体で確保することを第一とするとともに、アクティブ運用においては、金融工学等に基づく定量的な分析の活用を進める。パッシブ運用については、多様なベンチマークへの対応を進める。 ⑤運用の高度化・多様化に対応するために、ミドル・バックの体制整備を図るとともに、資産管理機関等との連携等を強化する。 また、リスク・リターン分析ツールについては、運用の高度化に必要な機能を有するツールの調達を行い、導入に向けた準備を進める。	に行っているか。	パフォーマンスについて、未上場資産と上場資産との比較を多面的に分析するため、資産や案件毎に適切な上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとして設定し、パフォーマンス・リスク管理を継続的に実施した。 令和元年 10 月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、ESG 指数をはじめとする様々なインデックスに関する情報収集に努めた。 ④ インハウス国債ファンドにおける現物債券及び日本国債先物の売買を通じ、委託運用を含めた国内債券ポートフォリオ全体の金利リスクを機動的かつ精緻に管理した。 インハウス運用の執行能力の向上及び執行プロセスの公正性、透明性、一貫性の確保を図るため、法人内での報告ルールの明確化、業務マニュアル・規程類の整備、証券会社の執行能力評価の導入、国債に係る入札参加者への加入の検討といったインハウス運用における業務プロセスの改善策を実施した。 株式アクティブ運用においては、金融工学に基づく定量的な分析に基づき、北米株式 12 ファンド、先進国株式（除く北米）17 ファンドを選定するとともに、アクティブファンド群のリスクを調整するためのパッシブファンドを設定した。 ⑤ 更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関の最適化を進め、資産管理機関等（グローバルカस्टディを含む）との連携を強化し、機動的なリバランスに対応できるよう、ミドル・バック体制の構築を図った。また、自家運用にかかる業務について、統合化されたツール上で実行することでリスクの削減、効率化及び業務品質の向上を図った。また、リスク・リターン分析ツールについては、運用の高度化を支援し促進すべく、高度かつ複眼的なリスク分析に必要な機能を有するツールの導入準備を進めるため、新たな契約を締結し、導入に向けた準備を進めた。 ⑥ 外国株式レンディング（証券貸付運用）を再開し、レンディング収益の獲得を図るとともに、受入担保の種類等の貸付条件を厳格化することでレンディングに係るリスクを抑制した。	て専門的な知見を有する外部の投資コンサルティング会社からの評価レポートも活用している。 また、定量評価においてはこれまでの取組みを継続しつつ、令和 6 年度は分析の一層の高度化・精緻化を目指した取組みを進めており、新たに以下を実施し、オルタナティブ資産の定量分析・リスク管理を充実させている。 ・新規案件の検討を行うに際し、検討対象ファンドのパフォーマンスを SBDA の手法により評価する相手方となる上場市場や非上場市場のベンチマークが比較対象としてより適切になるような選定やレバレッジ効果やアロケーションファクター等の調整を行った。 ・同じく、SBDA による超過収益の確保状況の分析の深度を進め、超過収益の源泉の確認を定量的に行う手法を採用し、継続した。 ・上場資産とのパフォーマンス比較の高度化を進め、検討対象となるファンドからの投資先と個別の上場企業とのパフォーマンス比較を精緻に行い、詳細データの取得が可能な資産クラスについては、その差異の要因分解も行うこととした。 ・一般的にオルタナティブ資産の各ファンドの選定・評価は、これまで定性評価が中心であり、定量評価は限られた項目（内部収益率、投資倍率等）による同種ファンド間での比較が中心であった。今後、上場市場に対するオルタナティブ資産の超過収益獲得の確信度をこれまで以上に高めるためには、詳細な定量分析がより重要になると考えており、各ファンドの運用パフォーマンスデータ等の詳細な定量データを、定期的かつ効率的に取得・分析する目的で、新たにオルタナティブ資産のデータベース構築を開始。広範囲に及ぶデータを個々の運用者より効率的に収集するためのサービス・プロバイダーの選定を行った。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、未上場資産と上場資産との比較を多面的に分析するため、新たな投資案件を取り組むたびに、適切な上場および非上場インデックスの特定を行い、定量的なパフォーマンス分析・リスク管理を適切に推進した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられる。
	(2) 運用対象の	(2) 運用対象の	(3) 新たな運用	(2) 運用対象の多様化	(3) 運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化	

		多様化 運用対象については、第1の1の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広く検討を行う。 オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する投資フロント人材の確保及び外部アドバイザーの活用により超過収益獲得の確度が高い良質な案件の選定力を高めるとともに、専門性を有する外部人材の更なる活用の検討も含めたミドル機能及びバック機能の充実による体制整備を図る。 加えて、個別性の高いオルタナティブ投資に対して、法務室や外部の法律専門家による知見の活用を進めることにより、適時適切に対応する。 ③ オルタナティブ投資において、各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討し	多様化 ① 運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広く検討を行う。 ② オルタナティブ投資については、高い専門性を有する投資フロント人材の確保並びに外部アドバイザーの活用により超過収益獲得の確度が高い良質な案件の選定力を高めるとともに、専門性を有する外部人材の更なる活用の検討も含めたミドル機能及びバック機能の充実による体制整備を図る。 加えて、個別性の高いオルタナティブ投資に対して、法務室や外部の法律専門家による知見の活用を進めることにより、適時適切に対応する。 ③ オルタナティブ投資において、各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固	手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広く検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行っているか。 (4) オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する人材の確保等により良質な案件の選定力を高め、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備を含む市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について	① 期中の投資環境等を踏まえ、令和6年度に新たな運用対象の追加は行わなかった。一方、投資手法に関しては、自家運用 LPS 投資を開始して以降直面している制約等を踏まえ、投資手法の追加や制約の緩和が望まれる内容について、幅広く整理し厚生労働省との協議を行った上で、国内資産への投資手法の多様化策として活用できる匿名組合出資について、経営委員会における審議を行った。令和7年度以降も、匿名組合出資について厚生労働省と連携しながら要件等の具体的な検討を進めるとともに、その他の新たな投資手法等を含め、運用の多様化に向けて検討を深めていく。 既存の運用対象では、オルタナティブ投資における自家運用での L P S への投資については、インフラストラクチャー分野で4件、プライベート・エクイティ分野で2件、不動産分野で1件の投資に関する契約を締結したほか、不動産分野で3件、プライベート・エクイティ分野で1件、インフラストラクチャー分野で1件の契約締結に向けた交渉を継続している。また、FoF（ファンド・オブ・ファンズ）やゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資において、不動産分野で既存運用受託機関1社と新規ファンド・オブ・ファンズ投資実行に向けた契約締結協議を行っており、国内インフラ分野では新たな運用機関の選定に向けた公募を行っている。 ②令和5年度より、インフラストラクチャーと不動産については、債券としてのリスク特性と株式としてのリスク特性の両方を有していることから、基本ポートフォリオに即した管理運用を行う観点より、インフラストラクチャーと不動産の各ファンドは、円通貨で運用されるファンドの場合は国内債券50％・国内株式50％、外国通貨で運用されるファンドの場合は外国債券50％・外国株式50％の配分で運用されるものとした。また、プライベート・エクイティについては国内株式または外国株式100％として伝統資産と合わせて管理することとした。このような各上場資産のベンチマークに対する運用パフォーマンスの評価軸として超過収益を計測するために開発された Spread Based Direct Alpha（S B D A）の運用を進め、全ての新規案件の選定において活用した。 ・SBDAに基づく超過収益の計測にあたり、令和6年度においては、比較対象となる上場・非上場市場のデータの適格性の検証やレバレッジ効果やアロケーションファクター等に関する調整を行い、データの公平性を担保しつつ案件の分析・評価を行った。また、上場企業等に対する超過収益の源泉を把握するために要因分解においても SBDA の手法を活用し、分析の高度化を行った。 ・このような詳細なデータ分析を大量のデータを対象に、より効率的に行うことを目的として、オルタナティブ資産のデータベース構築に向け具体的な活動を開始した。オルタナティブ市場におい	することを目的として、インハウスにおける外債先物取引及び為替フォワード取引開始に向けての準備を進めた。 また、既に導入している株価指数先物取引については、取引状況を四半期ごとに経営委員会に報告した。 オルタナティブ資産の投資手法に関する新たな投資手法として、経営委員会において、匿名組合出資に関する審議を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 (4) フロントの運用専門職人材の新規採用について、期待する経験やスペック等具体的な人材イメージを人材紹介会社と地道に擦り合わせを行い、採用を進めるとともに、採用済みの外部コンサルタントを活用して新たな運用受託機関の審査、L P S の評価・選定を実施した。また、ミドルチームについては、法人内での人事異動や正規職員の新規採用も活用しながら業務知識・ノウハウの共有、人材育成に努めたほか、外部委託先による支援プログラムを一層活用し、業務の効率的運営を行った。定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、ボラティリティが高まっている投資環境下において、より注視すべき案件の抽出基準に基づきモニタリングを行い、効率的かつ早期の問題発見に注力した。また LPS 投資についての要モニタリング先の抽出基準について部内および運用リスク管理部との協議を進め適切な水準等について確認した。 オルタナティブ資産のリスク管理については、引き続き運用リスク管理部と協働し、オルタナティブ資産の運営及び管理の重層化を強化した。具体的には、PME+または新たに開発した SBDA と IRR のパフォーマンス数値の差異分析、各資産プライベート市場データや上場市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較分析、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の深化に努めた。加えて、他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充実も図った。 さらに、オルタナティブ投資に対して適時適切に対応するために必要となる法務機能の充実・強化については、法務室のインハウス弁護士（社内弁護士）3名及びインハウス弁護士に準じて業務を
--	--	---	--	--	---	--

		た上で取組を進める。この間、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重な取組を進める。 加えて、個別性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を図る。	有の考慮要素について十分に検討した上で、他のアセットオーナーとの戦略的パートナーシップ投資やシングルファンドへの投資についての取組を進める。また、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重な取組を進める。 ④ オルタナティブ資産については、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリング・フレームワークの改善を図るとともに、ファンド毎に設定された収益目標等が達成されるよう、投資進捗をモニタリングする。	十分に検討した上で取組を進めているか。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で慎重な取組を進めているか。 さらに、個別性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を行っているか。	ては各運用会社から個別にデータ取得する必要があり、分析の精度を上げるために運用会社の範囲や、各社から取得するデータの種類・範囲を広げるには相当な労力が必要となる。そのため、このようなデータ収集業務を支援するサービス・プロバイダーの公募を行い、応募のあった複数社に対する精緻なデューデリジェンスの結果、最終候補先の選定に至った。また、データを提供する運用者側とも、提供を受けられるデータの種類や提供の方法などについて協議を重ね、データベース構築に向けた準備を進めた。 ・新たなデータベース構築を進める一方で、AltTemplate 等既存の情報・データソースの有効活用を図り、投資フロントにおける効率的なモニタリング業務をサポートする新たな予兆管理ツールの導入を行った。 ・また、従前からの取組として以下を実施した。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、上場資産と未上場資産との比較を多面的に分析するため、資産毎に上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとしたパフォーマンス分析・リスク管理を継続した。 ・パフォーマンス低下案件にかかるモニタリング注視先、不芳先の抽出基準を用いて、効率的かつ早期の問題発見により、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を実施した。 ・入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因、PME+または新たに開発した SBDA と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を継続し、超過収益の源泉を明確化した。 ・投資パフォーマンス状況については、投資運用部と協働して通貨エクスポージャー管理や超過収益性の詳細分析を高度化させ、適時・的確なレポートングを実現した。 ・バック機能を担う運用管理部とは、業務分担上の相互の牽制機能を効かせる一方、L P S への新規投資開始等については、部室間のコミュニケーションを密接に行うことで業務リスクの低減に注力した。 加えて、オルタナティブ投資については、法務室や外部の法律専門家による知見を活用し、適時かつ適切に法務支援を実施した。具体的には、法務室のインハウス弁護士（社内弁護士）3 名及びインハウス弁護士に準じて業務を行う外部弁護士複数名を中心に、案件の必要に応じて専門性を有する適切な外部弁護士事務所を活用することにより、令和 6 年度においては、シングルファンドの新規投資案件 5 件を含む契約審査・法務レビューを行うことができた。また、投資案件の進捗状況の共有等を行うためオルタナティブ投資部と定期的に会議の場を設けることにより、両部室の連携を強化した。	行う外部弁護士複数名を中心に、案件の必要に応じて専門性を有する適切な外部弁護士事務所を活用する体制を整えた。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 〈課題と対応〉 ● 伝統的資産については、定量的な分析に基づくアクティブファンド選定を行いながら、継続的なモニタリング・分析を踏まえ、適時適切にファンドを入れ替えることにより、リスク・リターン効率の高いアクティブポートフォリオを構築 ● オルタナティブ資産については、法人ポートフォリオ全体の推定トラッキングエラーに対して比較的大きな寄与度を有することを踏まえ、適切なリスク管理体制の下で、収益性とリスクを確認・検証しながら、コントロール手段を検討していくことが必要。その上で、新たな投資手法の検討を含め、取組を着実に推進 ● 高度化・複雑化した業務に対応し得る基盤システム及び業務運営体制の構築・運用（Ⅰ－Ⅱ再掲）
--	--	--	---	---	---	--

					③ L P Sを活用したシングルファンドへの投資については、各オルタナティブ資産固有のデータやベンチマーク情報を用いた詳細な定量分析に基づく、超過収益獲得について高い確信度を持てる運用者のスクリーニングと、優れた運用実績を支える定性要因の分析結果等を踏まえ、インフラストラクチャー分野で4件、プライベート・エクイティ分野で2件、不動産分野で1件の契約を締結した。 リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、引き続き内部管理手法として、インフラストラクチャーと不動産を伝統資産とは別管理するとともに、プロキシ比率を債券50%、株式50%とした管理をすることとした。超過収益の算出については、S B D Aの算出を上場、非上場資産のベンチマークに対して多面的に行い、また、超過リターンの源泉を確認すべく要因分析を行う等、リスク管理の精緻化・投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施し、運用リスク管理部と協働して運用リスク管理委員会での報告の高度化を図った。 従来の投資一任形態での FoF 投資に加え、自家運用である LPS 投資が進捗する中、ポートフォリオの各地域やセクターへのアロケーション状況や将来見通しを自ら管理する必要性が高まる中、各市場における収益性の確認を行う観点より、先ず海外不動産分野において各市場の収益予測ツールの調達を行い、活用を開始した。 ④ オルタナティブ投資については、以下の取組を行った。 ア．オルタナティブ資産に係る L P S への投資と運用受託機関の選定 令和6年度においては、L P S への投資では、インフラストラクチャー分野で4件、プライベート・エクイティ分野で2件、不動産分野で1件の契約を締結した。また運用受託機関の選定（投資一任方式）においては、国内不動産分野で既存運用受託機関1社と従来よりも収益性の高い新規ファンド・オブ・ファンズの設定に向け、契約締結協議を行っている。 イ．オルタナティブ資産への投資 令和7年3月末時点でのオルタナティブ資産の残高は、運用受託機関等を通じて各資産への投資残高を積み上げた結果、4兆1,877億円となり、令和6年3月末から4,905億円増加した。年金積立金全体に占める割合は、1.63%となった。 各資産の内訳（令和6年3月末現在）は、インフラストラクチャー分野は、2兆653億円、プライベート・エクイティ分野は、8,657億円、不動産分野は、1兆2,567億円となった。 ウ．各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの構築	
--	--	--	--	--	--	--

					オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。令和4年度から税務コンサルタントを活用し、候補先国の税制当局と交渉を継続している。 エ. モニタリング、リスク管理の体制強化 平成29年度より開始したFoFやゲートキーパーを通じた投資一任形式、並びに令和4年度より開始したLP投資手法でのオルタナティブ投資の進捗に鑑み、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を継続してきた。新たな取組として以下を実施した。 ・一般的にオルタナティブ資産の各ファンドの選定・評価は、これまで定性評価が中心であり、定量評価は限られた項目（内部収益率、投資倍率等）による同種ファンド間での比較が中心であった。GPIFでは、上場市場に対するオルタナティブ資産の超過収益獲得の確信度をこれまで以上に高めるためには、詳細な定量分析がより重要になると考えている。各ファンドの運用パフォーマンスデータ等の詳細な定量データを、定期的かつ効率的に取得・分析する目的で、新たにオルタナティブ資産のデータベース構築に着手。オルタナティブ市場においては各運用会社から個別にデータ取得する必要があるため、分析の精度を上げるために運用会社の範囲や、各社から取得するデータの種類・範囲を広げるには相当な労力が必要となる。そのため、このようなデータ収集業務を支援するサービス・プロバイダーの公募を行い、応募のあった複数社に対する精緻なデューデリジェンスの結果、最終候補先の選定に至った。また、データを提供する運用者側とも、提供を受けられるデータの種類や提供の方法などについて協議を重ね、データベース構築に向けた準備を進めた。 ・新たなデータベース構築を進める一方で、AltTemplate等既存の情報・データソースの有効活用を図り、投資フロントにおける効率的なモニタリング業務をサポートする新たな予兆管理ツールの導入を行った。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、上場資産、未上場資産との比較を多面的に分析するため、資産毎に上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとしたパフォーマンス分析・リスク管理を継続した。 ・毎月の運用リスク管理委員会報告資料の作成に必要なデータをTableau上に搭載し、同資料作成業務の効率化を行った。	
--	--	--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－4	運用受託機関等の選定、評価及び管理

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
運用受託機関の ファンド数	運用受託機関 等の適切な選 定・管理	111 ファンド	117 ファンド	122ファンド	161 ファンド	207ファンド	236ファンド		予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
運用受託機関等 の評価に基づく 資金配分の見直 し等を実施した 回数	運用受託機関 等の選定・評 価・管理の強化	8 件	9 件	4 件	1 件	1 件	1 件		決算額（千円）					
									経常費用（千円）	－	－	－	－	－
									経常利益（千円）	－	－	－	－	－
									行政コスト（千 円）	－	－	－	－	－
									従事人員数	－	－	－	－	－

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置をとること。 【重要度 高】 上記の事項は、効率的な運用を行う	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の在り方等を含め、適時に見直す。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 （1）運用受託機関とのエンゲージメントを通じて定期的に定量的な実績を勘案した定性評価を行う。 （2）伝統的資産については、マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の		5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 （1）運用受託機関とのミーティングについては、総合評価に加え、スチュワードシップに特化したミーティング（*）をはじめ、その時々テーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制としている。 （*）平成 29 年 6 月制定（令和 2 年 2 月一部改定）のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、E S G（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価のためのミーティング。 （2）株式アクティブ運用では、金融工学を踏まえた定量的な分析によりアクティブファンドを選定し、北米株式 12 ファンドを追加採用、先進国株式（除く北米）17 ファンドを新たに採用するとともに、各ファンドの運用スタイルに沿って多様なマネジャー・ベ	< 評定と根拠 > 評定：A 更なる収益の源泉の多様化を目指す取組として先進国株式（除く北米）のアクティブファンドについて定量的分析を行うコンサルタントを活用しながら、超過収益獲得能力が高いと認められる 17 ファンドを選定した。既存の株式アクティブポートフォリオと同様に、各ファンドの運用スタイルに沿って多様なマネジャー・ベンチマークを設定するとともに、各地域でのリスクを調整するため、パッシブファンドについても複数のマネジャー・ベンチマークを設定して新規ポートフォリオの運用を開始した。また、既存の北米株式アクティブポートフォリオについても、安定的な超過収益の獲得が期待できるファンドを 12 ファンド追加選定した。 これら株式アクティブポートフォリオは、令和 6 年度末時点で約 17 兆円となり、投資開始以来 594 億円の超過収益を獲得している。 さらに、パフォーマンス不振やポートフォリオ管理上の理由等から外国債券、国内株式、外国株式アクティブファンドを 14 解約し

	ための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案する。 超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を図るとともに、運用の高度化・多様化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を図る。 また、運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を図る。	運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。			ンチマークを設定した。更に、当該株式アクティブ運用の採用拡大に伴い、各地域でのリスクを調整するため、パッシブ運用についても複数のマネジャー・ベンチマークを設定して新規ポートフォリオの運用を開始した。これらの株式アクティブファンドポートフォリオは、令和6年度末時点で残高約 17 兆円となった。令和6年度単年度での超過収益額は、アクティブファンドが全般的に超過収益を出しにくい市場環境であったことに加え、複数のファンドが銘柄選択で苦戦したことにより、マイナス 716 億円と厳しい結果となったが、投資開始以来 594 億円の超過収益を獲得している。 外国債券では、米国投資適格社債アクティブ7ファンドを採用し運用を開始した。					た。 また、自家運用における執行能力の向上及び執行プロセスの公正性、透明性、一貫性の確保を図るため、業務マニュアル・規程類の整備、証券会社の執行能力評価の導入など、業務プロセスの改善策を実施したほか、投資委員会の意思決定事項について、自家運用の取引先の決定に関する内容が含まれることを明確化する組織規程の改正を行った。 オルタナティブ投資についても、新たなファンドの選定を着実に行うとともに、SBDA（Spread Based Direct Alpha）を活用し、ファンドの案件選定能力を定量的に分析するなど、オルタナティブ資産の定量分析・リスク管理を充実させた。（I－3 参照） 加えて、第4期中期期間を通してマネジャー・ストラクチャーの強化に取り組んできたことに伴い、管理すべき運用受託機関が大幅に増加していることに対応するため、各運用受託機関に関する情報を一元管理するためのシステム構築にも着手している。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aと評価する。
				＜評価の視点＞ （1）運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等を適切に行っているか。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案しているか。		【運用受託機関の管理及び評価】 ア 運用受託機関の管理は、少なくとも毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかをミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。 令和6年度においては、伝統的資産に係るガイドラインの構成及び規定の一部を見直し、遵守事項の明確化を図った。また、少なくとも月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 ファンドモニタリングの向上のため、運用機関とのミーティングの充実にも努めた。具体的には、パフォーマンスの不振や運用体制の変化等が見られるファンドに対してはミーティングの頻度をより高め、それ以外のファンドも市場環境やパフォーマンスの変動に応じて適宜ミーティングを実施するようにした。 令和6年度の総合評価において、評価が一定水準に満たなかった外国債券アクティブ2ファンド及び国内株式パッシブ1ファンドに対し警告を行うなど、評価の変更に応じて適切な対応を実施した。				【評価の視点】 （1）株式アクティブ運用の選定に際しては定量的分析を行うコンサルタントも活用し、超過収益獲得能力が高いと認められる北米株式アクティブ12ファンド、先進国株式（除く北米）アクティブ17ファンドを選定した。外国債券では初めて米国投資適格社債に特化したアクティブ7ファンドを選定した。 既存ファンドに対しては少なくとも年に1度総合評価を行っており、令和6年度においては、評価が一定水準に満たない外国債券アクティブ2ファンド、国内株式パッシブ1ファンドに対し警告を行い、運用改善を求めた。 オルタナティブ資産においては、これまでオルタナティブ3資産各分野で整備を進めてきたFoFのマネジャー・ストラクチャーの構築が令和4年度に完了したところであるが、より高い超過収益獲得の観点から、市場動向を踏まえつつ、広範なデータ分析に基づき超過収益確保の蓋然性が高いと評価されるLPSへの新たな投資や、従来とは対象とするリスク・リターン領域が異なり、高い超過収益の確保が見込まれる既存運用受託機関に対する新たなマナデート設定協議や、新たな運用受託機関の選定に向けた公募に取り組んだ。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。	

			（２）超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を行っているか。	ウ ポートフォリオ管理上の理由等から国内債券アクティブ３ファンド、国内株式パッシブ２ファンド、国内株式アクティブ６ファンド、外国株式アクティブ２ファンドの解約を決定した。また、運用体制の変更により運用能力に懸念が生じた外国株式アクティブ１ファンドを解約した。 エ 運用受託機関の管理・評価のため、ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）及びビジネスインテリジェンスツールを活用した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析業務により多くの時間を割くことが可能となった。 オ 分析ツールである Aladdin や BarraOne の活用により当法人側でもファンド分析を行えるようになり、運用受託機関からの報告書を簡略化できた。 カ 各運用受託機関に関する情報（ファンド情報、総合評価結果、接触履歴等）を一元管理するためのＣＲＭの構築準備を進捗させた。 キ 外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）の令和６年度収益額：１２９億円 外国株式ファンドにおける貸付運用（レンディング）の令和６年度収益額：２億円 ク 自家運用に係る取引先については、取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行った。債券の売買の取引先は、１７社全てを「継続」とした。債券先物の取引先は、辞退の申し出があった１社を除き６社を「継続」とした。株価指数先物取引先は、辞退の申し出があった１社を除き８社を「継続」とした。外国為替取引先は、５社全てを「継続」とした。短期資産の運用先は、１５社全てを「継続」とした。 また、短期借入先取引先は、４社全てを「継続」とした。 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力、収益及びセキュリティ対策について評価を行い「継続」とした。	（２）金融工学を踏まえた定量的な分析によりアクティブファンドを選定するとともに、各ファンドの運用スタイルに沿って多様なマネジャー・ベンチマークを設定した。 株式のスチュワードシップ責任に係る評価については、より実質的な活動を評価できるように令和２年度に変更した評価体系で評価を実施し、スチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則での要請事項をベースにヒアリングを実施し、運用受託機関の活動状況の評価を行った。また、令和４年度から、債券のスチュワードシップ責任にかかる評価も開始し、全資産で評価を実施した。（Ｉ－６参照） オルタナティブ投資の各ファンドの選定時等には、伝統資産に対する超過収益獲得の確信度を更に高めるため、運用パフォーマンスをより正確に比較することが可能な計測法として、Spread Based Direct Alpha（ＳＢＤＡ）を活用し、全検討対象案件についてその比較対象も含め超過収益率の算出を行っていることに加え、新規投資案件の取組みのたびにオルタナティブ各資産に適した市場参照ベンチマークを設定するなど、一層の定量分析の高度化・精緻化を図った。 また、運用受託機関等のスチュワードシップ活動の評価については、海外年金基金におけるＥＳＧ活動の評価事例調査や外部コンサルタントからの助言を参考に、当法人としての運用受託機関等のＥＳＧ活動に対する評価体系を整理した業務マニュアルに沿って業務を進めている。さらに、令和６年度はアセットオーナー・プリンシプルの受入れやサステナブル投資方針の設定等にかかる規定を踏まえ、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化に取り組んでいる。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
			（３）運用の多様化・高度化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用促進を行っているか。	（参考） 令和６年度の収益額 国内債券ファンド 収益額：１３億円	（３）各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏まえ、管理コストやＢＣＰ（事業継続計画）も考慮しながら、更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関（グローバルカストディを含む）の最適化を進め、クラウドサービスの利用等により信託データの迅速な取得等を図った。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。

			(3) オルタナティブ資産については、運用受託機関構成を検討するとともに、採用にあたってはマネジャー・エントリー制を活用する。また、運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、手数料体系等に留意するとともに、モニタリングの手法の改善については、継続的に取り組む。		ケ 自家運用の執行能力の向上及び執行プロセスの公正性、透明性、一貫性の確保を図るため、法人内での報告ルールの特明確化、業務マニュアル・規程類の整備、証券会社の執行能力評価の導入、国債に係る入札参加者への加入の検討といったインハウス運用における業務プロセスの改善策を実施した。加えて、投資委員会において意思決定を行う事項について、自家運用の取引先の決定に関する内容が含まれることを明確化する組織規程の改正を行った。 (3) オルタナティブ資産についての取組 【オルタナティブ資産に係る L P S への投資と運用受託機関の選定】 令和 6 年度においては、L P S への投資では、インフラストラクチャー分野で 4 件、プライベート・エクイティ分野で 2 件、不動産分野で 1 件の契約を締結した。また運用受託機関の選定（投資一任方式）においては、国内不動産分野で既存運用受託機関 1 社の新規ファンド・オブ・ファンズへの投資実行に向け契約締結の協議中であることに加え、国内インフラ分野で新たな運用受託機関の選定に向けマネジャー・エントリーによる公募を開始している。選定にあたっては、当法入と運用者とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系となっている点の確認に加え、利益相反に関する管理・対応態勢についても注視している。 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理】 採用した LPS や運用機関の管理は、月次及び四半期毎に投資の進捗状況、案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置をすることにより行うこととしている。令和 6 年度においても、引き続き、インフラストラクチャー分野、プライベート・エクイティ分野及び不動産分野で採用した運用受託機関等と上記のような定期的または随時ミーティング等を実施し、パフォーマンスの動向、リスクの所在の早期把握に努めた。 【オルタナティブ資産への投資】 令和 7 年 3 月末時点でのオルタナティブ資産の残高は、運用受託機関等を通じて各資産への投資残高を積み上げた結果、4 兆 1,877 億円となり、令和 6 年 3 月末から 4,905 億円増加した。年金積立金全体に占める割合は、1.63%となった。 各資産の内訳（令和 7 年 3 月末現在）は、インフラストラクチャー分野は、2 兆 653 億円、プライベート・エクイティ分野は、8,657 億円、不動産分野は、1 兆 2,567 億円となった。	
--	--	--	---	--	--	--

				【モニタリング、リスク管理の体制強化】 平成 29 年度より開始した FoF やゲートキーパーを通じた投資一任形式、並びに令和 4 年度より開始した L P S 投資手法でのオルタナティブ投資の進捗に鑑み、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を継続してきた。取組として以下を実施した。 ・リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、引き続き内部管理手法として、インフラストラクチャーと不動産を伝統資産とは別管理するとともに、プロキシ比率を債券 5 0 %、株式 5 0 %とした管理をすることとした。超過収益の算出については、S B D A の算出を上場、非上場資産のベンチマークに対して多面的に行い、また、超過リターンの源泉を確認すべく要因分析を行う等、リスク管理の精緻化・投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施した。 ・一般的にオルタナティブ資産の各ファンドの選定・評価は、これまで定性評価が中心であり、定量評価は限られた項目（内部収益率、投資倍率等）による同種ファンド間での比較が中心であった。今後、上場市場に対するオルタナティブ資産の超過収益獲得の確信度をこれまで以上に高めるためには、詳細な定量分析がより重要になると考えており、各ファンドの運用パフォーマンスデータ等の詳細な定量データを、定期的かつ効率的に取得・分析する目的で、新たにオルタナティブ資産のデータベース構築を開始。広範囲に及ぶデータを個々の運用者より効率的に収集するためのサービス・プロバイダーの選定を行った。 ・新たなデータベース構築を進める一方で、AltTemplate 等既存の情報・データソースの有効活用を図り、投資フロントにおける効率的なモニタリング業務をサポートする新たな予兆管理ツールの導入を行った。 また、従前からの取組として以下を実施した。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、上場、未上場資産間の比較を多面的に分析するため、資産毎に上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとしたパフォーマンス分析・リスク管理を継続した。 ・パフォーマンス低下案件にかかるモニタリング注視先、不芳先の抽出基準を用いて、効率的かつ早期の問題発見により、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を実施した。 ・入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因、PME+または新たに開発した SBDA と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を継続し、超過収益の源泉を明確化した。 ・投資パフォーマンス状況については、投資運用部と協働して通貨エクスポージャー管理や超過収益性の詳細分析を高度化させ、適	（４）運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、金融業界等出身者の正規職員を新たに採用・配置することで、同部門の強化を図っており、所期の目標を達成していると考えてる。
--	--	--	--	--	---

				ているか。	時・的確なレポーティングを実現した。 (4) 運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、新たに金融業界等の出身者を採用・配置し（正規職員4名（課長代理1名、主事2名、課員1名）、同部の体制強化を図った。 また、ミドル・バック業務をより効率的に行うための組織改編を令和7年4月に行うべく組織規程等を整備（改正）した。（Ⅱ-1 参照）	〈課題と対応〉 ● I－3の「課題と対応」を参照。
--	--	--	--	-------	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I ― 5	リスク管理

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年金積立金の資産 構成割合と基本ポ ートフォリオとの 乖離状況を把握し た上で、必要な措 置を実施した回数	適切なリスク管理	月 1 回以上	54 回	56 回	58 回	62 回	69 回		《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。	予算額（千円）	—	—	—	—
資産全体のリスク を確認し、リスク 負担の程度につい ての分析・評価及 び各年度の複合ベ ンチマーク収益率 との乖離要因の分 析等を実施した回 数	適切なリスク管理	10 回	28 回	242 回	242 回	243 回	243 回			決算額（千円）	—	—	—	—
各種リスク管理の 状況を経営委員会 に報告し、経営委 員会でモニタリン グを実施した回数	適切なリスク管理	4 回	14 回	13 回	13 回	13 回	13 回			経常費用（千円）	—	—	—	—
										経常利益（千円）	—	—	—	—
										行政コスト（千 円）	—	—	—	—
										従事人員数	—	—	—	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

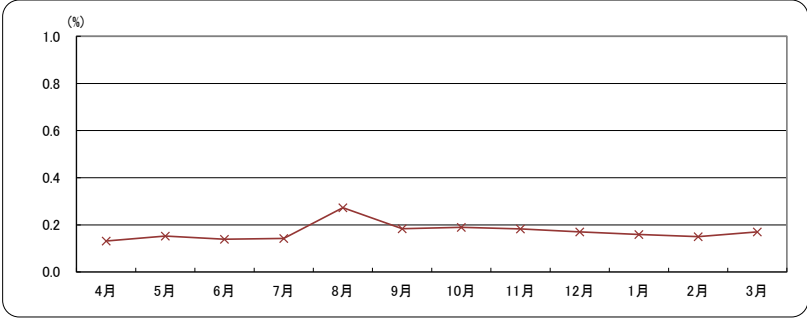
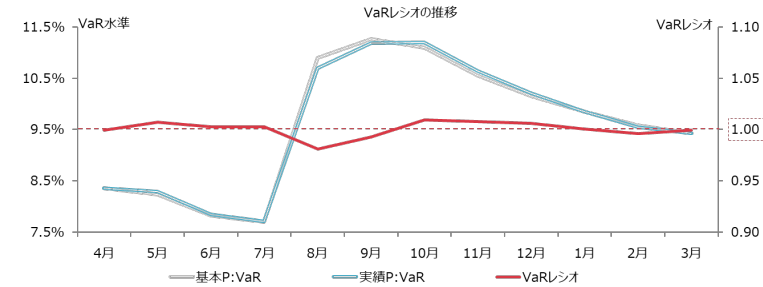
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	6. リスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強	6. リスク管理 （1）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リス	6. リスク管理 （1）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リス		6. リスク管理 （1）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。 リスク管理の状況については、経営委員会において、理事長から報告を行い、管理運用業務担当理事からもより詳細な報告を行い、さらに執行部からも毎四半期の運用リスク管理状況等を報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行った。	< 評定と根拠 > 評定：S パフォーマンス評価やリスク分析を精緻化し、適時適切なリバランスに活用した。令和6年度においては、①年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握とそれに基づく対応を 69 回（基準値（月 1 回以上）の 5 倍以上）、②リスク分析・評価及び複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を 243 回（令和元年度（10 回）の 24 倍以上）実施した。日次の把握・分析に際しては、令和2年度に自ら構築したシステムを活用している。なお、従来の要因分析だけでなく、金利やクレジット等のリスクファクターの分析や投資戦略ごとの複眼的かつ多角的な角度からの分析を行っている。さらに、オルタナティブ資産については、インフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産＋

	化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。 また、フォワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図ること。 経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。 【重要度 高】 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	ク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。 また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。	ク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。 また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。	＜評価の視点＞ （１）年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握し、必要な措置を講じているか。 （２）適切かつ円滑なリバランスを実施	また、運用戦略の複眼的なリスク取得状況の分析に基づくリスク管理のあり方について経営委員会にて議論を行い、運用リスク管理規程等に推定トラッキングエラーの参照値に関する記載を追加し、経営委員会におけるモニタリングの枠組みを設定した。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、第一線部署のオルタナティブ投資部と第二線部署の運用リスク管理部がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量・定性データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で報告を継続している。令和６年度においては、新たに以下を実施した。 ・SBDAに基づく超過収益の計測にあたり、今年度においては、比較対象となる上場・非上場市場のデータの適格性の検証やレバレッジ効果やアロケーションファクター等の調整を行い、データの公平性を担保しつつ案件の分析・評価を行った。また、上場企業等に対する超過収益の源泉を把握するために要因分解においてもSBDAの手法を活用し、分析の高度化を行った。 ・このような詳細なデータ分析を大量のデータを対象に、より効率的に行うことを目的として、オルタナティブ資産のデータベース構築に向け具体的な活動を開始した。オルタナティブ市場においては各運用会社から個別にデータ取得する必要があるため、分析の精度を上げるために運用会社の範囲や、各社から取得するデータの種類・範囲を広げるには相当な労力が必要となる。そのため、このようなデータ収集業務を支援するサービス・プロバイダーの公募を行い、応募のあった複数社に対する精緻なデューデリジェンスの結果、最終候補先の選定に至った。また、データを提供する運用者側とも、提供を受けられるデータの種類や提供の方法などについて協議を重ね、データベース構築に向けた準備を進めた。 ・新たなデータベース構築を進める一方で、AltTemplate等既存の情報・データソースの有効活用を図り、投資フロントにおける効率的なモニタリング業務をサポートする新たな予兆管理ツールの導入を行った。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、未上場資産と上場資産との比較を多面的に分析するため、新たな投資案件を取り組むたびに、適切な上場および非上場インデックスの特定を行い、定量的なパフォーマンス分析・リスク管理を適切に推進した。	プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー＋不動産」ポートフォリオでのリスク管理を実施している。 資産全体のリスク管理では、継続的に改善し、リスク管理ツール（Aladdin 及び Barra one）、リスク計測の際の観測期間や保有期間も複数用いて適時適切に計測し、複眼的なリスク管理を実施した。 各資産においても、リスク管理をさらに強化した。具体的には、①ESG 指数投資に対するリスク調整ファンドを設置、（I－3再掲）②従来リバランスの対象としてこなかった ESG 指数をリバランス対象とした上で、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を行う方針を公表、などを実施した。 また、リバランスに当たっては、執行方法をきめ細かく運用機関と調整し、市場への過大なインパクトがないように執行を行うとともに、事後検証も都度実施した。 以上のような取組が奏功したことで、リスクを昨年度並みの低水準に抑制している。（推定トラッキングエラー：令和６年度 13～27bp・令和５年度 13～29bp・令和４年度 16～44bp・令和３年度 18～35bp・令和２年度 43～108bp、VaR レシオ:令和６年度 0.98～1.01・令和５年度 1.00～1.02・令和４年度 1.00～1.04・令和３年度 1.00～1.03・令和２年度 1.01～1.05） さらに、第５期中中期目標期間に向けて、基本ポートフォリオに基づくリスク管理を一層強化するため、資産全体の推定トラッキングエラーの参照値を設定した上で、参照値超過時の対応等について方針を決定した。 資産規模が拡大し、ボラティリティが高まる局面があった中でも、新たな取組も積み重ねてリスクを低水準に抑制しつつ、必要な収益を確保したことは、当法人の目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を量的及び質的に上回る顕著な成果であると判断し、Sと評価する。 【評価の視点】 （１）資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を適時適切に把握し、経営委員会への報告も適切に行ったことから、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （２）市場分析については、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・
--	--	--	--	--	--	--

		① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。	① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を適時把握するとともに、必要な措置を講ずる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。	施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行っているか。	・今後取組みが進むLPS投資について、各案件におけるダウンサイドリスクの予兆管理の観点より、要モニタリング先の抽出基準について部内および運用リスク管理部との協議を進め適切な水準等について確認した。 ① 資産全体 【乖離状況の把握等】 基本ポートフォリオを適切に管理するために、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を引き続き適時把握した。また、インハウスで実施した株価指数先物取引の情報、約定日ベースや決定したリバランス情報もタイムリーに反映し、基本ポートフォリオをより適切に管理した。 基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和6年度においては、乖離許容幅の上限または下限に達することはなかった。 また、市場分析については令和6年度には定量分析の体制を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 運用が高度化・複雑化していく中で、リスクを資産横断で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、Aladdin及びBarra oneで各々のモデル及びリスクファクターの特徴や相違点を認識しつつ、各ツールの機能を広範囲に応用し、乖離要因の分析についても、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果といった従来の要因分析だけでなく、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な角度から分析し、PDCAサイクルの精度向上を図った。 また、オルタナティブ資産の寄与が高まる中、リスク管理をより精緻にするため、資産全体に加え、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行うこととし、乖離要因の分析等を日次で実施し、投資判断にも活用している。 さらに、フロント・ミドル各々の観点から計測・分析・評価を行うこととし、日次で法人内に共有するデータを一層拡充するとともに、多様な観点から詳細なリスク管理情報を創出し、分析結果を視覚的に確認できるビジネスインテリジェンスツールを用いて、適時多角的に分析した。	金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用している。 運用が高度化・複雑化していく中で、リスクを資産横断で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、Aladdin及びBarra oneで各々のモデル及びリスクファクターの特徴や相違点を認識しつつ、各ツールの機能を広範囲に応用し、乖離要因の分析についても、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果といった従来の要因分析だけでなく、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な角度から分析し、PDCAサイクルの精度向上を図った。 また、オルタナティブ資産の寄与が高まる中、リスク管理をより精緻にするため、資産全体に加え、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行うこととし、乖離要因の分析等を日次で実施し、投資判断に活用した。 さらに、フロント・ミドル各々の観点から計測・分析・評価を行うこととし、日次で法人内に共有するデータを一層拡充するとともに、多様な観点から詳細なリスク管理情報を創出し、分析結果を視覚的に確認できるビジネスインテリジェンスツールを用いて、適時多角的に分析した。
--	--	--	---	--	--	---

				リスクを把握・分析するためのモニタリングについては、①実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数 69 回（基準値比約 5 倍）、②リスクを確認し、リスク負担の程度の分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数 243 回（基準値比約 24 倍）となり、基準値比で大幅に増加している。ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資行動のPDCAサイクルを回す体制が定着している。 ●基本ポートフォリオとの乖離状況 国内債券 <table><caption>国内債券 実績構成比 (推定値)</caption><thead><tr><th>月</th><th>実績構成比</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月</td><td>26.5%</td></tr><tr><td>5月</td><td>26.5%</td></tr><tr><td>6月</td><td>26.5%</td></tr><tr><td>7月</td><td>26.8%</td></tr><tr><td>8月</td><td>27.0%</td></tr><tr><td>9月</td><td>26.5%</td></tr><tr><td>10月</td><td>25.8%</td></tr><tr><td>11月</td><td>26.2%</td></tr><tr><td>12月</td><td>25.8%</td></tr><tr><td>1月</td><td>26.0%</td></tr><tr><td>2月</td><td>27.0%</td></tr><tr><td>3月</td><td>27.0%</td></tr></tbody></table> 外国債券 <table><caption>外国債券 実績構成比 (推定値)</caption><thead><tr><th>月</th><th>実績構成比</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月</td><td>24.5%</td></tr><tr><td>5月</td><td>24.2%</td></tr><tr><td>6月</td><td>24.5%</td></tr><tr><td>7月</td><td>24.0%</td></tr><tr><td>8月</td><td>24.8%</td></tr><tr><td>9月</td><td>24.5%</td></tr><tr><td>10月</td><td>24.5%</td></tr><tr><td>11月</td><td>24.2%</td></tr><tr><td>12月</td><td>24.5%</td></tr><tr><td>1月</td><td>24.2%</td></tr><tr><td>2月</td><td>24.0%</td></tr><tr><td>3月</td><td>24.2%</td></tr></tbody></table> 債券全体 <table><caption>債券全体 実績構成比 (推定値)</caption><thead><tr><th>月</th><th>実績構成比</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月</td><td>51.5%</td></tr><tr><td>5月</td><td>51.2%</td></tr><tr><td>6月</td><td>51.5%</td></tr><tr><td>7月</td><td>51.2%</td></tr><tr><td>8月</td><td>52.0%</td></tr><tr><td>9月</td><td>51.5%</td></tr><tr><td>10月</td><td>50.8%</td></tr><tr><td>11月</td><td>51.0%</td></tr><tr><td>12月</td><td>50.8%</td></tr><tr><td>1月</td><td>51.0%</td></tr><tr><td>2月</td><td>51.5%</td></tr><tr><td>3月</td><td>51.5%</td></tr></tbody></table>	月	実績構成比	4月	26.5%	5月	26.5%	6月	26.5%	7月	26.8%	8月	27.0%	9月	26.5%	10月	25.8%	11月	26.2%	12月	25.8%	1月	26.0%	2月	27.0%	3月	27.0%	月	実績構成比	4月	24.5%	5月	24.2%	6月	24.5%	7月	24.0%	8月	24.8%	9月	24.5%	10月	24.5%	11月	24.2%	12月	24.5%	1月	24.2%	2月	24.0%	3月	24.2%	月	実績構成比	4月	51.5%	5月	51.2%	6月	51.5%	7月	51.2%	8月	52.0%	9月	51.5%	10月	50.8%	11月	51.0%	12月	50.8%	1月	51.0%	2月	51.5%	3月	51.5%	
月	実績構成比																																																																																		
4月	26.5%																																																																																		
5月	26.5%																																																																																		
6月	26.5%																																																																																		
7月	26.8%																																																																																		
8月	27.0%																																																																																		
9月	26.5%																																																																																		
10月	25.8%																																																																																		
11月	26.2%																																																																																		
12月	25.8%																																																																																		
1月	26.0%																																																																																		
2月	27.0%																																																																																		
3月	27.0%																																																																																		
月	実績構成比																																																																																		
4月	24.5%																																																																																		
5月	24.2%																																																																																		
6月	24.5%																																																																																		
7月	24.0%																																																																																		
8月	24.8%																																																																																		
9月	24.5%																																																																																		
10月	24.5%																																																																																		
11月	24.2%																																																																																		
12月	24.5%																																																																																		
1月	24.2%																																																																																		
2月	24.0%																																																																																		
3月	24.2%																																																																																		
月	実績構成比																																																																																		
4月	51.5%																																																																																		
5月	51.2%																																																																																		
6月	51.5%																																																																																		
7月	51.2%																																																																																		
8月	52.0%																																																																																		
9月	51.5%																																																																																		
10月	50.8%																																																																																		
11月	51.0%																																																																																		
12月	50.8%																																																																																		
1月	51.0%																																																																																		
2月	51.5%																																																																																		
3月	51.5%																																																																																		

					国内株式 外国株式 株式全体 (注) 資産構成割合は月中平均残高を用いて算出 【資産全体のリスク管理】 運用が高度化・複雑化していく中で、リスクを資産横断で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、推定トラッキングエラー、VaR（観測期間 2 年及び 5 年）や VaR レシオ（実績ポートフォリオの VaR÷基本ポートフォリオの VaR）を始めとする各種リスク指標をより詳細に分析するために、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複数のリスク管理ツール（Aladdin 及び Barra one）で、日次ベースでタイムリーに把握し、複眼的なリスク管理をきめ細かに実施した。 また、資産全体に加えて、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポー
--	--	--	--	--	--

					トフォリオでも日次ベースでのリスク管理を実施した。 令和6年度は、金融システムへのストレスやポートフォリオのリスク特性を踏まえ、リスクファクターやセクター等にショックを与え、収益額及び超過収益額への影響を分析するストレステストを実施した。 令和6年度の資産全体のリスクは、①推定トラッキングエラーは13～27bp（1bp＝0.01％）、②VaR レシオは0.98～1.01（令和5年度は1.00～1.02）と低位で推移した。 〈資産全体の推定トラッキングエラーの推移〉  〈VaR レシオの推移〉  （注）各月の数値は月中平均で算出	
		② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。	② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。	（3）市場リスク、流動性リスク、信用リスク等の管理及び外国資産のカントリーリスクの注視を適切に行っているか。	② 各資産 【各資産のリスク管理】 複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、市場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデュレーション、スプレッドといったファクターは内外債券合算ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one で、複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託	（3）複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、市場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデュレーション、スプレッドといったファクターは内外債券合算ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one で、複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価

				金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、有価証券種類別・格付別のスプレッドDV01等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 令和6年度は、信用リスクに影響しうる市場環境の変化をモニタリングしつつ、適時適切なリスク分析を行った。	総額ウェイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、有価証券種類別・格付別のスプレッドDV01等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
	③ 各運用受託機関 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価する。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。	③ 各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行う。リスク分析ツール等を用いて運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握するとともに、運用体制の変更を把握し、コンサルタントも活用しつつ、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マ	(4)運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価を行っているか。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行っているか。	③ 各運用受託機関 【各運用受託機関】 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。また、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。 イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。また、運用受託機関からの報告に加え、当法人においても日次モニタリングを実施し、リスク管理目標値を超過した事案を能動的に捕捉し、必要に応じて是正を求めた。 ウ 運用に関するミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。なお、スチュワードシップミーティングに関しては内外株式運用受託機関全社と実施した エ 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っている。 オ ESG やインパクトを考慮した投資を包含するサステナビリティ投資に関する基本的な考え方等を示す「サステナビリティ投資方針」を新たに策定し、これまでは、ESG 指数投資をリバラ	(4) 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に運用状況の確認及びリスク管理を実施した。また、運用体制の変更があった場合に、随時ミーティングを行った。 さらに、特定の運用スタイルに偏っていないかをモニタリングしており、適切な管理を行っている。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。

			ネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。 さらに、運用多様化に伴うリスク管理の高度化や運用受託機関とのエンゲージメント強化等を目的として、投資判断用データベースの活用、オルタナティブ資産のデータ管理ツールを含む関連ツール等の整備を継続するとともに、これらの運用改善を図る。		ンスの対象外としてきたが、基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、国内株式及び外国株式の ESG 指数投資をリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図ることとした。 ESG 指数投資の最適化では、まず、ポートフォリオ全体のリスクを抑えるため、各 ESG 指数への配分額を見直すこととした。 現在採用している ESG 指数は ESG 評価の優れた企業のみを選ぶ「ベストインクラス型」と、ESG 評価の優れた企業の構成比率を上げつつ、全ての親指数構成企業を ESG 指数に含める「ティルト型」に大別されるが、多くの場合は「ベストインクラス型」は「ティルト型」よりもリスクが大きい傾向にある。「ベストインクラス型」や「ティルト型」といった特性を考慮し、各指数への配分バランスを見直すことで、一定程度のリスク抑制効果が期待できる。各 ESG 指数への配分バランスを見直した上でもなお、抑制しきれないリスクについては、全体の残高調整によって対応することとした。 カ 資産管理機関の最適化に伴い、従来の投資判断用データと比較してより精緻な速報信託データの利用が可能となっており、当該データを活用したリスク管理が実施されている。 キ オルタナティブ資産のデータ管理ツールについては関係各部と緊密に連携を取り、長期的に安定運営を行う観点より令和 4 年度に新たに開発したインハウスのデータベースへの切り替えを実施・活用している。 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】 インフラストラクチャー分野、不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。 また、採用後、運用受託機関と月次や四半期毎など定期的なミーティングを実施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。 加えて、リスク及びパフォーマンス管理のため、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。 そうした運用受託機関からの定期的レポートを基に、オルタナティブ資産について採用している IRR ベースの目標リターンとの進捗確認を行うことに加え、各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較分析、定量的リスク管理指標を注視案件の抽出基準として設けた個別案件モニタリングを実施し、問題の早期発見に努めた。さらに、各 FoF の NAV 変動要因分	
--	--	--	---	--	--	--

		④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価する。また、BCP等の観点から資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進める。	④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況及び資産管理体制の変更を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。 信用リスクについては、随時管理する。 BCPも想定した資産管理機関との連携等について検討を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制の整備を進める。	(5)資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各社の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価を行っているか。また、資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進めているか。	析、伝統的資産のパフォーマンス評価の指標として用いられる政策ベンチマークとのPME+や新たに開発したSBDAによるパフォーマンス比較により超過収益の源泉を明確化し、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス・リスク計測・分析手法の高度化・精緻化を図った。これらの各種分析については、運用リスク管理部と協働して運用リスク管理委員会での報告の高度化を図った。	
		⑤ 自家運用	⑤ 自家運用	(6)自家運用にお	④ 各資産管理機関 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。 ウ 各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏まえ、管理コストやBCP（事業継続計画）も考慮しながら、更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関（グローバルカストディを含む）の最適化を進めた。 エ 資産管理機関における体制変更等については、資産管理に影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。令和6年度においては、2社4件の人事異動等による体制変更を確認した。 オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。	(5) 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すなどの対応を行った。 また、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備が図られている。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
		⑤ 自家運用		(6)自家運用にお	⑤ 自家運用	(6) 令和4年度より自家運用においては自ら運用方針を策定し、

	運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理する。	自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドライン等を定め、随時遵守状況を適切に管理する。	いて、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理しているか。	令和4年度より自家運用においては自ら運用方針を策定し、その遵守状況、運用状況等を報告することにより、適切にリスク管理を行っている。 自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」、「株価指数先物の取引先」、「外国為替の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。 ・債券の売買の取引先としての証券会社は、17社全てを「継続」とした。 ・債券先物の取引先は、辞退の申し出があった1社を除き6社を「継続」とした。 ・株価指数先物の取引先としての証券会社は、辞退の申し出があった1社を除き8社を「継続」とした。 ・外国為替の取引先としての銀行及び証券会社は、5社全てを「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、15社全てを「継続」とした。 ・短期借入先取引先は、4社全てを「継続」とした。 なお、投資運用部及び運用管理部では、各ファンドにおいて月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券ファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク及び約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、デリバティブファンドでは証拠金の管理について、運用方針に基づき、遵守している。	その遵守状況、運用状況等を報告することにより、適切にリスク管理を行っており、所期の目標を達成していると考える。
	⑥ トランジションマネジメント 資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行う。 (2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等 運用資産が増大	⑥ トランジションマネジメント 資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行う。 (2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等 ポートフォリオ	(7) 資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行っているか。 (8) ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管	⑥ トランジションマネジメント 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リバランスのための専門のチームにおいて執行方法をきめ細かく運用受託機関と調整することにより、過大なインパクトがないように執行を行った。 (2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等 リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエラーが低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォリオ全体のリスクへの影響が大きくなってきたため、資産全体に加えて、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動	(7) 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リバランスのための専門のチームにおいて執行方法をきめ細かく運用機関と調整することにより、過大なインパクトがないように執行を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 (8) リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエラーが低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォリオ全体のリスクへの影響が大きくなってきたため、資産全体に加えて、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベー

	し、オルタナティブ投資も本格化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制を整備する。 また、リスク管理の高度化を推進する観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備を一層進めるとともに、気候変動リスク分析や長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進める。 さらに、業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務機能の拡充・強化を図る。	全体のリスク管理を適切に行う観点から、オルタナティブ資産がポートフォリオ全体のリスクに及ぼす影響を分析するなど、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制を整備する。 令和４年度に実施した中期計画変更において、業務リスク軽減等のため取り組むこととした、データ授受を正確かつ効率的に行うためのデータ活用基盤の運用を継続して実施する。 また、複数のリスク・リターン分析ツール、ビジネスインテリジェンスツール等による適時的確なリスク・リターンの計測・分析・評価、投資データ利活用改善策の立案などのPDCAサイクルを通じて、リスク管理の一層の高度化を進める。加えて、気候変動リスク分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の多様	理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制整備を行っているか。 (９)リスク管理の高度化を推進する観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備を一層進めるとともに、気候変動リスクや長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進めているか。 (10)業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務機能の充実・強化を行っているか。 (11)各種リスク管理の状況について経営委員会に定期的に報告し、経営委	産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行うこととした。 また、投資戦略部門とは別にミドル部署でもリスク情報をビジネスインテリジェンスツールに掲載し、リスクツールも複数（Aladdin 及び Barra one）用いて深掘り分析し、さらに、職員の採用と教育を継続的に注力するなど、ミドル機能の充実・強化を図り、運用リスクを適切に管理するための体制を整備した。 フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上している。 資産管理機関の最適化を進め、クラウドサービスの利用等により信託データの迅速な取得等を図った。また、自家運用における一連の業務オペレーションを統合化されたツール上で実行することのできる統合運用管理基盤の導入を行い、システム上の機能を活用した内部牽制及び人的な統制活動を組み合わせることで、オペレーショナル・リスクの削減、効率化及び業務品質の向上を図った。 データ授受を正確かつ効率的に行うためのデータ活用基盤の継続した安定的な運用を行いつつ、データ取得及び連携についてはシステム化を進めることで、さらなる業務リスク軽減等に取り組んだ。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、第一線部署のオルタナティブ投資部と第二線部署の運用リスク管理部がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。新たな取組みとして以下を実施した。 ・SBDAに基づく超過収益の計測にあたり、今年度においては、比較対象となる上場・非上場市場のデータの適格性の検証やレバレッジ効果やアロケーションファクター等の調整を行い、データの公平性を担保しつつ案件の分析・評価を行った。また、上場企業等に対する超過収益の源泉を把握するために要因分解においてもSBDAの手法を活用し、分析の高度化を行った。 ・このような詳細なデータ分析を大量のデータを対象に、より効率的に行うことを目的として、オルタナティブ資産のデータベース構築に向け具体的な活動を開始した。オルタナティブ市場においては各運用会社から個別にデータ取得する必要があるため、分析の精度を上げるために運用会社の範囲や、各社から取得するデータの種類・範囲を広げるには相当な労力が必要となる。そのため、このようなデータ収集業務を支援するサービス・プロバイダーの公	ト・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行うこととした。 また、投資戦略部門とは別にミドル部署でもリスク情報をビジネスインテリジェンスツールに掲載し、リスクツールも複数（Aladdin 及び Barra one）用いて深掘り分析し、さらに、新たに職員を採用するなど、ミドル機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化し、運用リスクを適切に管理するための体制を整備した。フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上している。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (９) リスク管理の高度化を推進する観点から、リスク計測に用いるデータについて、ABOR（会計用データ）及び INAV（投資判断用 NAV）を用いるとともに、リスクツールについても、Aladdin 及び Barra one を用いて、適時適切に計測する等、複眼的なリスク管理を進めた。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (10) 業務リスクが顕在化した場合には、同様の事例の発生予防のため、発生の原因、発生時の対応及び改善策を法人内に都度周知した。 また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り、理事長を委員長とする内部統制委員会において、業務リスクの管理や顕在化予防のため、潜在的な業務リスク等の識別、分析及び評価等に関連する事項を議決したほか、顕在化した業務リスクに関する情報を共有した。 内部牽制機能の強化を図るために、先物取引等への外国規制の適用の有無の調査などで各分野に専門性を有する外部法律事務所を活用するなど、法務機能の充実・強化を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 (11) 理事長からの報告に加えて管理運用業務担当理事からも経営委員会で年間 13 回報告し、経営委員会によるモニタリングを強化している。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。
--	---	--	--	--	---

			化の検討を進める。さらに、業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務室や外部の法律専門家による知見の活用を進めることにより、適時適切に対応する。 加えて、災害などの緊急事態においても必要な業務が継続できるよう、BCPや事務マニュアルの改善など必要な取組を継続的に進める。	員会において適切にモニタリングを行っているか。	募を行い、応募のあった複数社に対する精緻なデューデリジェンスの結果、最終候補先の選定に至った。また、データを提供する運用者側とも、提供を受けられるデータの種類や提供の方法などについて協議を重ね、データベース構築に向けた準備を進めた。 - 新たなデータベース構築を進める一方で、AltTemplate 等既存の情報・データソースの有効活用を図り、投資フロントにおける効率的なモニタリング業務をサポートする新たな予兆管理ツールの導入を行った。 - オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、未上場資産と上場資産との比較を多面的に分析するため、新たな投資案件を取り組むたびに、適切な上場および非上場インデックスの特定を行い、定量的なパフォーマンス分析・リスク管理を適切に推進した。 - 今後取組みが進むLPS投資について、各案件におけるダウンスайдリスクの予兆管理の観点より、要モニタリング先の抽出基準について部内および運用リスク管理部との協議を進め適切な水準等について確認した。 業務リスクが顕在化した場合には、同様の事例の発生予防のため、発生の原因、発生時の対応及び改善策を法人内に都度周知した。 また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り、理事長を委員長とする内部統制委員会において、業務リスクの管理や顕在化予防のため、潜在的な業務リスク等の識別、分析及び評価等に関連する事項を議決したほか、顕在化した業務リスクに関する情報を共有した。 業務マニュアルの定期点検を実施し、最新の内容に更新した。 内部牽制機能の強化については、法務室や外部の法律専門家による知見を活用し、適時適切に対応した。具体的には、先物取引等への外国規制の適用の有無の調査などで各分野に専門性を有する外部法律事務所を活用することで、法務リスクの早期把握及びそれらへの適切な対応を行った。	〈課題と対応〉 - ポートフォリオ全体のリスク管理の観点から、法人自ら国内外の市場動向を常時把握し、各資産における市場流動性を加味しながら機動的なリバランス等を検討・実行（I-2再掲） - オルタナティブ資産については、法人ポートフォリオ全体の推定トラッキングエラーに対して比較的大きな寄与度を有することを踏まえ、適切なリスク管理体制の下で、収益性とリスクを確認・検証しながら、コントロール手段を検討していくことが必要（I-3再掲） - 高度化・複雑化した業務に対応し得る基盤システム及び業務運営体制の構築・運用（I-2再掲） - リスク管理体制の一層の強化に向けて、国内の日中取引時間以外におけるリスク管理体制に関する検討を着実に推進
--	--	--	--	--------------------------------	---	--

1．当事務及び事業に関する基本情報	
I－6	スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資

2．主要な経年データ									
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
スチュワードシ ップ活動の評価を目的とした運用受託 機関との間でのエンゲージメント実 施回数	スチュワードシ ップ活動の推進	26 社	68 回	83 回	113 回	116 回	132 回		
スチュワードシ ップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケートの回 答数	スチュワードシ ップ活動の推進	628 社	681 社	709 社	735 社	717 社	632 社 ※送付対象である TOPIX 構成 企業が前年より 400 社強減少		
スチュワードシ ップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケートの回 答企業のうち法人のスチュワードシ ップ活動を評価する企業の割合	スチュワードシ ップ活動の推進	75%	77.9%	78.6%	77.2%	76.3%	79.1%		
E S G 投資の効果 の検証を実施した 回数	E S G 投資による長期的な収益 の確保	月 1 回以上	13 回	16 回	13 回	13 回	14 回		
GPIF のポートフ ォリオのE S G 評 価（国内株式）	E S G を考慮 した投資の推 進	FTSE：2.63/5.0 MSCI：5.51/10.0	FTSE：2.95/5.0 MSCI：5.79/10.0	FTSE:2.96/5.0 MSCI:5.92/10.0	FTSE:3.11/5.0 MSCI:6.37/10.0	FTSE:3.29/5.0 MSCI:6.93/10.0	FTSE:3.58/5.0 MSCI:7.07/10.0		
GPIF のポートフ ォリオのE S G 評 価（外国株式）	E S G を考慮 した投資の推 進	FTSE：3.35/5.0 MSCI：5.69/10.0	FTSE：3.38/5.0 MSCI：6.01/10.0	FTSE:3.34/5.0 MSCI:6.04/10.0	FTSE:3.26/5.0 MSCI:6.47/10.0	FTSE:3.42 /5.0 MSCI:6.80 /10.0	FTSE:3.48 /5.0 MSCI:6.78 /10.0		
								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
予算額（千円）								《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、 財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがっ て、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。	
決算額（千円）									
経常費用（千円）								—	—
経常利益（千円）								—	—
行政コスト（千 円）								—	—
従事人員数								—	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	7．スチュワード シップ責任を果た すための活動及び E S G を考慮した 投資 （1）スチュワー ドシップ責任を果 たすための活動 年金積立金の運 用の目的の下で、	7．スチュワード シップ責任を果た すための活動 企業経営等に直 接影響を与えるこ とを避ける趣旨か ら、株主議決権の 行使は直接行わ ず、運用を委託し た民間運用機関等	7．スチュワード シップ責任を果た すための活動 E S G（環境、社 会、ガバナンス）の 重要性を認識し、 スチュワードシッ プ責任を果たすた めの活動（議決権 行使権限を有する		7．スチュワードシップ責任を果たすための活動 （1）スチュワードシップ責任を果たすための活動については、「投資原則」、 「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」及び「スチュワード シップ責任を果たすための方針」において、E S G の考慮を含め、 当法人自身の考え方を明示している。 運用受託機関に対しては、「スチュワードシップ活動原則」及び「議 決権行使原則」（平成 29 年 6 月制定、令和 2 年 2 月及び令和 7 年 3 月 改訂）において、当法人としての考え方及び、運用受託機関への期待 事項を明確に示した上で、運用受託機関向け説明会でも内容や当方から の期待事項について直接説明している。	<評定と根拠> 評定：A スチュワードシップ活動については、①スチュワードシップ活 動の評価を目的とした運用受託機関との間でのエンゲージメント を 132 回実施（令和元年度（26 社）の 5.08 倍）、②企業向けアン ケートは 632 社から回答（令和元年度（628 社）の 1.01 倍）、③企 業向けアンケート回答企業のうち協力が得られた 30 社強に対し てインタビューを行い、エンゲージメントに関して、企業から見た 評価や課題について、とりまとめを実施した。また、「経団連・ GPIF アセットオーナーラウンドテーブル」を創設し、アセットオ

		報告する。 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿った対応を行う。	スチュワードシップを重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応した評価方法や手数料体系を検討する。 また、評価手法の更なる高度化のため、スチュワードシップ活動の取組についての効果測定等を引き続き実施する。	旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関等の判断に委ねているか。 （２）スチュワードシップ責任を果たすための活動（以下「スチュワードシップ活動」という。）を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たって、長期的な投資収益の向上につながるE S G（環境、社会、ガバナンス）の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行っているか。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化しているか。 （３）スチュワードシップ活動の評価について、エンゲージメント等を通じて検討しているか。	<table><tr><td>反 対</td><td>24,760 (11.8%)</td><td>3,810 (87.8%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>210,249 (100.0%)</td><td>4,338 (100.0%)</td><td>214,587</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 (外国株式) a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：100 ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0 ファンド b 行使内容 ●外国株式 (単位：延べ議案数) <table><tr><td></td><td colspan="3">令和6年度</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td></tr><tr><td>賛 成</td><td>327,051 (85.6%)</td><td>7,317 (39.2%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反 対</td><td>55,234 (14.4%)</td><td>11,353 (60.8%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>382,285 (100.0%)</td><td>18,670 (100.0%)</td><td>400,955</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 【参考：令和5年度】 (単位：延べ議案数) <table><tr><td></td><td colspan="3">令和5年度</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td></tr><tr><td>賛 成</td><td>300,802 (85.4%)</td><td>5,407 (38.4%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反 対</td><td>51,542 (14.6%)</td><td>8,669 (61.6%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>352,344 (100.0%)</td><td>14,076 (100.0%)</td><td>366,420</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 (5) 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。 ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況 ・行使体制 ・行使状況 令和6年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。	反 対	24,760 (11.8%)	3,810 (87.8%)	—	合 計	210,249 (100.0%)	4,338 (100.0%)	214,587		令和6年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	327,051 (85.6%)	7,317 (39.2%)	—	反 対	55,234 (14.4%)	11,353 (60.8%)	—	合 計	382,285 (100.0%)	18,670 (100.0%)	400,955		令和5年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	300,802 (85.4%)	5,407 (38.4%)	—	反 対	51,542 (14.6%)	8,669 (61.6%)	—	合 計	352,344 (100.0%)	14,076 (100.0%)	366,420	以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 (2) 当法人のスチュワードシップ活動は、アセットオーナー・プリンシプル取組方針、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針をベースに運用受託機関への要請としてスチュワードシップ活動原則、議決権行使原則を定めているが、その活動の目的が長期的な投資収益の拡大であることを明確化している。その上で、運用受託機関に対しては、スチュワードシップ活動原則、議決権行使原則を踏まえ、エンゲージメントと評価を実施している。E S Gについても、スチュワードシップ活動原則で、投資におけるE S Gの考慮を定め、「投資においてE S G（環境・社会・ガバナンス）を適切に考慮することは、運用資産の長期的な投資収益拡大の観点から、企業価値の向上や投資先及び市場全体の持続的成長に資すると考えられることから、運用受託機関は、セクターにおける重要性、投資先の実情等を踏まえて、E S G課題に取り組むこと」としている。また、第5期中期目標期間に向け、「GPIFのスチュワードシップ活動の方向性と当面の取組み」を公表し、改めて、スチュワードシップ活動の基本的な考え方を明確にしており、所期の目標を達成していると考ええる。 (3) スチュワードシップ活動については、双方向の対話をベースに評価している。総合評価時に行うスチュワードシップミーティングに加えて、必要に応じて意見交換やアンケートなども実施し、運用受託機関の考えや実施状況を確認し、評価に反映している。評価にあたっては運用受託機関から要望のあった英文フォーマットの質問票を用意したほか、アップデート箇所のみ回答も可能にした。また、評価結果については、必要に応じてフィードバックを行い、評価のポイントや理由、次年度以降の期待事項なども併せて伝え、双方のスチ
反 対	24,760 (11.8%)	3,810 (87.8%)	—																																																			
合 計	210,249 (100.0%)	4,338 (100.0%)	214,587																																																			
	令和6年度																																																					
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																																			
賛 成	327,051 (85.6%)	7,317 (39.2%)	—																																																			
反 対	55,234 (14.4%)	11,353 (60.8%)	—																																																			
合 計	382,285 (100.0%)	18,670 (100.0%)	400,955																																																			
	令和5年度																																																					
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																																			
賛 成	300,802 (85.4%)	5,407 (38.4%)	—																																																			
反 対	51,542 (14.6%)	8,669 (61.6%)	—																																																			
合 計	352,344 (100.0%)	14,076 (100.0%)	366,420																																																			

			(4) スチュワードシップ活動状況について、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告しているか。 (5) 日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行っているか。	(6) 運用受託機関とのコミュニケーションについては、スチュワードシップ責任に対する考え方を示しつつ双方向のコミュニケーションを重視した「エンゲージメント」モデルで実施した。運用受託機関とのミーティングも総合評価ミーティングやスチュワードシップミーティングをはじめ、その時々テーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしており、年間を通じて活動を評価する体制で運営している。この評価結果は令和6年度の総合評価に反映させた。 (7) 令和2年3月24日に再改訂された日本版スチュワードシップ・コードで株式以外の資産への適用が可能になったため、令和4年度から「投資先企業の持続的な成長を促し信用リスクの低減に資するか」という観点で、債券の運用受託機関のスチュワードシップ評価を開始した。令和6年度も引き続き、「組織・人材」内の一項目として、スチュワードシップ評価を実施し、スチュワードシップ方針や利益相反管理等の方針・体制面などスチュワードシップ活動を行うための組織・人材が整備されているかについて評価を行った。 (8) 「スチュワードシップ活動報告」を公表した(令和7年3月31日)。 a 令和6年度の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告した。 b 当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、アセットオーナー・プリンシプル取組方針、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める(comply or explain)ことを明示している。 c 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。 d 当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを記載した。「企業インタビュー」、「経団連・GPIF アセットオーナーラウンドテーブルの創設及び開催」及び「エンゲージメントの効果検証」の3点を記載した。 e 令和5年度に引き続き、当法人の国内株式運用受託機関による1年間のエンゲージメントカバー状況を公表した。対話社数、対話件数(パッシブ・アクティブ別比率、役員レベルの対話件数)、規模別対話実施比率に加え、令和6年度は業種別対話実施比率も開示し、外部からエンゲージメント状況の把握をできるようにした。 f 第5期中計期間に向けて、「GPIFのスチュワードシップ活動の方向性と当面の取組み」を令和7年3月31日に公表。スチュワードシップ活動の基本的な考え方を改めて明示し、重点事項と主な取組事項を提示。	ュワードシップ活動の向上に努めている。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 (4) スチュワードシップ活動状況については、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、令和7年3月31日に公表した。エンゲージメントカバー状況の開示について前年度比較を追加するなど、エンゲージメント状況の透明性の向上に努めた。経営委員会にも報告、質疑を実施した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (5) 投資原則、アセットオーナー・プリンシプル取組方針、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対しては、平成29年6月制定(令和2年2月及び令和7年3月一部改定)のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化している。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施している。運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するためTOPIX 構成銘柄企業を対象に企業向けアンケートを実施したほか、アンケート回答企業のうち協力を得られた企業にインタビューを実施した。また、新たに、経団連と「経団連・GPIF アセットオーナーラウンドテーブル」を創設し会合を2回開催(三共済にも案内し3機関とも初回から参加)。グローバルなイニシアティブとして新たにISSB Investor Advisory Groupにオブザーバー参加したほか、引き続きClimate Action100+や30%Club(日英)、ICGN、CIIなどへの参加も通じて、GPIFのスチュワードシップ活動の向上に努めた。また、情報開示を促進する国内団体として、東証のESG Knowledge Hub、ESG情報開示研究会に参加し、情報開示やエンゲージメントの状況や課題の把握に努めた。 平成29年6月に制定(令和2年2月及び令和7年3月一部改定)したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG課題についてヒアリングを実施した。 株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価した。評価のウエイトは以下の通りである。 株式パッシブファンド：評価全体の30% 株式アクティブファンド：評価全体の10% 債券の総合評価については、「組織・人材」内の一項目で評
--	--	--	--	--	--

				g 運用会社への期待事項として、昨今の環境変化を捉え、「エンゲージメントに関する実績データの整備と効果検証」を追加した。 (9) 国内株式パッシブ運用において、スチュワードシップを重視したビジネスモデルとして、エンゲージメント強化型パッシブファンドを4社に委託している。それぞれの運用受託機関のエンゲージメントの特徴およびエンゲージメントの進捗状況について、図やグラフ等を用いながらスチュワードシップ活動報告で報告している。引き続き、KPIの達成状況、マイルストーンの確認・評価を行っていく。 (10) 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題等を把握する観点から以下の取組を行った。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、「TOPIX 構成銘柄企業向けアンケート」を実施した。 ・上記アンケート回答企業のうち協力が得られた30社強に対してインタビューを実施し、回答や投資家とのエンゲージメント状況等についてより詳細なヒアリングを行った。 ・企業には統合報告書作成や非財務を含む情報開示の充実を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、当法人の運用受託機関が選ぶ「優れた開示シリーズ」として以下の優れた開示を公表した。 ①国内株式運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表した。 ②TCFDについては、IFRS S2やSSBJのサステナビリティ開示基準でテーマ別基準の一つとして気候関連開示基準が公表されるなど、今後、グローバル企業にとっては必要不可欠な開示になることが予想されることから、内外株式運用受託機関に国内株及び外国株の「優れたTCFD開示」の選定を依頼し公表した。 ・国連が提唱する責任投資原則(PRI)他、グローバルなイニシアティブへの参加状況は以下の通りであり、国内外関係団体・機関との連携強化を図っている。 ● PRI (Principles for Responsible Investment) ● Climate Action100+ ● 30%Club (日英) ● Thirty Percent Coalition (現 Invest Ahead) (米) ● ICGN (International Corporate Governance Network) ● CII (Council of Institutional Investors) ● IIAG (ISSB Investor Advisory Group) 上記のうち、ISSB Investor Advisory Group (以下 IIAG) には、令和6年は5月にオブザーバーとして新たに参加。また、CA100+については同5月にフェーズ2に継続して参加することを決定した。また、PRIでは各種 Committee に所属しているほか、CA100+では日本やアジアの特性についてアドバイスする Asia Advisory Group にも参加している。	価を実施した。 オルタナティブ資産の運用において、ESGの取組状況の把握のため、ESG評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、以下の対応を実施している。 a. プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー各分野において運用受託機関とのLP契約や運用ガイドライン等にてESGに関する報告を義務付けており、会計年度末に年次ESGレポートを受領し、ESG課題の把握、及び当該年度における具体的な活動状況や翌年度の方針等について報告を受け、これらの項目の評価を実施している。 b. 業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、選定済の運用受託機関(FoF及びゲートキーパー)については総合評価時に自社の責任投資原則(PRI)への取組体制、投資先である個別ファンドに対するPRIへの署名促進を含むESGに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりESG活動の多面的な把握・評価を実施した。 c. 不動産分野においては、投資先運用機関のESG活動を評価・モニターするために国際的枠組みであるGRESBに加入し、積極的に運用受託機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオにおけるESG活動への取組強化を引き続き促した。特に、国内不動産分野においては、運用受託機関にGRESBへの加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきESGにかかる報告基準を呈示することでESG評価の公平性を維持している。また、インフラストラクチャー分野においても令和4年度よりGRESBに加入している。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
--	--	--	--	--	--

				この他、情報開示を促進する国内団体として、東証の ESG Knowledge Hub、ESG 情報開示研究会にも参加している。これらのイニシアティブへの参加を通じて、気候変動をはじめとした E（環境）、ダイバーシティに代表される S（社会）、全てに共通する G（コーポレートガバナンス）について、E S G の各テーマにおける情報収集をバランスよく行い、知見を向上させるとともに、運用受託機関が協働エンゲージメントなどでどのような役割を担っているかの確認にも活用した。 ・令和 6 年 10 月に経団連と、「経団連・GPIF アセットオーナーラウンドテーブル」を創設し第一回会合を開催。本ラウンドテーブル創設にあたり、三共済（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団）にも案内し初回より 3 機関とも参加。なお、第二回会合は令和 7 年 2 月に開催。 (11) 令和 2 年度の総合評価から、スチュワードシップ責任にかかる取組の評価について、より実質的な活動を評価する体系に変更し、評価を実施している。 令和 6 年 11 月～12 月にかけて、株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認した。運用受託機関のスチュワードシップ活動における取組・課題については、次のようなものがあった。 ・全体的なレベルは上がっており、各社、取組内容、スピードともに進んでいる。 ・パッシブ及びアクティブとも、ほとんどの運用受託機関がエンゲージメント方針や ESG 方針などを有している。社としての哲学や理念、プロセスを各方針や取組に落とし込み、企業体としての継続的な取組に発展。定期的に見直しもされている。 ・運用受託機関のスチュワードシップレポート等において、投資家の視点から、サステナビリティやガバナンスに関して企業に今後期待する事項（グローバル水準を踏まえ時間軸に沿って段階的に水準を向上させていく内容のもの）を示している事例などの工夫が見られる。 ・グローバルのエンゲージメントを一元管理できる社内プラットフォームやシステムを導入している運用受託機関においては、個々のエンゲージメントの達成目標を設定した上で、目標達成に至る対話や企業の対応についての進捗状況を幾つかの段階に分けて確認するマイルストーン管理を通じた PDCA サイクルによって、エンゲージメントの実効性向上を図るなどの工夫が見られる。 ・国内株式では、東証の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」に関して、運用受託機関によるエンゲージメントに広がりや深化が見られる。 ・エンゲージメントの実効性を高めるため、明確なエスカレーション戦略を整備している機関もある。	
--	--	--	--	---	--

					・日系の運用受託機関や外資系の運用受託機関の日本拠点においては、運用受託機関内部や外部の学識経験者と連携して、エンゲージメントが企業行動の変容、企業価値あるいは投資パフォーマンスに与える影響についての効果検証の取組みが広がっている。 ・サステナビリティに関するグローバルなイニシアティブへの運用受託機関の参加が全体的に増加し、日系の運用受託機関も各種イニシアティブに積極的に参加している。例えば、Nature Action100 や PRI の Spring、Advance といった新しいイニシアティブに積極的に参加する運用受託機関も見られる。一方で、この一年は、一部の運用受託機関において、気候変動に関するイニシアティブへの参加を取りやめる動きが見られる。この他、日本においては、今後、スチュワードシップ・コードの改訂により、協働エンゲージメントを「重要な選択肢」として促進することが検討されている。 ・議決権行使はエンゲージメントと一体と考えており、長期的な企業価値向上を促す取組を期待。議決権基準でもメッセージ性を高め、エンゲージメントに活用しているケースや、政策保有株式、TSR、PBR 基準を導入する機関もある。 (12) 令和6年度は、10月に先進国（除く北米）株式アクティブファンドの新規選定、翌3月からグローバル株式の追加選定を行い、スチュワードシップ評価も行った。新規先には、選定時及び採用後に当法人からの要請事項を伝え、必要に応じて個別にエンゲージメントも実施した。 (13) スチュワードシップ活動・ESG投資について、各取組の開始から相応に期間が経過しデータも蓄積されてきていることから、PDCAサイクルを適切に回すために、スチュワードシップ活動・ESG投資の効果測定を外部機関と協働して実施。令和5年3月に定量分析コンサルティング業務の公募を実施し、東京大学エコノミックコンサルティング株式会社及び EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社を選定した。スチュワードシップ活動の効果測定は東京大学エコノミックコンサルティングと「エンゲージメントの効果検証」を実施し、令和6年5月に結果を公表した。また、「運用受託機関の議決権行使に関する検証」を実施している。 (14) 引き続き、オルタナティブ投資における投資一任先運用受託機関に対して、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ・コードの受け入れ及びスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、責任投資原則（PRI）への対応方針を把握した。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、投資判断時やモニタリング時におけるESG要素の考慮手法、及び	
--	--	--	--	--	--	--

	(2) ESGを考慮した投資 年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進すること。 その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった第31（1）の年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、取組を進めること。併せて、ESG投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にのっとり行われているかについて継続的に	8. ESGを考慮した投資等 年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進するとともに、その効果を継続的に検証していく。 取組が先行している株式運用以外においても、各資産ごとに異なる特性などを踏まえながら、ESGを考慮した取組を進める。	8. ESGを考慮した投資等 年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESGを考慮した投資を推進するとともに、その効果を継続的に検証していく。 取組が先行している株式運用以外においても、各資産ごとに異なる特性などを踏まえながら、ESGを考慮した取組を進める。	(6) 被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、ESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資の取組を進めているか。 (7) ESG投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にのっとり行われているか及びその効果について継続的に検証しているか。	投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等の確認を強化した。 ・運用開始後は、定期的な面談等を通じて上記取組状況に関する報告を定期的に受けている。また、年次でESGレポートの提出を義務付けた。加えて、PRIが公表したESG活動に関する質問票、外部コンサルタントとの協議の上作成した運用受託機関のステewardシップ評価基準によりESG活動の多面的な把握・評価を実施した。 今年度取組み件数を積み上げたLPSにおいても、運用者に対して書面や面談等を通じて同様の対応を行っている。 8. ESGを考慮した投資等 当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進する」（2025年3月31日のサステナビリティ投資方針の策定に合わせて、「ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資」を「ESG（環境・社会・ガバナンス）や社会・環境的效果（インパクト）を考慮した投資」に改定）とされている。このような基本的な考え方に則り、令和6年度においては、主に以下のような取組を進めた。 ESGやインパクトを考慮した投資を包含するサステナビリティ投資に関する基本的な考え方等を示す「サステナビリティ投資方針」を新たに策定した。これまでは、ESG指数投資をリバランスの対象外としてきたが、基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、国内株式及び外国株式のESG指数投資をリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図ることとした。 ESG指数投資の最適化では、まず、ポートフォリオ全体のリスクを抑えるため、各ESG指数への配分額を見直すこととした。 現在採用しているESG指数はESG評価の優れた企業のみを選ぶ「ベストインクラス型」と、ESG評価の優れた企業の構成比率を上げつつ、全ての親指数構成企業をESG指数に含める「ティルト型」に大別されるが、多くの場合は「ベストインクラス型」は「ティルト型」よりもリスクが大きい傾向にある。「ベストインクラス型」や「ティルト型」といった特性を考慮し、各指数への配分バランスを見直すことで、一定程度のリスク抑制効果が期待できる。各ESG指数への配分バランスを見直した上でもなお、抑制しきれないリスクについては、全体の残高調整によって対応することとした。 令和6年度末までに採用したESG指数は、合計9指数となり、投資額は約18.2兆円となった。 ESG投資の効果については、短期的な投資パフォーマンスのみならず、ESG評価の向上や企業のESG対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリ	(6) 被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進している。 ESG（環境、社会、ガバナンス）投資の推進については、これまでは、ESG指数投資をリバランスの対象外としてきたが、基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、国内株式及び外国株式のESG指数投資をリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図ることとした。 以上により、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (7) 当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であることから、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境・社会・ガバナンス）や社会・環境的效果（インパクト）を考慮した投資などサステナビリティ投資を推進する。」とされている。このような基本的な考え方に則り、ESG投資による短期的な投資パフォーマンスのみならず、ESG評価の向上や企業のESG対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかをESG活動報告で、毎年多面的に評価・検証を行っている。令和6年8月には第7回目の報告書となる「2023年度ESG活動報告」を刊行し、同9月には同報告書の英語版を公表した。 「2023年度ESG活動報告」では同年度のESGに関する取組の紹介やポートフォリオのESG評価などに加えて、「気候関連
--	--	--	---	--	--	--

	検証すること。			(8) 株式運用以外においても、各資産の特性などを踏まえながら、E S Gを考慮した取組を進めているか。 スク調整後のリターンの向上につながっているのかを多面的に評価・検証している。令和6年8月には第7回目の報告書となる「2023年度 ESG 活動報告」を刊行し、同9月には同報告書の英語版を公表した。2023年度版では同年度のE S Gに関する取組の紹介やポートフォリオの ESG 評価などに加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析において、新たに「グリーンボンドのグリーンium分析」や「スコープ3の開示の現状と課題に関する分析」などを行った。また、昨年度と同様に試行的に「自然関連財務情報開示タスクフォース」(TNFD)の提言に沿った分析も実施した。 オルタナティブ資産の運用においては、令和2年度よりE S G評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、選定済の運用受託機関(FoF及びゲートキーパー)については総合評価時に自社の責任投資原則(P R I)への取組体制、投資先である個別ファンドに対するP R Iへの署名促進を含むE S Gに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりE S G活動の多面的な把握・評価を行っている。また、不動産分野に加え、インフラストラクチャー分野においても、投資先運用機関のE S G活動を評価・モニターするための国際的枠組みであるGRESBに加入している。国内不動産分野においては、運用受託機関にGRESBへの加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきE S Gにかかる報告基準を呈示することでE S G評価の公平性を維持している。 当法人では、スチュワードシップ活動・ESG投資は投資期間が長期にわたるほどリスク調整後のリターンを改善する効果が期待されと考えている。各取組の開始から相応に期間が経過しデータも蓄積されてきていることから、PDCAサイクルを適切に回すために、令和5年度～6年度にかけて、スチュワードシップ活動・ESG投資の定量的な効果測定を高度な統計分析の知見を有するコンサルティング提供会社と協働して実施している。令和6年度には「企業価値・投資収益向上に資するESG要素の研究」及び「ESG指数に基づく株式パッシブ運用の効果検証」を実施している。	財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析において、新たに「グリーンボンドのグリーンium分析」や「スコープ3の開示の現状と課題に関する分析」などを行った。また、昨年度と同様に試行的に「自然関連財務情報開示タスクフォース」(TNFD)の提言に沿った分析も実施した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (8) オルタナティブ資産運用においては、昨年度同様、運用会社の選定時に、運用会社全体のE S Gへの取組方針、運用プロセスにおけるE S Gインテグレーション、投資実行後の監督体制や投資家への報告体制等について、質問票による調査やE S G推進に関わる担当者との面談、外部コンサルタントによる評価等、複数の角度から審査を継続している。また、運用開始後は、運用会社のE S Gへの取組態勢の変化や、運用会社が分散投資した投資ファンドの責任投資原則(P R I)への署名の有無やE S G要素への対応状況等について、モニタリングを実施するとともに、各運用会社には、E S Gへの取組状況を記載した報告書の提出を求めるほか、運用会社と定期的に面談を行い、適切な状況把握とエンゲージメントを継続している。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 〈課題と対応〉 ● 第5期中期目標期間に向けて策定した「サステナビリティ投資方針」や改定した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿ってESGを考慮した投資やスチュワードシップ活動の取組を着実に進め、またインパクトを考慮した投資についても検討を進めるとともに、効果検証を踏まえて、PDCAサイクルを適切に回し、取組の継続的な改善を図る。 、
--	---------	--	--	---	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報																
I — 7		情報発信・広報及び透明性の確保														
2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度				令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
Twitter による情報発信の回数	情報発信・広報活動の充実	291 回 （フォロワー数 27,973、閲覧回数 3,454,746）	230 回 （フォロワー数 33,962、閲覧回数 4,623,682）	292 回 （フォロワー数 46,117、閲覧回数 11,225,383）	314 回 （フォロワー数 56,958、閲覧回数 6,806,533）	345 回 （フォロワー数 62,409 ※X 社の測定ツール仕様変更に伴い、フォロワー数は前年度までと同一条件での比較ができない）、閲覧回数 7,734,081）	352 回 （フォロワー数 67,179、閲覧回数 7,183,187）		《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。							
YouTube への動画掲載の回数	情報発信・広報活動の充実	8 本 （登録者数 1,284、視聴回数 7,604）	9 本 （登録者数 2,296、視聴回数 22,368）	14 本 （登録者数 9,013、視聴回数 41,825（HP 掲載動画の再生数 4,717 回を含む））	17 本 （登録者数 9,061、視聴回数 25,461（HP 掲載動画の再生回数 5,719 回を含む））	23 本 （登録者数 10,344、視聴回数 58,154）	26 本 （登録者数 10,782、視聴回数 45,693）									
法人のホームページへの訪問件数（セッション数）	情報発信・広報活動の充実	795,215	725,096	839,243	737,170	947,299 ※グーグル社の測定ツール移行に伴い、前年度までと同一条件の比較はできない	953,605									
広報効果測定調査における、法人を「信頼できる」及び「信頼できない」との評価の数値	情報発信・広報活動の充実	「信頼できる」：33.1% 「信頼できない」：27.7%	— （第四期中期目標期間における新たな広報効果測定調査を準備中）	「信頼できる」：37.4% 「信頼できない」：21.5%	「信頼できる」：38.8% 「信頼できない」：21.2%	「信頼できる」：39.5% 「信頼できない」：21.6%	「信頼できる」：37.9% 「信頼できない」：20.9%									

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	8. 情報発信・広報及び透明性の確保 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努めること。 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明すること。 スチュワードシップ活動やE S G	9. 情報発信・広報及び透明性の確保 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。 年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。 また、管理運用法人が、数十年の投資	9. 情報発信・広報及び透明性の確保 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。 具体的には、以下の取組を進めるとし、その際、市場への影響に留意するとともに、管理運用法人が、数十年		9. 情報発信・広報及び透明性の確保 令和6年度の GPIF を巡る報道については、第5期中期目標期間の基本ポートフォリオに関連する報道が一部の金融メディアで活発化したものの、運用実績等に関しては、年金制度における役割や長期分散投資の効用がメディアに一定程度浸透したこともあり、以前に比べて抑制的な状況が継続している。このような背景から、GPIF の広報活動は、公式のソーシャルメディアや公式ホームページなど、オウンドメディアの活用に注力した。 公式 YouTube チャンネルは、動画制作の内製化を継続し、配信本数を26本に増やした。業務概況書のポイントを職員が解説する「業務概況書のトリセツ」を新たに制作したほか、理事兼CIOが四半期ごとの運用実績を、その時々で当法人が発信したいトピックスも交えて解説する「植田CIOに聞いてみよう」、調査数理部の職員が金融リテラシー向上に資する内容を解説する「GPIF の広報、調査数理部に学ぶ」の続編を制作した。また、外部の専門会社の協力を得て、令和6年度に約20年ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談動画「若手職員が語る GPIF って、こんな職場?！」等を制作した。この結果、チャンネル登録者数は過去最高を更新した。 公式 X は、PDCA に基づく改善を行いながら、運用実績や長期分散投資の効用等を投稿した。新シリーズ「GPIF なんでもクイズ」では、X の閲覧者がクイズに回答しながら GPIF に関する知識を増やせる工夫を行った。こうした取組みの結果、フォロワー数は過去最高となった。 公式ホームページにおいては、複数の中堅職員がインタビューに応じる形で日々の業務や仕事に対する姿勢を紹介する特設サイト「GPIF のお仕事紹介」に登場する職員数を増やしたほか、新卒職員と先輩職員の対談も掲載した。同サイトはテキストと動画で構成し、公式 X や YouTube との連動も図った。また、令和5年度に日本語のお問い合わせフォームを見やすくし、英語の同フォームを新設したことにより、令和6年度は GPIF を騙る投資詐欺の被害者からの連絡が増えて公式ホームページでの注意喚起につなげたほか、海外のメディアや業界関係者からの英語の照会も増えた。このような取組みを背景に、公式ホームページのセッション数は前年度比で増加した。 報道対応に関しては、年2回の理事長会見は対面方式で開催し、活発な質疑応答が行われた。運用状況の報道に関しては、年金制度における年金積立金の役割や長期分散投資の効用が一定程度浸透し、長期的な観点からの運用に触れるものが多いが、抑制的な状況	< 評価と根拠 > 評価： A オウンドメディアを含めたそれぞれの広報チャンネルの特性を生かした活動に注力した。 公式 YouTube による情報発信については、運用状況説明動画や理事長の会見動画に加え、「植田 CIO に聞いてみよう」シリーズや新たに作成した「業務概況書のトリセツ」等を配信した。掲載回数は26本（令和元年度（8本）の3.25倍）、視聴回数は45,693回（令和元年度（7,604回）の6.01倍）となっている。 Xによる情報発信については、年金積立金の役割や累積収益、長期分散投資の効用等を継続して紹介するとともに、世間の関心を意識した情報発信（「GPIF クイズ」など）を実施した。投稿回数は352回（令和元年度（291回）の1.21倍）、インプレッション（閲覧）数は7,183,187回（令和元年度（3,454,746回）の2.08倍）となっている。 公式 HP による情報発信については、新卒採用を再開した機会を捉え、新人職員と先輩職員が対談形式で職場の印象や働き方を紹介するページを新設するなど、人材確保にもつながる広報を充実した。ホームページへの訪問件数（セッション数）は953,605（令和元年度（795,215）の1.20倍）となっている。 業務概況書について、分かりやすさと内容の充実を両立させるため、「業務概況書のトリセツ」動画の公表など国民や被保険者に分かりやすい工夫をするとともに、プロ向けの情報もコラム等で充実させた。 また、当法人の運用に対する考え方を直接的伝える機会として、講演会等にも積極的に参加し、令和6年度に合計32回登壇した。 広報効果測定調査の結果については、GPIF を認知している人のうち、GPIF の取組を「信頼できる」とした回答が37.9%（令和元年度（33.1%）より4.8ポイント増加）、「信頼できない」とした回答が20.9%（令和元年度（27.7%）より6.8ポイント改善）と改善している。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aと評価する。

	を考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信すること。 オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信すること。 法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）及び当該銘柄の時価総額について、公表すること。また、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 60 号））で定める期間の経過後速やかに公表すること。 【重要度 高】	期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後数十年にわたり積立金が大きく積み上がっている可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点（長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動や ESG 投資の考え方等）から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信の在り方について検討を深める。 その際、管理運用法人のホームページや業務概況書等の一層の充実を図るほか、役員の講演等を含め案件の性格に応じた効果的な情報発信を工夫する。 こうした広報の取組については、定期的に検証等を行い、その結果を踏まえて、取組内容を継続的に改善する。 さらに、経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監	の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後数十年にわたり積立金が大きく積みあがっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点（長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動や ESG 投資の考え方等）から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信について積極的な対応を図る。 （１）第４期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針をもとに、広報活動の評価を定期的に行い、活動内容の改善を図る。	＜評価の視点＞ （１）国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析を行っているか。	が続いている。 一方、ESG・スチュワードシップ関連では、「スチュワードシップ活動・ESG 投資の効果測定プロジェクト」に対する経済メディアや金融メディアの関心が高く、第一弾として５月に公表した「エンゲージメントの効果検証」報告書は、担当職員の丁寧な取材対応も奏功し、大きく取り上げられた。 また、金融業界向けに GPIF の運用の高度化を周知するため、令和 6 年度は、国内外の金融メディアのインタビューに理事兼 CIO が引き続き応じた。さらに、オルタナティブ資産の運用高度化に関する当法人の取組みは、特に海外メディアからの関心が高く、日英で発信した「インフラ資産の公正価値評価にかかる委託調査研究」が記事化されるなど、注目を集めた。 令和 6 年度の役職員の講演等への登壇は、従来通り依頼の多い ESG・スチュワードシップ活動、オルタナティブ投資関連の講演会を中心に、合計 32 回となった。 これらの取組を進める中で 7 月に実施した広報効果測定では、当法人の活動を「信頼できる」と回答した割合はわずかに低下した。一方で、「信頼できない」と回答した割合もわずかに低下しており、引き続き丁寧な情報発信を心掛けたい。	【評価の視点】 （１）令和 2 年度に策定した「GPIF における当面の広方針」をもとに、令和 6 年度も引き続き一般被保険者への情報発信を強化した。 公式 X では年金積立金の役割や累積収益、長期分散投資の効用等を継続して紹介するとともに、X の閲覧者に回答を選択してもらう投稿「GPIF なんでもクイズ」をシリーズ化した。年間投稿数は 352 回（基準値比約 121％）と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 39,206 の 67,179 人（基準値比約 240％）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス 3,728,441 回の 7,183,187 回（基準値比約 208％）となった。 YouTube については、従来から継続している運用状況の説明動画や理事長記者会見の動画等に加え、四半期ごとに理事兼 CIO が運用状況を解説し、その時々の特ピックスに触れる「植田 CIO に聞いてみよう」、調査数理部の職員が金融リテラシー向上に資する内容を解説する「GPIF の広報、調査数理部に学ぶ」等の続編を制作・配信した。また、中堅職員がインタビューに応じて仕事内容や働き甲斐を語る動画を追加したほか、約 20 年ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談動画「若手職員が語る GPIF って、こんな職場？！」を新たに制作・配信した。 年間の動画掲載は基準値比プラス 18 本の 26 本（基準値比約 325％）、登録者数は基準値比プラス 9,498 人の 10,782 人（基準
--	--	--	--	---	---	---

	上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	督の下で、その透明性を確保するとともに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表する。 加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。併せて、オルタナティブ投資の投資案件についても、できるだけ分かりやすい形での情報開示を進めるとともに、運用会社等に対して支払っている実質的な費用について、できる限り詳細なレベルで把握した上で、適切な情報開示の在り方を検討する。その際、運用会社等との契約内容にも配慮する。			ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談動画「若手職員が語る GPIF って、こんな職場？！」を新たに制作・配信した。 年間の動画掲載は基準値比プラス 18 本の 26 本（基準値比約 325%）、登録者数は基準値比プラス 9,498 人の 10,782 人（基準値比約 840%）、視聴回数は基準値比プラス 38,089 回の 45,693 回（基準値比約 601%）となった。 公式ホームページに関しては、複数の日常職員の日々の業務や仕事への取組み姿勢を紹介し、年金積立金の運用業務を身近に感じていただくこと企図した特設サイト「GPIF のお仕事紹介」に登場する中堅職員を追加したほか、約 20 年ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談動画「若手職員が語る GPIF って、こんな職場？！」のテキストや動画を新たに掲載した。このような取組みを背景に、ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比 158,390 増の 953,605（基準値比約 120%）となった。 「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広報効果測定調査）を 7 月に実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は 37.9%となり、基準値に比べて 4.8 ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は 20.9%となり基準値に比べて 6.8 ポイント減少した。		値比約 840%）、視聴回数は基準値比プラス 38,089 回の 45,693 回（基準値比約 601%）となった。 公式ホームページに関しては、複数の日常職員の日々の業務や仕事への取組み姿勢を紹介し、年金積立金の運用業務を身近に感じていただくこと企図した特設サイト「GPIF のお仕事紹介」に登場する中堅職員を追加したほか、約 20 年ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談動画「若手職員が語る GPIF って、こんな職場？！」のテキストや動画を新たに掲載した。このような取組みを背景に、ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比 158,390 増の 953,605（基準値比約 120%）となった。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
		（2）基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ESG 投資の意義等をホームページで分かりやすく説明する。また、オルタナティブ投資についても、その意義・役割や投資案件の概要等をホームページ等で分かりやすく説明する。 （3）年金制度における積立金や管理運用法人の役割等を分かりやすく解説したパンフレッ	（2）年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、国民に分かりやすく	（2）令和 6 年度は、基本ポートフォリオについて分かりやすく解説する特設サイトと動画「教えて！GPIF（じーぴふ）先輩 ♡ GPIF の基本ポートフォリオって、なに？」を新たに制作した（公開は令和 7 年度）。また、ESG・スチュワードシップ活動関連では、公式ホームページで「スチュワードシップ活動・ESG 投資の効果測定プロジェクト」のページを新設した。 オルタナティブ投資について、業務概況書においてその意義・役割について解説し、また、オルタナティブ投資特有の事項についてコラム形式で分かり易く解説を加え（令和 6 年度には、オルタナティブ資産にかかる NAV 変動要因、オルタナティブ資産の収益率計測方法について記載）、読者のオルタナティブ投資に対する理解の促進を図った。また、令和 2 年度からは、ホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を開設し、引き続き、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすい情報発信に努めた。加えて、業務方法書にて求められている投資を実施した LPS について適時適切にホームページにて公表を行っている。	（2）令和 6 年度は、公式 YouTube において、四半期ごとの運用状況やその時々の特ピックスを解説する「植田 CIO に聞いてみよう」、調査数理部の職員が金融リテラシー向上に役立つ内容を解説する「GPIF の広報、調査数理部に学ぶ」の続編を制作した。また、業務概況書のポイントを広報担当職員が解説する動画「業務概況書のトリセツ」も新たに制作・配信した。 公式ホームページでは、特設サイト「GPIF のお仕事紹介」において、業務内容等を紹介する職員の数を増やしたほか、約 20 年ぶりの新卒職員と先輩職員の対談「若手職員が語る GPIF って、こんな職場？！」をテキストと動画で掲載した。また、基本ポートフォリオについて分かりやすく解説する特設サイトと動画「教えて！GPIF（じーぴふ）先輩 ♡ GPIF の基本ポートフォリオって、なに？」を新たに制作した（公開は令和 7 年度）。 令和 6 年度の役職員への講演等への登壇は、従来から依頼の多い ESG・スチュワードシップ活動、オルタナティブ投資関連を中心に、合計 32 回登壇した。 業務概況書においては、今中期計画期間より、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方が読むことを想定して、冒頭で年金制度における積立金の位置付けや当法人の役割等について分		

	これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意する。	トや動画等を作成し、ホームページ等で周知する。	説明しているか。	(3) ホームページにおいて、年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、E S G 投資について、イラストを交えて分かりやすく紹介する特設サイト「G P I F ってなに？」を掲載している。令和6年度は、複数の中堅職員が業務について語る特設サイト「GPIF のお仕事紹介」に登場する職員を増やしたほか、約20年ぶりに採用した新卒職員と先輩職員の対談「若手職員が語る GPIF って、こんな職場?!」を新たに掲載した。	かりやすく解説するページを設けている。その一方で、2023 年度版では、株式アクティブファンドのポートフォリオの再構築やオルタナティブ投資とレバレッジの関係などプロ向けの情報についても充実させた。また、管理運用業務担当理事兼C I O が当法人の1年間の運用について解説し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。											
	(4) 令和5年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。)については、7月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。また、令和6年度の四半期の運用状況については、期末日の翌々月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。 具体的な公表日は、令和5年度の管理及び運用実績の状況は7月5日に、令和6年度の四半期の運用状況は8月2日、11月1日、2月7日とする。	(3)年金積立金の管理及び運用の運用実績の状況等について、毎年1回・四半期毎にホームページ等を活用して迅速な公表を行っているか。	(4) 透明性の向上を図るため、令和6年度計画において、令和5年度の業務概況書は7月の第一金曜日、令和6年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日(金曜日が休日の場合はその前日)を公表日と明記し、下記のとおり公表を行った。 <table><tr><th colspan="4">【公表日】</th></tr><tr><th>業務概況書 (令和5年度)</th><th>第1四半期 (令和6年度)</th><th>第2四半期 (令和6年度)</th><th>第3四半期 (令和6年度)</th></tr><tr><td>R6.7.5</td><td>R6.8.2</td><td>R6.11.1</td><td>R7.2.7</td></tr></table> 業務概況書においては、第4期中期計画期間より、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方が読むことを想定して、冒頭で年金制度における積立金の位置付けや当法人の役割等について分かりやすく解説するページを設けている。その一方で、2023 年度版では、株式アクティブファンドのポートフォリオの再構築やオルタナティブ投資とレバレッジの関係などプロ向けの情報についても充実させた。 また、管理運用業務担当理事兼C I O が当法人の1年間の運用について解説し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。	【公表日】				業務概況書 (令和5年度)	第1四半期 (令和6年度)	第2四半期 (令和6年度)	第3四半期 (令和6年度)	R6.7.5	R6.8.2	R6.11.1	R7.2.7	(3) 透明性の向上を図るため、令和6年度計画において、令和5年度の業務概況書は7月の第一金曜日、令和6年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日(金曜日が休日の場合はその前日)を公表日とすることとし、公表を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。
【公表日】																
業務概況書 (令和5年度)	第1四半期 (令和6年度)	第2四半期 (令和6年度)	第3四半期 (令和6年度)													
R6.7.5	R6.8.2	R6.11.1	R7.2.7													
	(5) 監査委員会及			(5) 監査委員会監査の結果及び監査法人による外部監査の結果に												

			び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報を公開する。 (6) スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。	(4) スチュワードシップ活動やESGを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信しているか。 (5) オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信しているか。 (6) 法人の運用について多面的な観点から国民の理解	について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。 (6) スチュワードシップ活動については、以下の情報の公表を行った。 ①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和7年3月31日）し、令和6年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。 ②当法人のスチュワードシップ活動は、アセットオーナー・プリンシプル取組方針、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることをスチュワードシップ活動報告において明示するとともに、PRIをはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告した。 ③当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを記載した。「企業インタビュー」、「経団連・GPIF アセットオーナーラウンドテーブルの創設及び開催」、「エンゲージメントの効果検証」の3点を記載した。 ④当法人の国内株式運用受託機関による1年間のエンゲージメントカバー状況を公表した。対話社数、対話件数（パッシブ・アクティブ別比率、規模別比率）に加え、令和6年度は、業種別対話実施比率を開示し、外部からよりエンゲージメント状況の把握ができるようにした。 ⑤個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。 ⑥令和7年4月からの第5期中期目標期間を開始にあたり策定した「GPIFのスチュワードシップ活動の方向性と当面の取組み」もスチュワードシップ活動報告に記載し、改めてスチュワードシップ活動の基本的な考え方を明示したうえで次期中期目標期間における重点事項や主な取組事項を記載した。 ⑦「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載している。	(4) 当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和7年3月31日）し、令和6年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要等についてホームページに掲載した。 ESGの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成30年より「ESG活動報告」を毎年刊行している。令和6年8月には第7回目の報告書となる「2023年度 ESG活動報告」を刊行し、同9月に同報告書の英語版を公表した。本報告書では、「気候関連財務情報開示タスクフォース」（TCFD）の提言を受けた分析において、新たに「グリーンボンドのグリーンium分析」や「スコープ3の開示の現状と課題に関する分析」などを行った。また、昨年度と同様に試行的に「自然関連財務情報開示タスクフォース」（TNFD）の提言に沿った分析も実施した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (5) オルタナティブ投資について、昨年度に引き続き、業務概況書においてその意義・役割について解説し、また、オルタナティブ投資特有の事項についてコラム形式で分かり易く解説を加え、読者のオルタナティブ投資に対する理解の促進を図った。 また、情報発信範囲の拡充の観点から、ホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を令和2年度から開設し、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすく説明する等、毎年内容の見直しを行いながら、情報発信に努めている。加えて、業務方法書にて求められている投資を実施した LPS について適時適切にホームページにて公表を行っている。 ホームページのコンテンツ「オルタナティブ資産の運用とは」や、「GPIFのお仕事紹介」におけるオルタナ担当職員の紹介などを通じ、引き続き分かりやすい情報発信を行った。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (6) 「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広
--	--	--	--	--	---	---

			を得られるようにするための分かりやすい情報発信のあり方の検討、法人のホームページや業務概況書等の充実等の広報の取組についての定期的な検証等及びその結果を踏まえた取組内容の継続的な改善を行っているか。 (7)年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該銘柄の時価総額を公表しているか。		報効果測定調査）を7月に実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は37.9%となり、基準値に比べて4.8ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は20.9%となり基準値に比べて6.8ポイント減少した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 なお、独法評価におけるアウトカム指標にはなっていないが、同調査ではGPIFの認知度についても聞いている。年金制度における積立金の役割や長期分散投資の効用が以前に比べて浸透し、四半期ごとの運用実績に関する報道が抑制的になっていることなどを背景に、長期的な趨勢としては認知度が伸び悩んでいることが課題となっている。認知度・信頼度ともに男性より女性の数値が低いため、女性によく見られているSNS等の活用も検討していきたい。
		(7) 経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。 さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速	(8)経営委員会が重要事項と判断する事項について、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性の確保を行っているか。 (9)経営委員会の議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表している	(7) オルタナティブ資産の投資手法に関して、オルタナティブ資産の投資手法に関する新たな投資手法として、経営委員会において、匿名組合出資に関する審議を行った。 運用委員会の議事録については、一定期間（7年）経過した第113回～第122回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。 経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、平成29年10月から12月に行われた経営委員会（第1回～第4回）の議事録及び未公表資料について、非開示情報箇所を除いて、令和7年3月27日付でホームページに公表した。 加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、令和5年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表した。	(7) 年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、業務概況書等で適切に公表した。また、令和6年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額をホームページで公表した。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 (8) オルタナティブ資産の投資手法に関して、オルタナティブ資産の投資手法に関する新たな投資手法として、経営委員会において、匿名組合出資に関する審議を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 (9) 適切に経営委員会の議事概要を公表するとともに、議事録の公表の手続きを進めており、所期の目標を達成していると考ええる。

			やかに公表する。 加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表する。 （８）運用におけるＥＳＧの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点からＥＳＧ活動報告を作成する。	か。	（８）環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）に関する取組を積極的に推進している。このようなＥＳＧの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成 30 年より「ESG 活動報告」を毎年刊行している。令和 6 年 8 月には第 7 回目の報告書となる「2023 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同 9 月には同報告書の英語版を公表した。本報告書では、「気候関連財務情報開示タスクフォース」（TCFD）の提言を受けた分析において、新たに「グリーンボンドのグリーンium分析」や「スコープ 3 の開示の現状と課題に関する分析」などを行った。また、昨年度と同様に試行的に「自然関連財務情報開示タスクフォース」（TNFD）の提言に沿った分析も実施した。当法人では、ＥＳＧへの取組の効果を毎年繰り返し確認することで、長期的な効果の検証につなげていくこととしている。	〈課題と対応〉 ● 認知度が相対的に低い、女性や若年層への効果的な発信をはじめ、情報発信の更なる工夫・充実による国民からの一層の理解と信頼の確保 ● 人材確保の観点からも、業務を通じて得られる経験・能力や法人の業務の社会的意義を効果的に発信
--	--	--	--	----	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ－1		効率的な業務運営体制の確立							

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	5,984,686	4,365,478	4,744,947	4,753,882	5,261,091	7,960,804	
	中期計画を踏まえた節減額（千円）（イ）	－	－	1,619,208	54,132	58,838	58,949	65,238	
	達成度	－	－	100%	100%	100%	100%	100%	
	（参考）執行額（千円）	－	－	2,521,265	2,745,730	2,748,972	3,497,533	4,285,218	

注）達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.24%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第 4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。そ	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、他の民間金融機関等の例も参考	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応		第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 運用の高度化・多様化が進み、業務の質・量ともに大きく変わるなか、新たに見えてきた課題へ対応するため、組織の見直しを以下のとおり行なった。 ① 運用部門の業務内容が拡大するなか、運用リスク管理、コンプライアンス、内部監査機能の強化が必要な状況にあるが、その中でも投資行動におけるコンプライアンス体制の強化を喫緊の課題と捉え、法務室内に執行部内の牽制機能を担うコンプライ	<評定と根拠> 評定： B 本項目については、①組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること、②一般管理費及び業務経費の合計について、毎年度平均で前年度比 1.24%以上の効率化を行うこと、③法人が策定した調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施すること、④運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務における I T の活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること、が目標として設定されている。 効率的な業務運営体制を確立することとされているのに対し、コンプライアンス機能の一層の強化のため、コンプライアンスチームを法務室に設

	の際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めること。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	にしつつ、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、業務運営の高度化・効率化のために、A I、R P A等の先進技術を積極的に活用する。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進める。 また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行う。	じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。また、新卒採用を着実に進めるとともに、早期にビジネススキル等を習得できるよう新卒採用時の研修を整備する。 （２）人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。	＜定量的指標＞ 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方	アンスチームを新たに設置し（令和７年３月）、コンプライアンスを総括する部署の新設に向けた準備を進めることとした。 ② 運用のミドル・バック業務や内部管理業務は、これまで運用管理部が部署横断的に担ってきたところであるが、運用の高度化・多様化が進み、それに伴う業務の質や量が大幅に変化する現状においては、同部による部署横断的な管理が非効率となってきたことを踏まえ、令和７年４月にフロント各部にミドル・バック業務を直接担う課（総括課）を設置し、業務の質やスピード感の更なる向上及びフロントとミドル・バックの連携の効率化を図るべく組織規程等を整備（改正）した。 新卒採用については、取組を着実に進めた結果、令和６年度は５名の内定者（令和７年度採用）を出すことができた。なお、将来の新卒採用に繋げるため、学生向け業務体験プログラムを２回実施し、延べ２７名の参加を得ることができた。 また、令和６年度採用の新卒者については、内部研修と外部研修をミックスした研修プログラムを策定し、独立行政法人制度に係る基本法令や就業規則等の働き方に係る諸制度及びビジネスの現場で必要となるコミュニケーションスキル（ビジネスマナー、PDCA サイクル等）を身につけるための研修を実施した。 （２）職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。 令和６年度において、正規職員の実績評価については令和５年度下期実績評価（令和５年１０月～令和６年３月）を令和６年４～５月に実施し、その結果を令和６年６月期の賞与に反映させ、令和６年度上期実績評価（令和６年４月～９月）を令和６年１０月～１１月に実施し、令和６年１２月期の賞与に反映させた。 正規職員の能力評価（令和６年１月～令和６年１２月）については、令和７年１月に実施し、令和７年３月にフィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知した。併せて、その結果を令和７年４月の昇給等へ反映させた。 運用専門職員の実績・能力評価（令和５年４月～令和６年３月）については、令和６年４～５月に実施し、令和６年６月期の賞与に反映させるとともに、令和６年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用いた。 その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目とすることに加え、働き方改革への対応の一環として、年次有給休暇の取得増を評価項目とする人事評価を実施した。	置したほか、業務の質やスピード感の更なる向上及びフロントとミドル・バックの連携の効率化を図ることを目的に運用部門に「総括課」を設置する規程の整備を行った。令和５年度から再開した新卒採用（令和６年度採用）についても、取組を着実に進め、将来の新卒採用につなげるため、学生向け業務体験プログラムを夏・冬の２回に分けて実施した。 経費節減及び契約の適正化を実施することとされているのに対し、令和６年度の予算額は、前年度比１．２４％以上の節減を行っており、契約の適正化についても適切に取り組んでいる。 運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、令和４年度に設置した「シニア IT アドバイザー」を活用しながらシステムの高度化等に取り組んだ。次期における法人内の業務基幹システム「共通業務基盤」については、要件定義を完了し、設計・開発に向けた準備を着実に進めたほか、投資運用業務に関する業務分析等に基づき、「運用業務基盤」の基盤環境及び運用業務を支えるアプリケーションの設計開発等、初期稼働に向けた整備に取り組んだ。 以上の取組により、所期の目標を達成していると判断し、Ｂと評価する。 ＜定量的指標＞ 令和６年度の予算額は、令和５年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度に新規に追加・拡充されたものを含め、１．２４％以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考える。
--	--	---	--	--	--	---

2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.24％以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.24％以上の効率化を図ること。 新規に追加されるものや拡充	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化等に対応するために新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行う P D	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、高度専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化等に対応するために当年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度と比べて1. 2 4 ％以上の効率化を行う。 その際、高度専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金	針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1. 2 4 ％以上の効率化を行っているか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1. 2 4 ％以上の効率化を行っているか。 【評価の視点】 （１）組織編成及び管理部門を含めた各部門の人員配置を実情に即して見直しているか。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めているか。 （２）経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行っているか。	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、高度で専門的な人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化等に対応するために令和 6 年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.24％以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、適切な予算管理を行うとともに、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。また、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営委員会において予算執行状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏まえた次年度予算案を策定するなど P D C A サイクルの取組を行った。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）において、法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとされている。共同調達や間接業務の共同実施については現時点では行っていないが、備品及び消耗品の一般競争入札による調達を徹底するなどの取組を通じ、全体の業務の効率化・最適化を図っており、他法人の実施状況も参考にしながら、今後も引き続き、業務の効率化・最適化に取り組んでいく。 <
---	--	---	---	--

	される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じた適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化すること。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第6の1により対応すること。	CAサイクルの取組を強化するとともに、これらの取組については、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直す。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第9の1により対応する。 なお、管理運用委託手数料につ	融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第9の1により対応する。 なお、管理運用委託手数料につ	（3）運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を行っているか。 また、業務運営の高度化・効率化のために、AI、RPA等の先進技術の積極的活用を行っているか。 （4）中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準とし	（2）人件費については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に関する法律が成立したことを踏まえ、国家公務員に準じて、令和7年1月に役職員の給与の改正を行った。 また、運用の高度化・多様化等に的確に対応できるよう、必要な人材の確保に取り組み、運用専門職員11名と正規職員19名を採用した。 （3）対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は、令和6年度で140.7と国を上回っているが、民間資産運用業界の実態を踏まえた「市場水準」との比較を用いた検証を行い、その結果を公表した。 （4）高度で専門的な人材の報酬水準については、「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて支給水準の設定等の考え方を公表した。 （5）管理運用委託手数料は、過年度の外国債券におけるマネジャー・ストラクチャーの変更に伴い当該アクティブファンドの平均残高が減少したことから、前年度比97億円の減少となった。	（3）シニアITアドバイザーの専門的知見を活用しつつ、現行業務等の分析を行うことによって、次期システムとして「共通業務基盤」及び「運用業務基盤」に関する具体的な構想を策定した。 上記構想のもと、「共通業務基盤」については要件定義を完了し、設計開発等に向けた調達を適切に行った。 加えて、投資運用業務に関する業務分析等を行い、「運用業務基盤」の基盤環境及び運用業務を支えるアプリケーションの設計開発等、初期稼働のための整備を行った。 また、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）・EUC（エンドユーザーコンピューティング）を用いた業務の自動化として、法人内統制会議を開催し、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、RPA・EUCの更なる導入を進めた。 自家運用にかかる業務を統合化されたツール上で実行することのできる統合運用管理基盤を導入し、当該基盤と資産管理機関のシステムをつなぐRPAによるインターフェイスを構築することで、業務運営の効率化及び業務品質の向上を図った。資産管理信託銀行の情報提供サービスから、運用資産の銘柄別残高を自動ダウンロードし、統合運用管理基盤へ自動連係する仕組みを構築し、業務効率化及び業務リスク軽減に貢献した。 さらに、令和5年度に構築したデータ活用基盤の運用を継続しつつ、外部等のデータについて、情報セキュリティを守りながら、システム的に連携できる仕組みを構築することによって、業務の効率化及び業務リスクの軽減に貢献した。 上記、取り組みについてIT専門の外部リソース等を活用することで推進しつつ、内部のIT専門人材の育成計画等の検討を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （4）令和6年度の予算額は、令和5年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度に新規に追加・拡充されたものを含め、1.24%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考える。
--	---	--	--	---	---	---

				（６）人件費について、政府の方針を踏まえつつ適切に対応しているか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保しているか。 （７）給与水準について、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表しているか。 （８）高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性について、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材	（注３）「競争入札等」には、特例による随意契約を含む。 【一者応札・応募状況】 （単位：件、億円） <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">令和５年度</th><th colspan="2">令和６年度</th><th>比較増△減</th></tr><tr><td rowspan="2">２者以上</td><td>件数</td><td>102</td><td>98.1%</td><td>74</td><td>92.5%</td><td>(△27.5%) △28</td></tr><tr><td>金額</td><td>97.8</td><td>98.6%</td><td>136.7</td><td>98.7%</td><td>(39.7%) 38.8</td></tr><tr><td rowspan="2">１者以下</td><td>件数</td><td>2</td><td>1.9%</td><td>6</td><td>7.5%</td><td>(200.0%) 4</td></tr><tr><td>金額</td><td>1.4</td><td>1.4%</td><td>1.9</td><td>1.3%</td><td>(34.6%) 0.5</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>件数</td><td>104</td><td>100.0%</td><td>80</td><td>100.0%</td><td>(△23.1%) △24</td></tr><tr><td>金額</td><td>99.2</td><td>100.0%</td><td>138.5</td><td>100.0%</td><td>(39.6%) 39.3</td></tr></table> （注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注２）合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。 （注３）比較増△減の（ ）書きは、令和６年度の対令和５年度伸率である。 （注４）１案件で複数者と契約しているものについては、調達件数を１件とカウントしていることから契約の実績の契約件数とは異なる。 （２）重点的に取り組む分野 調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした下記分野について、次のとおりそれぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めた。 ① 競争契約による調達 可能な限り競争性のある調達を採用し、企画競争等は「契約事務マニュアル」に基づき、事務手続部署において見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達仕様書が適正であるか、概算所要額（見積）の根拠及び価格の妥当性の確認等を行った。 また、従前、企画競争により調達を行った案件で、再度調達する際には、一般競争による調達の可否を検討し、可能な案件については、一般競争による調達を行った。 （再掲） （単位：件、億円） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和５年度</th><th colspan="2">令和６年度</th><th colspan="2">比較増△減額</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争性のある契約</td><td>(34.2%) 115</td><td>(21.5%) 99.2</td><td>(24.8%) 101</td><td>(28.3%) 138.5</td><td>(△12.2%) △14</td><td>(39.6%) 39.3</td></tr></table> （注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致			令和５年度		令和６年度		比較増△減	２者以上	件数	102	98.1%	74	92.5%	(△27.5%) △28	金額	97.8	98.6%	136.7	98.7%	(39.7%) 38.8	１者以下	件数	2	1.9%	6	7.5%	(200.0%) 4	金額	1.4	1.4%	1.9	1.3%	(34.6%) 0.5	合計	件数	104	100.0%	80	100.0%	(△23.1%) △24	金額	99.2	100.0%	138.5	100.0%	(39.6%) 39.3		令和５年度		令和６年度		比較増△減額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争性のある契約	(34.2%) 115	(21.5%) 99.2	(24.8%) 101	(28.3%) 138.5	(△12.2%) △14	(39.6%) 39.3	（６）人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。なお、高度で専門的な人材については、給与水準の弾力化を図ることなど対応しており、運用専門職員 11 名の採用のほか、正規職員 19 名の採用等により、人員体制の確保を行ったところであり、所期の目標を達成していると考える。 （７）対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が国を上回っているが、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると考える。 （８）「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考える。
		令和５年度		令和６年度		比較増△減																																																																		
２者以上	件数	102	98.1%	74	92.5%	(△27.5%) △28																																																																		
	金額	97.8	98.6%	136.7	98.7%	(39.7%) 38.8																																																																		
１者以下	件数	2	1.9%	6	7.5%	(200.0%) 4																																																																		
	金額	1.4	1.4%	1.9	1.3%	(34.6%) 0.5																																																																		
合計	件数	104	100.0%	80	100.0%	(△23.1%) △24																																																																		
	金額	99.2	100.0%	138.5	100.0%	(39.6%) 39.3																																																																		
	令和５年度		令和６年度		比較増△減額																																																																			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																		
競争性のある契約	(34.2%) 115	(21.5%) 99.2	(24.8%) 101	(28.3%) 138.5	(△12.2%) △14	(39.6%) 39.3																																																																		

			の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明を行っているか。 （９）管理運用委託手数料について、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努めているか。 （10）法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。 （以下は調達等合理化計画における評価指標） ・一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での	しない場合がある。 （注２）比較増△減の（ ）書きは、令和６年度の対令和５年度伸率である。 （注３）特例による随意契約を含む。 ② 随意契約による調達 契約審査会を開催し会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて随意契約によらざるをえない理由を公表しており、公正性、透明性の確保に努めた。 <table><tr><td colspan="2">（再掲）</td><td colspan="4">（単位：件、億円）</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">令和５年度</td><td colspan="2">令和６年度</td><td colspan="2">比較増△減額</td></tr><tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>(65. 8%) 221</td><td>(78. 5%) 361. 8</td><td>(75. 2%) 307</td><td>(71. 7%) 351. 0</td><td>(38. 9%) 86</td><td>(△3. 0%) △10. 8</td></tr></table> （注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注２）比較増△減の（ ）書きは、令和６年度の対令和５年度伸率である。 ③ 環境物品等の調達 環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。令和６年度においては、消耗品及び什器等の購入に際して、可能な限りエコマークやグリーンマーク認定等の環境へ配慮したものを使用することとし、環境への負担の少ない物品等の調達に努め、グリーン購入法の適合製品を調達した。 ④ 適切で、迅速かつ効果的な調達の推進 調達等の合理化の取組みとして、これまでに契約審査会の審議を経た案件の再調達で、「代替性が無いこと」及び「価格の妥当性」が引き続き変わらない案件については、随意契約として契約したことを契約審査会に事後報告する取扱いとする等、適切で、迅速かつ効果的な調達の取組を主体的に行った。 加えて、令和６年度においては、令和５年度に行った「契約審査会委員への事前説明の事務手続きの改善」を定着させるとともに、審議資料の記載内容や公的機関としての調達事務の考え方等について調達課から各部署にフィードバックすることで、法人全体として調達事務に係る知識の底上げが図られ、適切で、迅速かつ効果的な調達事務を推進した。	（再掲）		（単位：件、億円）					令和５年度		令和６年度		比較増△減額			件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争性のない随意契約	(65. 8%) 221	(78. 5%) 361. 8	(75. 2%) 307	(71. 7%) 351. 0	(38. 9%) 86	(△3. 0%) △10. 8	（９）管理運用委託手数料は、過年度の外国債券におけるマネジャー・ストラクチャーの変更に伴い当該アクティブファンドの平均残高が減少したことから、前年度比９７億円の減少となった。 （10）調達等合理化計画において定めた「重点的に取り組む分野」及び「調達に関するガバナンスの徹底」に係る取組実績が、それぞれの評価指標に照らしてなされており、所期の計画を達成していると考ええる。 ・競争性による調達については、業務実績に記載のとおり、一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行っており、所期の計画を達成していると考ええる。 ・随意契約による調達については、業務実績に記載のとおり、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保しており、所期の計画を達成していると考ええる。 ・環境物品等の調達については、業務実績に記載のとおり、環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づいた調達を図っており、所期の計画を達成していると考ええる。 ・適切で、迅速かつ効果的な調達の推進については、業務実績に記載のとおり、適切で、迅速かつ効果的な調達の実現に向けた検討が主体的かつ不断になされており、所期の計画を達成していると考ええる。 ・随意契約に関する内部統制の確立については、業務実績に記載のとおり、随意契約は、契約審査会において、新たに締結することとなる
（再掲）		（単位：件、億円）																														
	令和５年度		令和６年度		比較増△減額																											
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																										
競争性のない随意契約	(65. 8%) 221	(78. 5%) 361. 8	(75. 2%) 307	(71. 7%) 351. 0	(38. 9%) 86	(△3. 0%) △10. 8																										

			契約締結を行ったか。 ・随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底したか。 ・環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を図ったか。 ・契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議したか。 ・運用受託機関等との契約案件については、その特性に応じた取扱いに配慮するとともに、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど適切な監督がなされたか。 ・会計規程等の遵守の徹底について、調達に関する職員に関わる職員を対象とした研修を年 1 回以上実施した	(3) 調達に関するガバナンスの徹底 ① 随意契約に関する内部統制の確立 随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることの審議をした。また、契約審査会には監査委員も出席し、その意見を聴取した。なお、「緊急やむを得ない場合」であることを理由に、契約審査会の事前審議を経ずに随意契約を締結した事例は無かった。 運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等にあたっては、常勤監査委員が出席する投資委員会において、審議を行い決定した。また、令和6年9月13日及び令和7年2月7日の経営委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告した。 ② 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組 令和6年度は、従来実施してきた「調達に関わる職員を対象とした研修」の見直し検討を行い、内部統制に関する研修の中の位置付けとして、新たに全役職員（派遣職員及び臨時職員を含む。経営委員は任意参加。）の参加を必須とした「コンプライアンス研修」を令和7年1月に実施した（参加率100%）。 公的機関における調達のコンプライアンスの特殊性や当法人の調達案件の具体例を用い、契約にかかる制約や手続き等について法務室から講義を受けるとともに、調達課においても会計検査院による検査の具体例を用いた内容を研修に盛り込む等、法人全体として調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。	案件を含め、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認した。 また、運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等にあたっては、常勤監査委員が出席する投資委員会において、審議を行い決定し、経営委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告した。 以上のことから、所期の計画を達成していると考える。 ・不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組については、業務実績に記載のとおり、全役職員を対象とした研修を実施しており、所期の計画を達成していると考える。
4．業務の電子化の取組 運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけ	4．業務の電子化等の取組 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、I T の活用や電	4．業務の電子化等の取組 世界最大規模の年金資金を、専ら被保険者の利益のため、専門的	4．業務の電子化等の取組 (1) シニア IT アドバイザーの専門的知見を活用しつつ、現行業務等の分析を行うことによって、次期システムとして「共通業務基盤」及び「運用業務基盤」に関する具体的な構想を策定した。 (2) 上記構想のもと、「共通業務基盤」については要件定義を完了し、	〈課題と対応〉 ● 高度化・複雑化した業務に対応し得る基盤システム及び業務運営体制の構築・運用（I-2再掲） ● 業務運営を支える人材の確保・育成・定着を戦略的に進めるための機能強化	

	る I T の活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。 また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	子化等を推進する。具体的には、事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備や専門能力を持った外部リソースの積極的な活用等により、法人の業務運営の効率化を図る。 また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 1 2 月 2 4 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 さらに、これらの取組を推進するため、I T 専門人材の育成・採用に努める。	な知見を活かし、安全かつ効率的に管理運用するため、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 1 2 月 2 4 日デジタル大臣決定）にも則し、業務における I T の活用や電子化等の取組を一層推進する。 具体的には、運用の高度化等を進めるため、シニア I T アドバイザーの専門的知見を活用し、次期基幹システムである、職員等の共通的な業務を支える「共通業務基盤」の導入準備及び運用業務に活用するデータ等をヒストリカルかつ適切に管理し、それらのデータを分析活用するための内製開発等を行う基盤としての「運用業務基盤」の整備等を進める。 また、業務効率化及び業務リスク軽減のため、R P A（ロボティックプロセスオートメーション）・	か。	設計開発等に向けた調達を適切に行った。 （3）投資運用業務に関する業務分析等を行い、「運用業務基盤」の基盤環境及び運用業務を支えるアプリケーションの設計開発等、初期稼働のための整備を行った。 （4）R P A（ロボティックプロセスオートメーション）・E U C（エンドユーザーコンピューティング）を用いた業務の自動化として、法人内統制会議を開催し、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、R P A・E U C の更なる導入を進めた。 自家運用における株価指数先物や債券等に係る取引の発注、約定及び資産管理機関への指図に関する一連の業務オペレーションを統合化されたツール上で実行することのできる統合運用管理基盤の導入を行うことで、オペレーショナル・リスクの削減、効率化及び業務品質の向上を図った。資産管理信託銀行の情報提供サービスから、運用資産の銘柄別残高を自動ダウンロードし、統合運用管理基盤へ自動連係する仕組みを構築し、業務効率化及び業務リスク軽減に貢献した。 （5）令和 5 年度に構築したデータ活用基盤の運用を継続しつつ、外部等のデータについて、情報セキュリティを守りながら、システム的に連携できる仕組みを構築することによって、業務の効率化及び業務リスクの軽減に貢献した。 （6）上記、取り組みについて IT 専門の外部リソース等を活用することで推進しつつ、内部の IT 専門人材の育成計画等の検討を行った。	
--	--	---	---	-----------	--	--

			EUC（エンドユーザーコンピューティング）を用いた業務の自動化に継続的に取り組むことに加え、データ活用基盤の運用を継続して実施する。 さらに、これらの取組を推進するため、IT専門人材の育成・採用に努める。			
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅲ―1	財務内容の改善に関する事項

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	5,984,686	4,365,478	4,744,947	4,753,882	5,261,091	7,960,804	
	中期計画を踏まえた節減額（千円）（イ）	―	―	1,619,208	54,132	58,838	58,949	65,238	
	達成度	―	―	100%	100%	100%	100%	100%	
	（参考）執行額（千円）	―	―	2,521,265	2,745,730	2,748,972	3,497,533	4,285,218	

注）達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.24％に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第5 財務内容の改善に関する事項 第4で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による適正かつ効	<評価の視点> (1) 中期計画「第2 業務運営の効率化に関する目標	第3 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、令和6年度において、令和5年度と比較して、一般管理費及び業務経費については 1.24％を節減した予算（人件費、システム関連経費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費、運用指数利用料及び高度で専門的な人材の確保をはじめ運用の高度化・多様化等に対応するために令和6年度に新規に追加されるものや拡充される分を除く。）を作成した。 令和6年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	<評定と根拠> 評定：B 予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされているのに対し、目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っていることから、所期の目標を達成していると判断し、Bと評価する。 【評価の視点】 (1) 目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考える。

	適正かつ効率的な運営を行う。 第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり 第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	率的な運営を行う。 第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり 第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行っているか。	第4 予算、収支計画及び資金計画 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 第5 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	〈課題と対応〉 特になし
--	---	--	--	--	-------------------------

		第 8 剰余金の 使途 なし	第 8 剰余金の 使途 なし		第 8 剰余金の使途 なし	
--	--	----------------------	----------------------	--	------------------	--

1．当事務及び事業に関する基本情報	
IV―1	その他業務運営に関する重要事項

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	高度で専門的な人材の人数	高度専門人材の確保・育成・定着管理	32人 (うち元(31)年度は8人採用)	34人 (うち2年度は2人採用)	42人 (うち3年度は8人採用)	55人 (うち4年度は13人採用)	69人 (うち5年度は14人採用)	80人 (うち6年度は11人採用)	
	経営委員会及び監査委員会の開催回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	24回 (経営委員会12回、監査委員会12回)	29回 (経営委員会14回、監査委員会15回)	27回 (経営委員会13回、監査委員会14回)	28回 (経営委員会13回、監査委員会15回)	28回 (経営委員会14回、監査委員会14回)	28回 (経営委員会13回、監査委員会15回)	
	経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項の整理及び規程化を実施した回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	1回	1回	1回	新たな議決事項については、該当がなかった。	1回	1回	
	情報セキュリティ自己点検を実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
	標的型メール訓練を実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	3回	5回	4回	6回	4回	5回	
	情報セキュリティeラーニングを実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	2回	1回	1回	1回	1回	

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第6 その他業務運営に関する重要事項 1. 高度で専門的な人材の確保、育成、定着等 法人の行う年金積立金の運用は、外部運用機関への委託運用が中心であること	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入れに	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 高度専門人材については、運用の多様化に合わせ必要とする業務を明らかにするとと		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 令和6年度は、前年度に引き続き高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務を明確にした。 ア オルタナティブ投資に関する問題への適時適切な対応、内部牽制機能の強化、コンプライアンスの徹底及び法令遵守の確保等について一層的確な実施を図るといった法務の専門的知識が必要とされる業務	<評定と根拠> 評定：B 本項目については、①高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、人材の適時適切な配置等を図ること、②内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること、③経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること、④監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること、⑤情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、⑥外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること、が主な目標として設定されている。

とや、効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の多様化・高度化に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。	伴う環境整備を行う。	もに、採用に当たっては、専門的能力の精査を行う。また、人材の受入れに当たっては、運用能力を発揮できるよう環境整備を行う。		イ 運用多様化・分散投資を進めるためのオルナタティブ投資や投資戦略の策定及び高度なリスク管理を図るといった金融分野の専門的知識が必要とされる業務	人材の受入れに伴う環境整備を図ることとされているのに対し、育児時間制度に係る利用対象者を拡大したほか、60 歳超職員に長年培った知識・経験を活かして引き続き活躍してもらうため、シニアスタッフ制を導入するための規程整備を行った。
高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図ること。	また、高度専門人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績評価を定期的に行うとともに、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。	さらに、高度専門人材のノウハウや活動成果を管理運用法人の役職員に還元すること等を通じて、業務遂行能力の向上を目指す。		これらの業務に必要な人材の採用に当たっては、客観的な視点における外部コンサルタントの評価（アセスメント）を加味した審査により、専門的な人材 11 名を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、19 名の正規職員を採用した。	内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされているのに対し、経営委員会が策定した内部統制の基本方針等に基づき適切に行うとともに、業務方法書に定めた事項については、内部統制委員会による議決や、モニタリングの下適切に実施した。また、運用の高度化・多様化に対応した内部統制の取組状況について、業務監査や執行部が主催する重要な会議・委員会への監査委員の陪席等を通じ、運用の高度化・多様化に見合った業務プロセスの適正性並びにリスクの評価・管理の状況及び内部規定との関連性等、内部統制の取組状況を確認した。さらに、業務執行の透明性・公正性の確保に一層取り組むため、業務マニュアルの整備や証券会社執行能力評価の導入など、自家運用における業務プロセスを改善したほか、投資委員会における意思決定事項を明確化するため組織規程を改正した（Ⅰ-4 再掲）。加えて、コンプライアンス機能の強化を目的に法務室内にコンプライアンスチームを新たに設置した（Ⅱ-1 再掲）。
高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。	さらに、高度専門人材の報酬水準については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどにより、その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。	（2）高度専門人材の管理運用法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。		なお、就労環境の整備としては、仕事と育児等の両立支援策の充実の一環として、職員現況調査においてかねてより要望があがっていた育児時間（勤務時間の始め又は終わりに 1 日につき 2 時間以内で勤務しないことができる制度）に係る利用対象の拡大（未就学児を養育する職員を対象⇒小学生を養育する職員を対象）を行った。	経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的な P D C A サイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させることとされているのに対し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的な P D C A サイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。また、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期及び随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させている。
運用の多様化・高度化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定すること。	なお、高度専門人材の報酬水準については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどにより、その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。	（3）職員の業務の遂行能力の向上を目的とした高度専門人材等を活用した研修等を行う。		また、令和 6 年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。	情報セキュリティ対策については、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価することとされているのに対し、法人における情報セキュリティ対策の有効性を確認する観点から、ネットワークシステム及び統合文書管理システムに対して脆弱性診断及びペネトレーションテストを実施し、発見された緊急度の高い脆弱性について、即時対応を行った。また、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施細則」等に沿って、運用受託機関等に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った結果、契約を継続するに際して情報セキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことを確認した。
なお、高度で	これらの取組を通じて、運用	（4）高度専門		（4）「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に	以上の取組により、所期の目標を達成していると判断し、B と評価する。

専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明すること。	の高度化・多様化等に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る。 （２）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成２６年９月２日総務大臣決定）を踏まえ、専門人材を戦略的に確保及び育成するための人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材マップの作成等を進めることにより、人材育成・強化を図る。	人材の報酬水準については、民間企業等の報酬水準と比較するなどにより、その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。 （５）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成２６年９月２日総務大臣決定）を踏まえた専門人材を戦略的に確保及び育成するための方針に基づいて、人材マップの活用、研修制度の充実及び適切な評価・処遇の実施に努める。	＜評価の視点＞ （１）高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図っているか。 （２）高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を図っているか。 （３）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援しているか。 （４）運用の多様	基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。 （５）職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を以下のとおり実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。 ①専門実務研修 ア 運用専門職員による研修 職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員等による研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>2回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>154人</td></tr></table> イ 財政検証に関する研修 令和６年度は、財政検証が実施される年度であることから、公的年金財政に関する職員の知見を高めるため、公的年金財政に詳しい職員を講師とした、財政検証に関する研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>6回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>170人程度</td></tr></table> ②内部統制等研修 ア 情報セキュリティ研修 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、「１. 情報セキュリティの脅威、２. 共通的なセキュリティ対策」について解説した集合研修を実施するとともに、eラーニングを活用し、標的型メール等の情報セキュリティの最新脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>2回 (集合研修1回、eラーニング1回)</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>434名</td></tr></table> イ 新人研修 令和６年度に採用等した職員の基礎知識習得を図る観点から、当	研修回数	2回	参加延べ人数	154人	研修回数	6回	参加延べ人数	170人程度	研修回数	2回 (集合研修1回、eラーニング1回)	参加延べ人数	434名	【評価の視点】 （１）高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、その能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を11名採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含めた法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、19名の正規職員を採用した。さらに、育児に関する制度改正を行うなど、就労環境改善にも取り組んでおり、所期の目標を達成していると考える。 （２）職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修を実施しており、所期の目標を達成していると考える。 （３）職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的で実務的な研修及び業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成していると考える。 （４）人材確保については、決定済みの方針に基づいて新卒採用に取り
研修回数	2回																
参加延べ人数	154人																
研修回数	6回																
参加延べ人数	170人程度																
研修回数	2回 (集合研修1回、eラーニング1回)																
参加延べ人数	434名																

				化・高度化、運用 リスク管理の高度 化等に対応する人 材を戦略的に確 保・育成するため、 人材確保・育成方 針を策定している か。また、研修制 度の充実や人材マ ップの作成等によ り、人材育成・強 化を行っている か。 （５）高度で専門 的な人材の報酬水 準の妥当性につい て、その報酬体系 を成果連動型とす ることや民間企業 等における同様の 能力を持つ人材の 報酬水準と比較す る等の手法によ り、国民に分かり やすく説明を行っ ているか。	法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>12 回 (4 月、6 月、7 月 (2 回)、 9 月、10 月、11 月、12 月、 1 月、2 月、3 月 (2 回))</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>30 名</td></tr></table> ウ コンプライアンス研修 コンプライアンスについて、注意すべき事項を改めて意識し、より一層のコンプライアンス意識向上を図ることを目的に、e ラーニングを活用したコンプライアンス研修を実施した。また、コンプライアンスに関する集合研修については、コンプライアンスの重要性について一層の理解を促すことを目的とした研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>2 回 (集合研修 1 回、e ラーニング 1 回)</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>408 名</td></tr></table> エ その他 外部の研修機関を活用した研修を実施した。令和 6 年度は、①人事評価制度の理解の浸透を図ることを目的とした研修、②女性活躍の更なる推進を図るための研修を実施した。 <table><tr><td>研修名</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>①人事評価研修</td><td>167 名</td></tr><tr><td>②女性キャリアデザイン研修</td><td>30 名</td></tr></table> ③専門資格取得等 ア 証券アナリスト資格取得 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 資格取得者は令和 6 年度末で 65 名となっている。 イ I T パスポート資格等の取得 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及び I T リテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（I P A）が実施する国家試験 I T パスポート資格等の取得に係る受験料について支援制度を運用しており、令和 6 年度末の I T パスポート資格者数は 24 名となっている。	研修回数	12 回 (4 月、6 月、7 月 (2 回)、 9 月、10 月、11 月、12 月、 1 月、2 月、3 月 (2 回))	参加延べ人数	30 名	研修回数	2 回 (集合研修 1 回、e ラーニング 1 回)	参加延べ人数	408 名	研修名	参加延べ人数	①人事評価研修	167 名	②女性キャリアデザイン研修	30 名	組み、内定者を出すことができている。また、専門人材及び正規職員のスキルレベルや能力、特性を見える化（マッピング）している。さらに、人材確保策の一環として高齢期職員を活用する仕組みを整備したことから、所期の目標を達成していると考ええる。 （５）「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。
研修回数	12 回 (4 月、6 月、7 月 (2 回)、 9 月、10 月、11 月、12 月、 1 月、2 月、3 月 (2 回))																			
参加延べ人数	30 名																			
研修回数	2 回 (集合研修 1 回、e ラーニング 1 回)																			
参加延べ人数	408 名																			
研修名	参加延べ人数																			
①人事評価研修	167 名																			
②女性キャリアデザイン研修	30 名																			

				人材確保については、令和４年度に決定した以下の方針に基づき新卒採用に取り組んだ結果、５名の内定者（令和７年度採用）を出すことができた。 （人材確保の方針） ・途中で採用する難易度が高い高度な金融工学やデータ・マネジメント等の知識を有する専門的な人材を効果的に確保するため、運用専門職員１等級から３等級を新設し、新卒採用により人材を確保する仕組みを構築する。 また、専門人材の今後の採用（契約更新）、配置、人材活用・強化に資することを目的に、専門人材個々の問題解決力やマネジメント力に関するスキルレベルが見える化（マッピング）しており、また、正規職員についても配置転換、昇格及び育成等に活用することを目的に人事評価結果を用いて能力、特性をマッピングしている。 さらに、人材確保策の一環として、知識、経験等が豊富な 60 歳超の職員を貴重な戦力と位置づけ、当該職員に最大限活躍してもらうよう従来の継続雇用制度を改善した新たな制度（シニアスタッフ制）を令和７年度より導入するべく規程の整備を行った。このシニアスタッフ制においては、国家公務員の定年引上げに関する制度等を参考に、定年の引上げ（60 歳から 65 歳）、管理職の役降り、給与水準の見直し等を組み込んでいる。	
２．調査研究 （１）調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられており、「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に即して調査研究業務を行うこと。 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体	２．調査研究 年金積立金の管理及び運用に関する調査研究について、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う観点から、大学やシンクタンク等を始めとした法人外部のリソースも活用しつつ、「専ら被保険者の利益のため」という目的に即した調査研究等に取り組む。具体的には、基本ポートフォ	２．調査研究 （１）経済や社会の大きな変動、急速な技術の進展に対応し、長期的な視野から基本ポートフォリオの理論や革新的な運用戦略を構築するための長期の調査研究を実施する。 （２）運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強	（６）「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に則して調査研究業務を行っているか。 （７）高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備、調査研究によって得られたノウハウの蓄積及び人材育成の一層の推進を行っているか。	２．調査研究 （１）経済や社会の大きな変動、急速な技術の進展に対応し、長期的な視野から基本ポートフォリオに係る理論と革新的な運用戦略を調査研究するためのプロジェクトとして、以下①～③を実施した。 ①インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究 非上場インフラ資産については、時価評価手法、評価頻度、リスク・リターン特性、パフォーマンス測定方法等において上場資産に比べて特殊であり、公正価値評価のために適切な市場データを取得することが難しい。しかしながら、非上場インフラ資産についても、当法人のポートフォリオ全体の運用にかかるリスク管理の更なる高度化を図る観点から、より適切にインフラのデータを入手・分析・蓄積していくことが求められている。 そのため、非上場インフラ資産への投資に関する適切な財務データ等に基づく公正価値の算出方法や、収集すべきデータ等を明らかにすることを目的に、委託先が開発した公正価値算出手法の詳細な情報開示を依頼したほか、当法人が現在投資を行っているインフラ事案の中から、20 件をケーススタディとして選定し、公正価値を算出した。その結果、公正価値算出に関するプロセス、非上場インフラ資産のリスクに影響を与える要素、投資先企業の収入に影響を与えるマクロ指標を一定程度整理することができた。 ②有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関	（６）「専ら被保険者の利益のため」という目的に則し、年金積立金の管理及び運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うことに資する調査研究業務を実施するためには、長期的な視野で取り組む基礎的な研究を含む多種多様な調査研究のテーマを設定することが重要である。令和７年度の調査研究計画において、各調査研究テーマを設定するにあたっては、長期的な視野で取り組むべき課題を総括的に精査した上で、基礎的な研究も含むよう調査研究テーマの選定を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （７）調査研究業務については、当該業務の統括を担う調査数理部を軸に着実に取り組んだ。また、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し調査研究に取り組むとともに、この専門人材は正規職員の指導を行うことで正規職員の業務遂行能力の向上に寄与していることから、所期の目標を達成していると考える。

	制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。 費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るPDCAサイクルの取組を強化すること。 （２）調査研究業務に関する情報管理 具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等によ	リオに係る調査研究や、運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に係る調査研究については、管理運用法人の業務課題を踏まえながら、適時適切に実施する。 （３）年金運用に関連する分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的とする「GPIF Finance Awards」について、適時適切に実施する。 また、将来的に年金積立金の運用に関する研究に携わる研究者の裾野を広げていくために、全国の大学・大学院に在籍する	化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に係る調査研究については、管理運用法人の業務課題を踏まえながら、適時適切に実施する。 （３）年金運用に関連する分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的とする「GPIF Finance Awards」について、適時適切に実施する。 また、将来的に年金積立金の運用に関する研究に携わる研究者の裾野を広げていくために、全国の大学・大学院に在籍する	（８）費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るPDCAサイクルの取組を強化しているか。 その際、経営委員会の適切な関与の下で行っているか。 （９）具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底しているか。	する調査研究 厚生労働大臣から指示される第５期中期目標を踏まえ、同目標の達成に向けた第５期中期計画を策定した。「専ら被保険者の利益のため、長期的な観点から、年金財政上必要な利回りを最低限のリスクで確保することを目標とする」当法人においては、第５期中期計画の策定にあたって、長期的な観点から考えることが重要である。そのため、有識者等の当法人に対する客観的な見方や期待等を把握するために、有識者等に対するアンケート調査やヒアリングを実施するとともに、当法人について言及された新聞記事等を収集してテキスト解析を実施し、中期計画の策定に向けた検討に参考となる情報をとりまとめた。 ③低流動性資産等に関する調査研究 低流動性資産等については、伝統的資産とは異なる特性のため、正確なリスク・リターンの把握は難しいと言われており、低流動性資産等をポートフォリオに組み入れる効果について今一度明らかにしておく必要がある。また、運用対象資産として、不動産、インフラストラクチャー、PEのほか、森林、農地、金（鉱物）、暗号通貨などが挙げられる。こうした一般には投資されていない近年の新しい低流動性資産等について実態を把握し、基礎的な知見を深めるための調査研究を実施した。具体的には、上記の内容に関連する情報提供依頼を行い、多数の情報を収集した。提供された情報を整理した上で、法人内において活用することとし、経営委員会に報告した。 （２）運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に係る調査研究として、管理運用法人の業務課題を踏まえ、（１）に記載した①～③の調査研究を行った。 （３）運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的としたGPIF Finance Awardsを実施している。 令和６年度には、過去６回におけるGPIF Finance Awardsの受賞者同士の交流および受賞者によるさらなる知見の共有を目的とした勉強会を実施した。 また、将来的に年金積立金の運用に関する研究に携わる研究者の裾野を広げていくために、全国の大学・大学院に在籍する学生を対象としたGPIF Finance Awards for Students 2024-2025を実施し、４件６名の学生を表彰	（８）令和７年度の調査研究計画では、PDCAサイクルの取組として、調査研究テーマの選定段階において、中期計画に定める「専ら被保険者の利益のためという目的」に沿った研究テーマであることを確認するとともに、調査研究の完了後に実施する実績評価においては、「研究成果の達成目標」が達成されたかを検証することにより、費用対効果の判断を行った。 また、経営委員会に対しては、適時のタイミングにて、調査研究業務の計画、進捗状況、実績評価等を報告している。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 （９）委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的として、管理運用法人に関する情報を取得した業務委託先から、管理運用法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況や、情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等の結果について報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価しており、所期の目標を達成していると考ええる。
--	--	--	---	--	--	---

り、情報漏えい対策を徹底すること。	定、評価、業務への活用等の調査研究業務に係るP D C Aサイクルの取組を強化する。その際、調査研究に関する費用対効果の適切な検証に努める。	学生を対象とした「 GPIF Finance Awards for Students」を適時適切に実施する。 （４）調査研究のテーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等の調査研究業務に係るP D C Aサイクルの強化に向けた取組を行う。なお、調査研究の実施に当たっては、管理運用法人の職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。 （５）年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。 （６）専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収	した。 （４）令和7年度の調査研究テーマの選定において、「専ら被保険者の利益のためという目的」と「研究成果の達成目標」を明確化し、研究テーマと中期計画等に定める「目的」との整合性を開始前に確認した。また、調査研究の事後においては、事前に掲げた「目標」を判断基準に評価を行うというP D C Aサイクルの取組を継続した。特にP D C AサイクルのうちのAの観点で、以下の活用が見られる。 ① インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究では、調査研究手法に基づき、非上場インフラ投資に関するデータ整備、分析における参考情報として活用した。 ② 有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関する調査研究では、第5期中期計画を策定する際の参考情報として活用した。 なお、調査研究の実施にあたっては、担当部署の職員が委託先や共同研究先と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。 （５）調査研究業務の統括を担う調査数理部が、研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のP D C Aサイクルを適切に回すための司令塔機能を発揮し同業務を着実に実施した。なお、調査研究に当たっては、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し実施した。 <table><tr><td rowspan="3">研究 テーマ</td><td>有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関する調査研究</td></tr><tr><td>インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究</td></tr><tr><td>低流動性資産等に関する調査研究</td></tr></table> （６）国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外の情報収集や意見交換を積極的に行った。具体的には、 <table><tr><td>内容</td><td>回数</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>専門調査機関等主催会議</td><td>32</td><td>32</td></tr></table>	研究 テーマ	有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関する調査研究	インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究	低流動性資産等に関する調査研究	内容	回数	参加延べ人数	専門調査機関等主催会議	32	32	
研究 テーマ	有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関する調査研究													
	インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究													
	低流動性資産等に関する調査研究													
内容	回数	参加延べ人数												
専門調査機関等主催会議	32	32												

			集や意見交換を積極的に行う。 (7) 調査研究等の実施に当たり、管理運用法人の業務上の秘密情報を提供する必要のある共同研究者又は委託研究機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。 また、選定先等候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。		年金基金の国際的な団体である P P I (Pacific Pension & Investment Institute) の総会、責任投資の関連では P R I (Principles for Responsible Investment) の年次総会、インフラストラクチャー関連では、Infrastructure Investor Global Summit、不動産関連では PERE Tokyo Forum などに参加することで、年金基金運用にかかる最新情報等の収集及び人的ネットワークの拡充に努めた。 (7) 管理運用法人外部のリソースを活用して管理運用法人の業務上の機密情報を提供する必要のある調査研究を実施する場合には、選定候補先に対して情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とすることとした。 また、選定先と守秘義務契約を締結するとともに、選定先の自己診断等の結果を情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会において確認した。	
3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化	3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化	3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化	(10) 経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図っているか。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備	3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化	(1) 「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制委員会等を通じて法令遵守・受託者責任等の徹底を図った。投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。 (2) 内部統制については、「内部統制の基本方針」等に基づき以下のとおり適切に行った。	(10) 内部統制等の体制の強化については、経営委員会が作成した内部統制の基本方針等に基づき適切に行っている。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知) に基づき業務方法書に定めた事項については、内部統制委員会による議決や、モニタリングの下適切に実施した。 また、行動規範・投資原則の実施状況の点検等を行うことで、法令遵守並びに慎重な専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守が徹底されていることを確認している。 運用受託機関等に対して、ガイドラインで法令遵守を求めるとと

	層の強化を図ること。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 また、内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制や、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制を一層強化すること。 さらに、法人	には、法令遵守・受託者責任等の徹底を図るとともに、投資原則・行動規範を遵守し、国民からより一層信頼される組織づくりを進める。そのため、他の民間金融機関等の例も参考にしつつ、経営委員会及び監査委員会並びに理事長を始めとした役職員の連携により、現行内部体制の点検を行い、早急に必要な改善策を講ずる。 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第 1 の 1 に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底す	会等を通じて、法令遵守・受託者責任等の徹底を図るとともに、投資原則・行動規範を遵守し、国民から一層信頼される組織づくりを進める。 （２）年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第 1 の 1 に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。 また、運用受託機関等に対して、ガバナンス体制及び利益相反の防止体制の確立並びに関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	備」について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施しているか。さらに、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。 その際、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求めているか。 （11）内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制の一層の強化を行っているか。また、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化を含む内部統制体制の一層の強化を行っているか。	① 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制 法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。また、運用の多様化・高度化に伴い、運用部門の業務内容が拡大していることから、コンプライアンス機能の一層の強化を目的に令和 6 年 10 月に法務室内にコンプライアンス体制強化準備室を設置し、令和 7 年 3 月にコンプライアンスチームを立ち上げた。 その他の取組みとして、以下のとおり実施した。 ア 被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（令和 6 年 4 月及び 7 月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。 イ 1 月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、行動規範の実施状況の確認、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッションを実施した。 ウ コンプライアンスの一層の徹底を図ることを目的に、e ラーニングを活用したコンプライアンス研修を実施した。また、コンプライアンスに関する集合研修については、倫理規程やコンプライアンスについて一層の理解を促すことを目的とした研修を実施し、役職員の意識向上を図った。 エ 毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを適宜執務室内に張り替え掲示し、役職員の意識向上を図った。 ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月 1 回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。 業務リスクが顕在化した場合には、同様の事例の発生予防のため、発生の原因、発生時の対応及び改善策を法人内に都度周知した。 また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り、理事長を委員長とする内部統制委員会において、業務リスクの管理や顕在化予防のため、潜在的な業務リスク等の識別、分析及び評価等に関連する事項を議決したほか、顕在化した業務リスクに関する情報を共有した。	もに、ミーティング等において遵守状況を確認している。内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内容を確認した。 以上により、所期の目標を達成していると考え （11）内部統制・危機管理に高い専門性を有する外部弁護士・法律事務所のネットワークを構築したことなどにより、リスク管理や法令遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化を進めた。 加えて、運用の多様化・高度化に伴い、運用部門の業務内容が拡大していることから、コンプライアンス機能の一層の強化を目的に令和 6 年 10 月に法務室内にコンプライアンス体制強化準備室を設置し、令和 7 年 3 月にコンプライアンスチームを立ち上げた。 以上により、所期の目標を達成していると考え
--	--	---	--	---	---	--

	の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。	るよう求める。 コンプライアンスの徹底を図り、法令遵守の確保等を一層的に実施できるよう、客観性及び専門性の高い法律専門家等を活用し、法務体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関するルールの徹底を図る。		③ 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。 また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。 (3) 運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。 ① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点 ② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 <運用受託機関> ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 受託業務に係る内部統制の記述書及び保証報告書の項目等 なお、内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内	
--	---	---	--	--	--

				容を確認した。 <資産管理機関> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 受託業務に係る内部統制の記述書及び保証報告書の項目等 なお、内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内 容を確認した。 (4) 内部監査 ① 内部監査の実施 令和6年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を2回及び情報 セキュリティ内部監査を1回それぞれ下表のとおり実施した。 第1回定期内部監査（令和6年4月～令和6年9月） <table><tr><th>監査事項</th><th>監査内容</th></tr><tr><td>重点内部監査事項</td><td>資産運用に係るリスクの管理に関す る内部監査</td></tr><tr><td rowspan="4">共通内部監査事項</td><td>内部統制体制等の整備状況等に関す る内部監査</td></tr><tr><td>法令順守等に関する内部監査</td></tr><tr><td>業務実施の障害等となるリスク管理 に関する内部監査</td></tr><tr><td>広報等に関する内部監査</td></tr><tr><td>フォロー内部監査事項</td><td>指摘・着眼事項に関する内部監査</td></tr></table> 第2回定期内部監査（令和6年10月～令和7年3月） <table><tr><th>監査事項</th><th>監査内容</th></tr><tr><td>重点内部監査事項</td><td>自家運用の実施状況に関する内部監 査</td></tr><tr><td rowspan="2">共通内部監査事項</td><td>法令順守等に関する内部監査</td></tr><tr><td>法人文書に関する内部監査</td></tr></table>	監査事項	監査内容	重点内部監査事項	資産運用に係るリスクの管理に関す る内部監査	共通内部監査事項	内部統制体制等の整備状況等に関す る内部監査	法令順守等に関する内部監査	業務実施の障害等となるリスク管理 に関する内部監査	広報等に関する内部監査	フォロー内部監査事項	指摘・着眼事項に関する内部監査	監査事項	監査内容	重点内部監査事項	自家運用の実施状況に関する内部監 査	共通内部監査事項	法令順守等に関する内部監査	法人文書に関する内部監査	
監査事項	監査内容																						
重点内部監査事項	資産運用に係るリスクの管理に関す る内部監査																						
共通内部監査事項	内部統制体制等の整備状況等に関す る内部監査																						
	法令順守等に関する内部監査																						
	業務実施の障害等となるリスク管理 に関する内部監査																						
	広報等に関する内部監査																						
フォロー内部監査事項	指摘・着眼事項に関する内部監査																						
監査事項	監査内容																						
重点内部監査事項	自家運用の実施状況に関する内部監 査																						
共通内部監査事項	法令順守等に関する内部監査																						
	法人文書に関する内部監査																						

				<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>フォロー内部監査事項</td><td>指摘・着眼事項に関する内部監査</td></tr></table> 情報セキュリティ内部監査（令和6年10月～令和7年3月） <table><tr><th>監査事項</th><th>監査内容</th></tr><tr><td>重点内部監査事項</td><td>情報セキュリティ対策に関する内部監査</td></tr><tr><td>共通内部監査事項</td><td>個人情報に関する内部監査</td></tr></table> 内部監査結果については、理事長及び監査委員会に報告を行い、報告後速やかに、法人の適切な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。また、情報セキュリティ内部監査の結果については、最高情報セキュリティ責任者に報告を行った。 ② 関係者とのコミュニケーションの強化 ア. 監査委員会との連携 年度内部監査実施計画の策定時や内部監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監査委員会と緊密な連携を行った。 イ. 各部室長とのコミュニケーション 各部室の各種リスクに係る課題認識や対応策等を把握するために、各部室長とのリスクコミュニケーションヒアリングを実施し、四半期に一度、理事長に報告した。 ③ 内部監査高度化の推進 内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を強化するため、民間金融機関で監査経験のある人材の知識・ノウハウ等を活用し、リスクベースによる内部監査を引き続き推進した。 （5）監査委員会監査 ① 監査委員会による監査については、2023年度監査委員会監査計画（令和5年6月23日通知）、2024年度監査委員会監査計画（令和6年6月27日通知）に基づき、下表のとおり実施した。 <table><tr><td>年 月</td><td>対象部室等</td><td>実施内容等</td></tr><tr><td>R6.6</td><td>経理部</td><td>令和5年度決算(会計)監査</td></tr><tr><td>R6.6</td><td>理事長</td><td>令和5年度監査報告(内部統制を含む。)</td></tr></table>			フォロー内部監査事項	指摘・着眼事項に関する内部監査	監査事項	監査内容	重点内部監査事項	情報セキュリティ対策に関する内部監査	共通内部監査事項	個人情報に関する内部監査	年 月	対象部室等	実施内容等	R6.6	経理部	令和5年度決算(会計)監査	R6.6	理事長	令和5年度監査報告(内部統制を含む。)	
フォロー内部監査事項	指摘・着眼事項に関する内部監査																							
監査事項	監査内容																							
重点内部監査事項	情報セキュリティ対策に関する内部監査																							
共通内部監査事項	個人情報に関する内部監査																							
年 月	対象部室等	実施内容等																						
R6.6	経理部	令和5年度決算(会計)監査																						
R6.6	理事長	令和5年度監査報告(内部統制を含む。)																						

				<table><tr><td>R7.2 ～ R7.5</td><td>経営委員 (監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等</td><td>経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等（審議役、総務部、経理部、企画部、調査数理部、運用リスク管理部、情報管理部、投資運用部、運用管理部、オルタナティブ投資部、法務室、監査室、シニア I Tアドバイザー）に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)</td></tr><tr><td>通年</td><td>全部室</td><td>理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等</td></tr></table>	R7.2 ～ R7.5	経営委員 (監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等（審議役、総務部、経理部、企画部、調査数理部、運用リスク管理部、情報管理部、投資運用部、運用管理部、オルタナティブ投資部、法務室、監査室、シニア I Tアドバイザー）に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)	通年	全部室	理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等	
R7.2 ～ R7.5	経営委員 (監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等（審議役、総務部、経理部、企画部、調査数理部、運用リスク管理部、情報管理部、投資運用部、運用管理部、オルタナティブ投資部、法務室、監査室、シニア I Tアドバイザー）に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)									
通年	全部室	理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等									
② 令和6年度における監査委員会監査の充実・強化の取組実績 ア 令和6年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理事長に通知するとともに、経営委員会及び経営企画会議でその内容を説明することで、監査委員会監査の問題意識や主眼点を役職員に周知した。 イ 四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告した。 ウ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性を確保するため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」を開催した。 エ 経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議、投資委員会、契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明を行うことなどによって、不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点に加えて、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から日常的に監査・監視を実施した。 オ 監査委員会監査を（a）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b) 財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c) 監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」に分類し、「監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程」に基づき監査を実施した。 カ 自家（インハウス）運用における取引先選定に関し、その職務執行の公平性・透明性について検証した。 （6）会計監査人の監査 会計監査人による監査については、令和5年度の決算に係る会計監査及び令和6年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。 また、令和5年度の決算に係る監査報告書については、6月開催の監査											

		を的確に実施する。内部通報・外部通報やハラスメントに関する相談等について適切に取り扱う。また、内部統制やコンプライアンスに関する進んだ知見の収集を行う。		図った。 ②外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士等より、内部統制やコンプライアンスに関する進んだ知見を得た。 ③内部通報・外部通報制度を適切に運用することを目的として、外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士の知見を活用しながら、担当者向け通報処理マニュアルの整備を進めた。	
		（４）運用受託機関等との不適切な関係を疑われないことがないよう、役職員の再就職に関するルールの徹底を図る。	（12）法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講じているか。	（９）役職員の再就職に関するルールを適切に管理し、再就職を決めた職員から在職中の再就職に関する届出及び退職後の金融事業者への再就職に関する届出を受領し、その内容について問題がないことを確認した。	（12）再就職をした職員から再就職の届出を受け、その内容について問題のないことを確認していることから、所期の目標を達成していると考ええる。
第３ ２．国民から一層信頼される組織体制の確立 平成 28 年の法改正により、平成 29 年 10 月から、法人に経営委員会と監査委員会が設置されるなど、以下のようなガバナンス改革が講じられた。 経営委員会は、法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与え	第１ ２．国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保 経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長を始めとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、	２．国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保 経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長をはじめとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライ	（13）平成 29 年 10 月のガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的な PDCA サイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めているか。 （14）経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、ガバ	２．国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保 経営委員会は、令和 6 年度に 13 回開催し、基本ポートフォリオの検証、アセットオーナー・プリンシプルの受入れ及び取組方針、サステナビリティ投資方針、第 5 期中期計画等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長をはじめとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行った。 【経営委員会開催実績】 第 9 4 回 令和 6 年 4 月 19 日 第 9 5 回 令和 6 年 5 月 17 日 第 9 6 回 令和 6 年 6 月 11 日 第 9 7 回 令和 6 年 6 月 28 日 第 9 8 回 令和 6 年 7 月 26 日 第 9 9 回 令和 6 年 9 月 13 日 第 1 0 0 回 令和 6 年 10 月 29 日 第 1 0 1 回 令和 6 年 11 月 22 日 第 1 0 2 回 令和 6 年 12 月 20 日 第 1 0 3 回 令和 7 年 1 月 24 日 第 1 0 4 回 令和 7 年 2 月 7 日 第 1 0 5 回 令和 7 年 3 月 11 日 第 1 0 6 回 令和 7 年 3 月 28 日 監査委員会は、令和 6 年度に 15 回開催し、監査委員会の運営に関する事項	（13）ガバナンス改革の趣旨を踏まえ、経営委員会、監査委員会、理事長等が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら国民から一層信頼される組織体制の確立に努めていると考ええる。 （14）ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、経営委員会において、令和 6 年度に開催した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される議決事項につい

	られた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 引き続き、このガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を	コンプライアンスの徹底、業務執行の手続の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と連携をとって監査等を行うとともに、必要に応じて経営委員会に対して意見を提出する。 また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的	アンスの徹底、業務執行の手続の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行うとともに、必要に応じて経営委員会に対して意見を提出する。 また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的	ナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行っているか。 (15) 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年1回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築を行っているか。	及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。 【監査委員会開催実績】 第107回 令和6年4月16日 第108回 令和6年4月19日 第109回 令和6年5月9日 第110回 令和6年6月6日 第111回 令和6年6月26日 第112回 令和6年7月23日 第113回 令和6年9月17日 第114回 令和6年10月10日 第115回 令和6年11月13日 第116回 令和6年12月17日 第117回 令和7年1月21日 第118回 令和7年2月4日 第119回 令和7年3月6日 第120回 令和7年3月13日 第121回 令和7年3月27日 また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。 このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。 また、ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、第106回経営委員会（令和7年3月28日開催）において、令和6年度に開催した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される新たな議決事項については、経営委員会規程別表に追加する改正を行った。 なお、第5期中期目標期間における基本ポートフォリオに関する情報が公表前に一部報道されたことに対し、関係者に対して事実確認を行うとともに、基本ポートフォリオ公表までの間の厳正な情報管理について法人内で改めて周知徹底を行った。 職員現況調査（記述式）を基に、職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すとともに働きがいのある職場づくりに活かすため、業務運営に係る意見等を聴取した。 また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目としており、職員の能動的な業務関与を促すこととしている。	ては、経営委員会規程別表に追加する改正を行っており、所期の目標を達成していると考え。 (15) 職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すため、業務運営に係る意見等を聴取した。また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目とし、職員の能動的な業務関与を促すこととしていることから、所期の目標を達成していると考え。
--	--	--	--	--	---	--

	担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。 また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行うこと。	なPDCAサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化するなど、ガバナンス改革の趣旨に沿って、透明性向上に資する一層の取組を強化する。 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年1回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築する。	なPDCAサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化するなど、ガバナンス改革の趣旨に沿って、透明性向上に資する一層の取組を強化する。 役職員の業務運営への積極的な関与を促進し、働きがいのある職場づくりに活かすため、役職員意識調査を少なくとも年1回実施する。			
	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 (1) 監査委員会の職務の実効性確保のための体制強化 管理運用法人は、監査委員会を補佐する体制を強化するとともに、監査委員会による監査に	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、以下の点を重点に監査及び監視を行う。 (1) ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況、拡充・強化した法務機能の運営状況及び	(16) 監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させているか。	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 (1) 監査委員会は、運用の高度化、多様化を進める中での内部統制の状況、法務機能の活用状況及び監査機能の強化の状況等について、経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席等によって監視し、その実効性を検証した。 (2) 監査委員会は、生産性の向上や業務の効率化の向上について、業務監査を通じて検証し、各部署の業務特性に応じた生産性の向上や業務の効率化の向上の促進状況について確認した。 (3) 監査委員は、契約審査会や投資委員会に陪席し、そこで審議される調達方法、概算所要額、契約内容、契約先の選定プロセス等について意見を述べることで、管理運用法人の契約関係の公正性について検討した。また、	(16) 監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、会計監査人及び監査室との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時の調査等により監査等を行った。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期及び随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させており、所期の目標を達成していると考ええる。

	正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。	必要な費用を手当てするなど、監査委員会がその役割を十分に発揮できるような環境の整備・改善を図る。 （２）監査及び監視の方針 監 査 委 員 会 は、監査委員会規程、監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程並びに内部統制に関する監査委員会監査実施基準を監査の方針として位置付け、これらの方針に基づき管理運用法人の業務の監査及び監視を行う。 なお、中期計画期間中の状況変化に対応し、適切な監査を実施するために方針も随時改正する。 （３）監査計画の策定と計画に基づく監査の実施 監 査 委 員 会 は、各年度の業務監査や会計監査の結果に基づき当該年度の監	監査機能の強化の状況について、その実効性を検証する。また、その結果や管理運用法人の置かれた状況などを踏まえ、必要に応じて、更なるガバナンス強化に資する提言・提案を行う。 （２）柔軟な働き方に配慮した時間の有効活用による生産性の向上や業務効率の向上の状況について検証する。 （３）監査委員が契約審査会や投資委員会に陪席することにより、管理運用法人の契約関係の公正性を確認するとともに、監査委員会が外部有識者を含む契約監視委員会を複数回開催し、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行う。 （４）監査委員会が、会計監査	監査委員会は、外部有識者と構成する契約監視委員会を２回開催し、調達手続等の改善の取組みや契約審査会審議案件に係る契約手続の進捗状況などについての報告を受け、それに対して事務手続の確認や調達の参加者を増やし競争性を高めるための方策などについての議論を行うことで、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行った。 （４）監査委員会は、会計監査人候補者を選定するために、現会計監査人について、会計監査人としての適性を審査した。 また、会計監査人及び監査室と随時意見交換や情報交換を行い、さらに、監査室に対しては、管理運用法人を取り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内部監査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高めるための取組みを行った。 （５）監査委員会は、業務監査、執行部が主催する重要な会議・委員会への陪席及び監査委員会へ執行部を適宜招聘すること等により、運用の高度化・多様化に見合った業務プロセスの適正性等について監視し、内部統制の取組状況について確認した。	
--	---	---	---	--	--

		査報告を作成するとともに、次年度の監査方針として監査計画を策定して経営委員会及び執行部（以下「監査対象」という。）に示し、当該計画に沿った監査を実施する。 監査委員会は、各年度の業務監査及び会計監査の結果を監査対象にフィードバックするなど、監査対象とのコミュニケーションを図ること、監査室その他内部統制機能を所管する部署と緊密な連携を保つこと、加えて、監査委員向けの研修や連絡会議に参加すること等によって、そこから得られた情報・知見を監査の実施に反映するなど、監査のPDCAサイクルを回すことによって監査の実効性を向上させる。 （４）内部諸規定に基づく業務運営の点検 監査委員会	人候補者の選定を行うとともに、会計監査人及び監査室との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高める。 （５）運用の高度化・多様化に対応した内部統制の取組状況について確認する。		
--	--	---	--	--	--

		は、業務運営が内部諸規定に基づき行われているか、業務監査を通じて確認するとともに、必要があると認めるときは、経営委員会若しくは理事長又は厚生労働大臣に対して意見を提出する。				
	5. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。	5. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 なお、政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に従い、クラウドサービス利用時における情報セキュリティ対策の高度化を行う。 また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部	5. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 クラウドサービス導入時における C A S B (Cloud Access Security Broker : クラウド監視サービス) の活用による安全性の確認を継続的に行う。 また、運用受託機関等に求め	(17) 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認しているか。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価しているか。	5. 情報セキュリティ対策 ①情報セキュリティ診断の実施 法人のネットワークシステム及び統合文書管理システムに対して脆弱性診断及びペネトレーションテストを実施。 発見された緊急度の高い脆弱性について、即時対応を行った。 ②情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検 ・情報セキュリティに係わる最新の状況をテーマに e ラーニングを実施した。 ・期中に採用等した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体の情報セキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を 1 回実施した。 ・多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練を実施した。 ③法人のネットワークシステムにおいて、C A S B (Cloud Access Security Broker : クラウド監視サービス) を活用することにより、役職員のクラウドサービス利用時のモニタリングを継続的に実施した。 また、新たなクラウドサービス環境の利用時における情報セキュリティ対策の実装に向けた検討のための情報収集を行った。 ④運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築 ・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施細則」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策	(17) 法人のネットワークシステム及び統合文書管理システムに対して脆弱性診断及びペネトレーションテストを実施し、発見された緊急度の高い脆弱性について、即時対応を行った。 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策として e ラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した (合計 5 回)。 また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99.6%が遵守できていることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、手順書の一部に軽微な不適合が認められたが、対応を完了している。 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。 共通業務基盤の調達においてモバイルデバイスの利用を踏まえた情報セキュリティ対策を検討した。 情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を活用し、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。 以上により、所期の目標を達成していると考える。

		の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性の評価を徹底する。	ている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。 さらに、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。 上記に加え、新たな共通業務基盤及び運用業務基盤の導入や、モバイルデバイスの利用を踏まえた情報セキュリティ対策を検討する。 これらの取組を推進するため、専門的な知見を有する業務支援事業者を活用するとともに、情報セキュリティ専門人材の育成・採用に努める。		ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ 125 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ・その結果、契約を継続するに際して情報セキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことを確認した。 ⑤共通業務基盤の調達においてモバイルデバイスの利用を踏まえた情報セキュリティ対策を検討した。 ⑥情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を活用することにより、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。	〈課題と対応〉 ● 高度化・複雑化した業務に対応し得る基盤システム及び業務運営体制の構築・運用（Ⅰ-2 再掲） ● 業務運営を支える人材の確保・育成・定着を戦略的に進めるための機能強化（Ⅱ-1 再掲） ● 業務執行プロセスの公正性及び透明性を確保するため、引き続き内部統制体制を強化
		6．施設及び設備に関する計画 なし	6．施設及び設備に関する計画 なし		6．施設及び設備に関する計画 なし	

		7. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	7. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。		7. 中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。	
--	--	---	---	--	---	--